

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

うるま市障がい者プラン

第4次うるま市障害者計画

第7期うるま市障害福祉計画

第3期うるま市障害児福祉計画

(素案)

1
2
3

目次

1		
2	第1章 計画の策定にあたって	1
3	1. 計画の背景と趣旨	1
4	2. 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の関係	7
5	3. うるま市障がい者プランと他計画との位置づけ	8
6	4. 計画の期間	9
7		
8		
9	第2章 障がい者の現状	11
10	1. 障害者手帳の所持状況	13
11	2. サービスの利用状況	16
12	3. 障がい者相談支援等	19
13	4. 地域活動支援センター	21
14	5. 補装具	22
15	6. 各種手当等	23
16	7. 医療費助成等	24
17	8. その他の支援等	26
18	9. 調査から見る現状や課題の整理	28
19		
20		
21	第3章 第3次計画の実施状況や課題	39
22	1. 点検1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	41
23	2. 点検2. 保健・医療の推進	43
24	3. 点検3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	46
25	4. 点検4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	51
26	5. 点検5. 教育の振興	52
27	6. 点検6. 雇用、就業、経済的自立の支援	54
28	7. 点検7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興	56
29	8. 点検8. 安全安心な生活環境の整備	58
30	9. 点検9. 防災、防犯等の推進	60
31		
32		
33	第4章 計画の基本的な考え方	63
34	1. 基本理念	65
35	2. 基本目標	65
36	3. 重点的な取り組み	67
37	4. 施策の体系（障害者計画の施策体系）	70
38		
39		

1	第5章 第4次障害者計画（令和6年度～11年度）	73
2	I. 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実 ……………	75
3	1. 地域での生活の支援……………	75
4	2. サービス提供体制の充実……………	77
5	3. 保健・医療の推進……………	79
6	II. 障がい者の自立支援と活躍（社会参加）の推進 ……………	81
7	4. 雇用・就業の支援、手当等の支給……………	81
8	5. 地域での活動の充実……………	84
9	III. 安心できる地域環境づくりの推進 ……………	86
10	6. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止……………	86
11	7. 安全安心な生活環境の整備……………	88
12	8. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実……………	90
13	9. 防災、防犯等の推進……………	92
14	IV. 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実 ……………	94
15	10. 教育の振興……………	94
16	11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実……………	96
17		
18		
19	第6章 第7期障害福祉計画（令和6年～8年度）	99
20	1. 障害福祉計画の成果目標……………	101
21	2. 障害福祉サービス等の見込量……………	108
22	3. 地域生活支援事業……………	133
23		
24		
25	第7章 第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度）	171
26	1. 障害児福祉計画の成果目標……………	173
27	2. 障害児通所支援の見込量……………	176
28		
29		
30	第8章 計画推進のために	183
31	1. 計画の推進体制……………	185
32	2. 人材の確保・質の向上……………	188
33	3. 計画の進行管理……………	188
34		
35		
36		
37		
38		
39		

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

<障がいと障害の表記について>

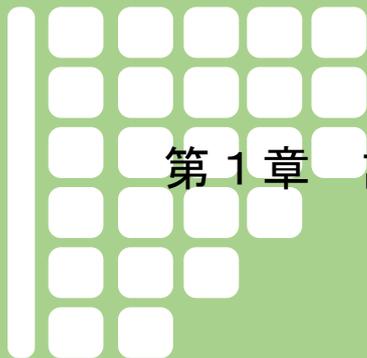
本計画書では、「障がい者」、「障がい児」といった人を表す場合は「障がい」と表記しています。

国の法律名や条文、法令等に基づく制度については当該法律、条文、制度の名称等をそのまま引用しています。

医療用語等の専門用語として使用する場合は、「害」が適切な場合は漢字で表しています。

施設名、または法人、団体名等の固有名詞については各々の定めに合わせた表記をしています。

1
2
3
4



第1章 計画の策定にあたって



1. 計画の背景と趣旨

障害福祉制度は、2003（平成15）年の「支援費制度」の施行により、「措置制度」から大きく転換され、多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応、利用者の立場に立った制度構築がなされました。2006（平成18）年には3障害共通の制度となる「障害者自立支援法」が施行、2012（平成24）年には「障害者自立支援法」、「児童福祉法」の一部が改正され、相談支援の充実、障がい児支援の強化などがなされました。2013（平成25）年には地域社会における共生の実現に向けて「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正されました。

「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に発達障害や難病が追加され、障害福祉サービスの拡充、サービス等利用計画の作成、支援体制の強化（自立支援協議会の法制化など）、が図られてきました。

2018（平成30）年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が一部改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、『生活』と『就労』に対する支援の充実（自立生活援助、就労定着は支援の創設、重度訪問介護の訪問先拡大）、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援拡充などが新たに盛り込まれました。そして、2023（令和5）年にはこども家庭庁が設置され、障がい児支援施策がこども家庭庁の所管となりました。

また、近年、国では、「社会参加の機会の確保」、「地域社会における共生」、「社会的障壁の除去」により、障がい者も健常者も支え合いながら地域で共に暮らす「地域共生社会の実現」を目指しており、障がい者が支援を受けるだけでなく、社会活動に参加して自己実現していけるように支援していくことが目的となっています。

本計画は、障害の有無にかかわらず自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」を実現できるよう、国の基本指針を踏まえながら、社会情勢、うるま市の障がい者及び地域福祉の方向性等をふまえ、障害福祉サービス提供等の支援のみならず、障がい者の権利擁護、保健・医療、教育、就労、生きがい、生活環境など、様々な視点から、行政及び関係機関・関係団体が多機関連携し、包括的に関わりながら障がい者を支えていくことを目的に策定しています。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の策定ポイントの変遷

第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）平成30年度～令和2年度

◎新しいサービスの導入

- ・ 自立生活援助
- ・ 就労定着支援

◎サービスの利用条件の緩和の視点

- ・ 重度訪問介護：医療機関への入院時も一定の支援が可能に
- ・ 高齢障がい者：介護保険サービス利用の際に障害福祉サービス利用負担を軽減（65歳以前から障害福祉サービスを使ってきた低所得の高齢障がい者）

◎障がい児支援強化の視点

- ・ 居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設（重度障がい児）
- ・ 保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に利用対象を拡大
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児への支援
- ・ 障害児福祉計画の策定義務

第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）令和3年度～令和5年度

◎相談支援やサービス等の充実・強化の視点

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 障がい者の社会参加
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 障害福祉サービスの質の向上

◎成果目標の強化の視点

- ・ 精神障がい者の地域移行
- ・ 医療的ケア児に関するコーディネーター配置
- ・ 就労定着支援の充実

今回

第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）令和6年度～令和8年度

【国指針のポイント】

◎障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実

◎「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 地域福祉計画等との連携
- ・ 包括的な支援体制の構築の推進

◎障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減

◎新しいサービスの導入

- ・ 就労選択支援

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネートターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行支援の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動支援の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 **【新設】** ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） **【新設】**
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 **【新設】**

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 **【新設】**
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 **【新設】**

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み **【新設】**
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み **【新設】**

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害者に配慮した支援

- ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・ 障害者に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・ 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・ 障害のあることにも対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・ 農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・ 日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

2. 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の関係

「うるま市障害者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当する計画です。本計画は、障がい者の日常生活及び社会生活全体に係る支援策を掲げ、総合的に障がい者の地域生活支援を図るものです。

「うるま市障害福祉計画」(本書第6章に相当)は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障がい者福祉計画の「生活支援」に関する施策の実施計画として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の数値目標の設定と、目標達成に向けた取り組みを掲げたものです。

「うるま市障害児福祉計画」(本書第7章に相当)は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を掲げたものです。

本計画書は上記の計画を「うるま市障がい者プラン」として一体的に策定したものです。

うるま市障がい者プラン

うるま市障害者計画 (令和6年度～令和11年度)

- 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当(第11条第3項)
- 障害者福祉施策を総合的に掲げる
＜広報啓発、相談・情報提供、保健・医療サービス、保育・教育環境、就労・雇用、生活環境等＞
- 計画期間は6年を1期とする

うるま市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

- 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当(第88条第1項)
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込みと確保の方策及び地域支援事業の実施に関する事項を定める
- 計画期間は3年を1期とする

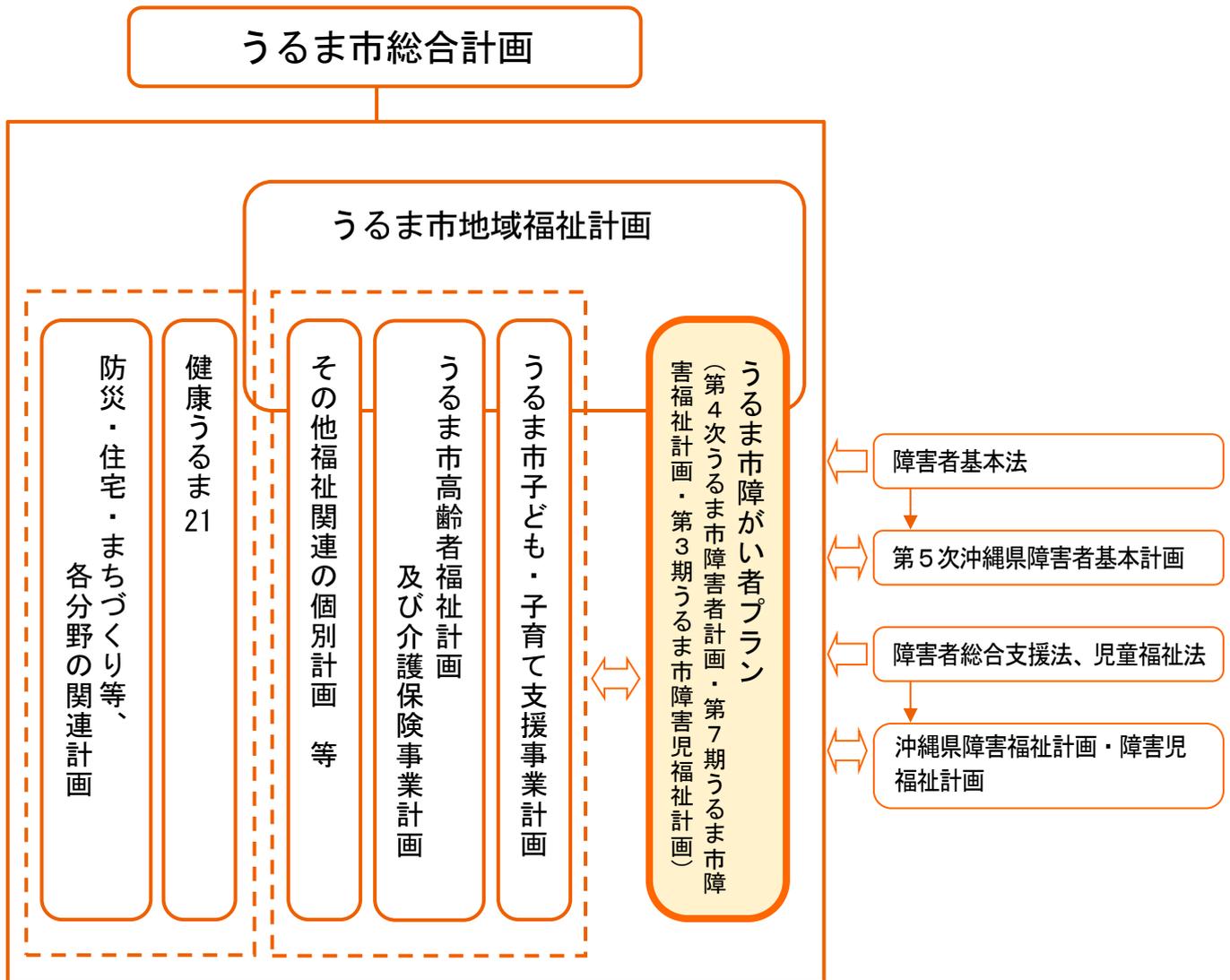
うるま市障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

- 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当(第33条の20第1項)
- 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定める
- 計画期間は3年を1期とする

3. うるま市障がい者プランと他計画との位置づけ

本計画は、「うるま市総合計画」を上位計画とした障がい者福祉に係る個別計画であるとともに、「うるま市地域福祉計画」の掲げる理念や視点を共有する計画です。市の計画の中では、さらに、保健福祉部門の関連する個別計画、及びその他障がい者等の福祉に関連する計画との整合性を保つものです。

また、国の「第5次障害者基本計画」及び沖縄県の「第5次沖縄県障害者基本計画」との整合性を図るものです。

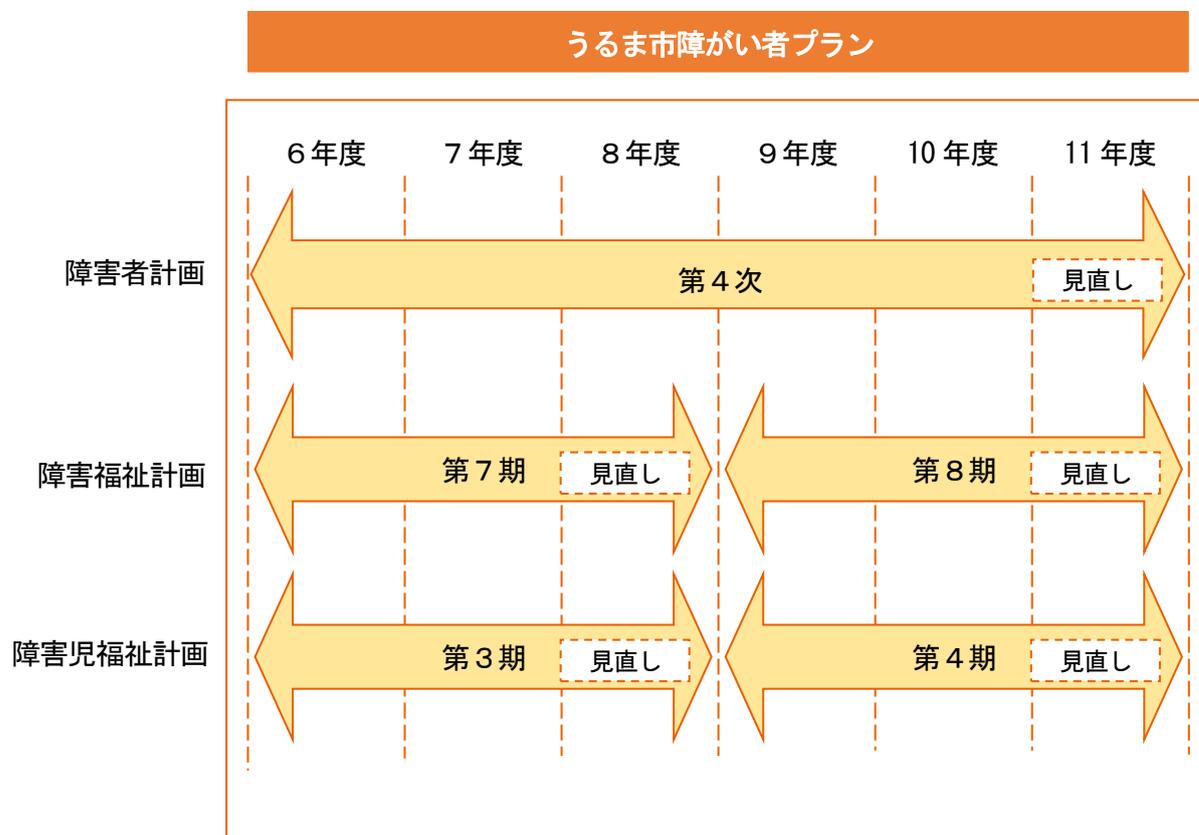


4. 計画の期間

「第4次うるま市障害者計画」は、6か年計画とし、令和6年度～11年度までの計画期間とします。

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年を1期として策定することを基本としつつ、地域の実情等を考慮した柔軟な期間の設定が可能とされていますが、本市においては国並びに県の計画期間、報酬改定の影響等を踏まえて、「第7期障害福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度～令和8年度までの3年を計画期間として策定します。

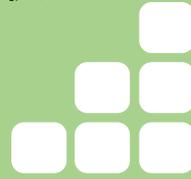
なお、計画期間中に国の法改正や社会情勢の変化等により本計画の修正等が必要となった場合には、適宜見直しを行います。



1
2
3
4



第2章 障がい者の現状



1. 障害者手帳の所持状況

(1) 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳の所持状況は、やや減少傾向にあり、令和4年度には4,955人となっています。また新規交付者が219人であり、令和3年度の204人に対しやや増加となっています。

等級別に見ると、最重度の1級が交付者全体の34.91%を占め、もっとも多くなっています。また、障害部位別では、内部障害が44.92%、肢体不自由が36.37%で、その他の部位を大きく上回っています。

身体障害者手帳の所持状況

各年度3月末

	性別	手帳所持者 総数	手帳交付件数					年度手帳 交付率
			新規	転入	再交付	更新	計	
平成30年度		5,100	245	64	221		530	10.39%
令和元年度		5,074	260	39	161		460	9.07%
令和2年度		5,018	216	35	179		430	8.57%
令和3年度		5,050	204	36	207		447	8.85%
令和4年度	男	2,833	134	13	144		291	10.27%
	女	2,122	85	9	82		176	8.29%
	計	4,955	219	22	226		467	9.42%

資料：うるま市『福祉事務所概要』

障害別及び等級人数

各年度3月末

	障害別	等級						計	構成比 (%)
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
平成30年度	視覚障害	114	83	16	12	28	13	266	5.22
	聴覚・平衡機能障害	29	132	72	144	1	290	668	13.10
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	5	33	13	0	0	55	1.08
	肢体不自由	539	482	268	316	171	117	1,893	37.12
	内部障害	1,058	40	645	475	0	0	2,218	43.49
	合計	1,744	742	1,034	960	200	420	5,100	100.00
	構成比 (%)	34.20	14.55	20.27	18.82	3.92	8.24	100.00	
	障がい児 (再掲)	59	13	17	13	2	5	109	2.14
令和元年度	視覚障害	110	91	16	12	28	13	270	5.32
	聴覚・平衡機能障害	30	131	65	143	1	289	659	12.99
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	5	32	14	0	0	54	1.06
	肢体不自由	533	468	268	315	171	123	1,878	37.01
	内部障害	1,090	37	614	472	0	0	2,213	43.61
	合計	1,766	732	995	956	200	425	5,074	100.00
	構成比 (%)	34.80	14.43	19.61	18.84	3.94	8.38	100.00	
	障がい児 (再掲)	57	11	16	11	1	2	98	1.93
令和2年度	視覚障害	101	86	14	14	28	13	256	5.11
	聴覚・平衡機能障害	31	126	66	138	1	284	646	12.90
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	5	25	13	0	0	46	0.92
	肢体不自由	494	435	270	317	167	126	1,809	36.11
	内部障害	1,099	30	622	501	0	0	2,252	44.96
	合計	1,728	682	997	983	196	423	5,009	100.00
	構成比 (%)	34.50	13.62	19.90	19.62	3.91	8.44	100.00	
	障がい児 (再掲)	55	11	17	12	1	3	99	1.98
令和3年度	視覚障害	88	90	15	13	36	12	254	5.03
	聴覚・平衡機能障害	31	123	63	140	1	275	633	12.53
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	5	28	13	0	0	49	0.97
	肢体不自由	527	450	280	315	166	130	1,868	36.99
	内部障害	1,108	35	612	491	0	0	2,246	44.48
	合計	1,757	703	998	972	203	417	5,050	100.00
	構成比 (%)	34.79	13.92	19.76	19.25	4.02	8.26	100.00	
	障がい児 (再掲)	45	12	17	11	4	4	93	1.84
令和4年度	視覚障害	82	87	14	16	37	12	248	5.01
	聴覚・平衡機能障害	33	119	66	148	1	261	628	12.67
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	5	30	13	0	0	51	1.03
	肢体不自由	516	430	272	299	151	134	1,802	36.37
	内部障害	1,096	38	602	490	0	0	2,226	44.92
	合計	1,730	679	984	966	189	407	4,955	100.00
	構成比 (%)	34.91	13.70	19.86	19.50	3.81	8.21	100.00	
	障がい児 (再掲)	42	13	16	12	4	6	93	1.88

資料：うるま市『福祉事務所概要』

1 (2)療育手帳の所持状況

2 療育手帳の所持状況は、令和4年度で1,556人であり、程度別では軽度に当たる「B2」が689人で
 3 最も多くなっています。また、18歳未満が477人で、手帳所持者の30.7%を占めています。新規交付
 4 者は令和4年度が91人です。新規交付は令和3年度から増加しています。

5 該当者区分：喪失者含まない性別

令和4年度

程度別	性別	18歳未満			18歳以上			合計
		男	女	計	男	女	計	
最重度	A1	8	8	16	72	50	122	138
重度	A2	39	16	55	153	117	270	325
中度	B1	70	30	100	190	114	304	404
軽度	B2	205	101	306	252	131	383	689
合計		322	155	477	667	412	1,079	1,556
平成30年度新規交付件数		29	20	49	7	3	10	59
令和元年度新規交付件数		33	19	52	2	4	6	58
令和2年度新規交付件数		37	13	50	6	4	10	60
令和3年度新規交付件数		58	23	81	6	4	10	91
令和4年度新規交付件数		54	26	80	5	6	11	91

6 資料：うるま市『福祉事務所概要』

7
8
9 (3)精神障害者保健福祉手帳の所持状況

10 令和4年度の精神障害者保健福祉手帳の所持状況をみると、障害の程度が中度にあたる「2級」が
 11 58.7%と、大半を占めています。また、重度にあたる「1級」は26.3%、軽度にあたる「3級」は15.0%
 12 で、3級に比べ1級の方が多くなっています。

13 精神障害者保健福祉手帳交付件数

各年度3月末

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1級	313	330	643	329	335	664	309	326	635	269	284	553	280	297	577
2級	570	595	1,165	594	644	1,238	592	644	1,236	507	601	1,108	589	696	1,285
3級	145	129	274	162	147	309	163	166	329	133	146	279	158	170	328
合計	1,028	1,054	2,082	1,085	1,126	2,211	1,064	1,136	2,200	909	1,031	1,940	1,027	1,163	2,190

14 資料：うるま市『福祉事務所概要』

2. サービスの利用状況

(1) 介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の支給決定者では、「就労継続支援(B型)」の利用が非常に多くなっています。また、「生活介護」「居宅介護」「就労継続支援(A型)」「共同生活援助」も多くなっています。サービスの利用者数は、全体的に増加する傾向となっており、特に「就労継続支援(B型)」「居宅介護」「共同生活援助」「相談支援給付費」「生活介護」で前年からの伸びが大きくなっています。

介護給付、訓練等給付の利用状況

介護・訓練等種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		年間 決定者数	年間延べ 利用者数	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	
介護給付費	訪問系	居宅介護	282	3,245	317	3,263	410	3,499	443	3,604	470	3,897
		行動援護	34	293	40	364	41	335	37	321	35	357
		重度訪問介護	28	606	22	440	17	354	14	234	11	214
		同行援護	47	592	44	612	40	540	39	481	37	501
		訪問系小計	391	4,736	423	4,679	508	4,728	533	4,640	553	4,969
	日中活動系	療養介護	13	485	13	521	46	539	46	571	46	545
		生活介護	250	5,162	335	5,432	412	5,371	422	5,357	425	5,567
		短期入所 (ショートステイ)	317	849	299	998	277	678	264	642	267	756
		日中活動系小計	580	6,496	647	6,951	735	6,588	732	6,570	738	6,868
		施設入所支援	64	2,509	116	2,424	201	2,379	202	2,420	203	2,391
	施設系小計	64	2,509	116	2,424	201	2,379	202	2,420	203	2,391	
	介護給付費合計	1,035	13,741	1,186	14,054	1,444	13,695	1,467	13,630	1,494	14,228	
訓練等給付費	共同生活援助	128	1,421	172	1,653	183	1,982	202	2,139	234	2,390	
	自立生活援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宿泊型自立訓練	18	171	17	142	9	149	11	161	11	147	
	自立訓練(生活訓練)	42	422	37	314	27	268	27	262	26	300	
	自立訓練(機能訓練)	5	40	3	19	3	28	0	19	1	9	
	就労移行支援	49	334	46	302	27	341	19	310	22	245	
	就労定着支援	1	0	5	26	7	50	8	81	8	79	
	就労継続支援(A型)	265	2,686	267	2,764	259	2,777	253	2,775	234	2,589	
	就労継続支援(B型)	615	6,732	630	7,004	690	7,555	731	7,716	782	8,350	
訓練等給付費合計	1,123	11,806	1,177	12,224	1,205	13,150	1,251	13,463	1,318	14,109		
	相談支援給付費等	1,266	4,663	1,368	5,500	1,532	6,154	1,574	6,220	1,624	6,457	
	合計	3,424	30,210	3,731	31,778	4,181	32,999	4,292	33,313	4,436	34,794	

資料：うるま市『福祉事務所概要』

※特定障害者特別給付費、高額障害福祉サービス費等給付費、やむを得ない事由による措置については計上していない。

1 (2) 障害児通所支援の利用状況

2 障害児通所支援の支給決定者数では、「放課後等デイサービス」の利用が圧倒的に多くなっています。
 3 また、「児童発達支援」「保育所等訪問支援」も多くなっています。サービスの利用者数は、「居宅訪問
 4 型児童発達支援」を除くサービスで全体的に増加する傾向となっています。

5 障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	年間 決定者数	年間延べ 利用者数								
児童発達支援	135	1,557	164	1,590	198	2,086	239	2,727	262	3,053
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	437	5,778	479	6,393	506	6,601	578	7,279	667	8,523
医療型児童発達支援	7	73	8	69	7	71	7	73	12	110
保育所等訪問支援	72	517	64	409	50	330	62	348	91	581
障害児相談支援給付	588	1,809	667	2,158	712	2,345	828	2,775	933	3,182
障害児通所給付費合計	1,239	9,734	1,382	10,619	1,473	11,433	1,714	13,202	1,965	15,449

6 資料：うるま市『福祉事務所概要』

7 ※障害児通所医療費等、高額障害児通所給付費は、計上していない。

8
9 (3) 障害審査区分認定審査会事業

10 福祉サービスの必要性を判断するため、障がい者の心身の状況を調査し、市町村審査会委員による障
 11 害支援区分の審査判定を経て、障害支援区分を決定します。

12 障害支援区分認定審査の状況

年度	障害支援区分調査件数	審査会開催数	審査判定数
令和3年度	552件 (287)	24回	266人
令和4年度	731件 (418)	24回	403人

13 資料：うるま市『福祉事務所概要』

14 ※ () の件数は調査件数の内、介護給付に伴う認定調査の件数です。

1
2
3
4

(4) 地域生活支援事業

障がいのある人が自立した生活を送ることができるように支援する事業です。ニーズ等に基づきながら、事業や供給体制を確保するなど進めています。

事業名		利用数等				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1. 相談支援機能強化事業 (相談支援員)	相談員(強化分)	10人	10人	11人	11人	12人
	相談件数(延べ件数)	2,916件	3,195件	3,349件	2,839件	3,113件
2. 成年後見制度利用支援事業	申し立て	4件	7件	3件	4件	2件
	報酬助成	13件	18件	27件	25件	26件
3. 意思疎通支援事業						
(1) 手話通訳者派遣事業		474件	516件	392件	512件	461件
(2) 手話通訳設置事業		3人1,052件	3人731件	3人785件	3人780件	3人819件
(3) 要約筆記奉仕員派遣事業		92回	40回	24回	42回	35回
(4) 手話奉仕員養成研修事業	入門課程	20人開催18回	16人開催18回	15人開催28回	19人開催18回	0人開催0回
	基礎課程	15人開催22回	18人開催21回	0人開催0回	0人開催0回	12人開催23回
4. 日常生活用具給付事業		1,888件	2,055件	2,021件	2,120件	2,144件
5. 移動支援事業						
(1) リフト付き福祉バス運行事業		53人	53人	23人	35人	32人
(2) リフト付き福祉タクシー利用料助成事業		71人	90人	47人	51人	62人
(3) 重度障害者移動支援事業 (スロープ付き福祉車両の貸出し)		9人	14人	9人	5人	10人
(4) 移動支援(個別支援型)		96人	118人	88人	93人	98人
6. 地域活動支援センター機能 強化事業	登録者数	228人	247人	248人	163人	243人
	利用者延数	8,046人	8,366人	6,116人	4,644人	6,201人
	箇所数	4ヶ所(I型1ヶ所 III型3ヶ所)				4ヶ所 (I型2ヶ所 III型2ヶ所)
7. 任意事業						
(1) 更生訓練費給付事業		0人	0人	0人	0人	0人
(2) 生活訓練等事業 (イラストレーター教室、手作り教室等)		9回18人	13回16人	15回16人	12回20人	15回19人
(3) 福祉機器リサイクル事業(福祉機器の貸出し)		224件	198件	166件	223件	145件
(4) 日中一時支援事業 (日中預かり)	実施事業所	47ヶ所	52ヶ所	62ヶ所	73ヶ所	72ヶ所
	延べ人数	1,335人	1,293人	1,246人	1,211人	1,264人
	延べ日数	6,961日	7,138日	6,793日	6,191日	6,239日
(5) 重度身体障害者等訪問入浴サービス事業		1人	1人	1人	1人	2人
(6) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		85人11回	114人24回	81人4回	111人5回	118人12回
(7) 芸術文化講座開催等事業		芸術・文化発表会の開催 全体参加者50名(舞台発表4名、意見発表2名、作品展示出展者15名)	障がい者芸術文化講座の開催6人1回	障がい者芸術文化講座の開催91人1回	障がい者芸術文化講座の開催91人2回	文化講座7人 芸術文化発表会(展示・舞台)115人
(8) 点字・声の広報等発行事業	点字訳	広報・カレンダー270部	広報・カレンダー等293部	広報・カレンダー等263部	広報・社協だより等304部	広報・社協だより等312部
	音声訳	広報213本	広報等222本	広報等216本	広報等219本	広報等206本
(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業		2件	6件	2件	6件	9件
(10) 生活サポート事業		1人	1人	2人	1人	1人

5

資料：うるま市『福祉事務所概要』

3. 障がい者相談支援等

(1) 相談支援事業（一般相談）

障がい者等の福祉に関する様々な問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や援助を行う相談支援事業を実施しています。

事業所等名	延べ相談件数				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい福祉課	2,916	3,164	3,349	2,839	3,113
あいあい	1,287	634	818	1,082	1,338
ハルモニア	656	814	1,092	1,601	2,332
石川学院	785	1,464	1,920	2,948	2,184
サマンの木	1,556	2,320	2,543	2,551	3,044
合計	7,200	8,396	9,722	11,021	12,011

資料：うるま市『福祉事務所概要』

1 (2)精神保健相談

2 精神障がい者が、地域で自立した生活が出来るように医療に関する相談を中心に、精神保健福祉に関
3 する基礎的な相談を行っています。

4

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
相談、訪問指導実人員		942	1,009	861	565	390	
相談、 訪問指導 別内訳	相談 相談 延べ 人員	相談実人員	914	979	814	533	356
		老人精神保健	13	8	1	3	3
		社会復帰	20	50	49	18	20
		アルコール	16	17	37	51	53
		薬物	1	1	7	5	0
		ギャンブル	2	1	0	0	0
		ゲーム				0	0
		思春期	1	0	1	0	0
		心の健康づくり	92	69	74	42	52
		うつ・うつ状態				11	60
		摂食障害				1	0
		てんかん			7	5	0
		その他	1,565	1,733	1,613	1,194	660
		計	1,710	1,879	1,789	1,330	848
	訪問指導 延べ 人員	訪問指導実人員	103	152	168	131	120
		老人精神保健	1	1	0	2	3
		社会復帰	14	10	9	6	3
		アルコール	7	9	17	12	29
		薬物	0	1	3	0	0
		ギャンブル	0	0	0	0	0
		ゲーム				0	0
		思春期	0	0	2	0	0
		心の健康づくり	33	83	49	16	14
		うつ・うつ状態				2	18
摂食障害					0	0	
てんかん					0	1	
その他		178	262	329	294	236	
計		233	366	409	332	304	
電話相談延べ件数		658	708	845	788	529	

5 資料：うるま市『福祉事務所概要』

6
7

4. 地域活動支援センター

障がい者への創作活動や生産活動の機会の提供等を行う事業です。令和4年度の事業所数は、Ⅰ型2か所、Ⅲ型2か所となっています。

型	事業所	平成30年度 事業実績			令和元年度 事業実績			令和2年度 事業実績			令和3年度 事業実績			令和4年度 事業実績		
		利用者実人員	延べ利用者数	活動支援件数	利用者実人員	延べ利用者数	活動支援件数	利用者実人員	延べ利用者数	活動支援件数	利用者実人員	延べ利用者数	活動支援件数	利用者実人員	延べ利用者数	活動支援件数
Ⅰ型	あいあい	149	3,718	5,370	154	4,180	5,055	155	2,965	3,467	121	1,913	2,508	79	2,615	3,402
	みほそ													20	1,359	2,184
Ⅲ型	ゆい	10	1,329	2,841	10	1,316	2,841	11	1,279	2,914	11	1,280	2,682	8	1,483	3,422
	みほそ	12	1,366	1,366	16	1,175	2,673	15	899	1,560	13	842	1,590			
	あやはし苑	57	1,633	1,743	67	1,695	1,890	67	974	1,204	18	609	800	8	744	812
合 計		228	8,046	11,320	247	8,366	12,459	248	6,117	9,145	163	4,644	7,580	115	6,201	9,820

資料：うるま市『福祉事務所概要』

【参考】地域活動支援センターⅠ型…専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成、障害に関する啓発活動等を実施するもの。

地域活動支援センターⅡ型…地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するもの。

地域活動支援センターⅢ型…通所による障害者支援の実績が5年以上あり、安定的な運営が行われているという条件を満たす施設が該当。活動内容は作業や交流の場の提供をはじめ、施設によってさまざまである。

5. 補装具

(1) 補装具

身体障がい者の失われた部位、欠損のある部分を補って必要な身体機能の補助をする用具の交付、修理を行います。

補装具の総給付件数は、令和3年度が344件、令和4年度が291件となっており、減少しています。利用が最も多いのは「補聴器」で、令和4年度は105件となっています。次いで「装具」の67件、「車椅子」が50件となっています。これら3つが他の補装具を大きく上回っています。

補装具給付状況

単位：件

種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
義肢	16	19	12	8	18
装具	69	95	92	73	67
車椅子	61	68	73	59	50
電動車椅子	25	26	30	20	13
補聴器	142	120	132	139	105
盲人安全杖	4	7	7	6	4
歩行補助杖	3	6	7	4	2
歩行器	2	3	8	5	6
義眼	2	3	0	0	0
その他	26	24	38	30	26
合計	350	371	399	344	291

資料：うるま市『福祉事務所概要』 ※修理も含む

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業

うるま市では市内に住所を有する18歳未満の児童で両耳の聴力レベルが30デシベル以上の身体障害者手帳の交付対象とならない方に補聴器の購入又は修理に要する費用の3分2を助成しています。令和4年度の補聴器の交付件数は6件、修理件数は7件となっています。

難聴児補聴器購入等助成状況

単位：件

	申請件数	補聴器の交付件数	補聴器の修理件数
平成30年度	7	4	3
令和元年度	15	5	10
令和2年度	9	2	7
令和3年度	12	5	7
令和4年度	13	6	7

資料：うるま市『福祉事務所概要』

6. 各種手当等

(1) 特別障害者手当等支給制度

① 特別障害者手当

在宅の重度障がい者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給しています。

② 障害児福祉手当

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給しています。

③ 経過的福祉手当（経過措置）

従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない方に対して、経過的措置として福祉手当を支給しています。

特別障害者手当の支給件数をみると、令和4年度では、特別障害者手当が177件、障害児福祉手当が134件、経過的福祉手当が2件となっています。特別障害者手当は、前年度より増加しています。

特別障害者手当等支給制度の利用状況

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	受給者数	174	167	163	168	177
障害児福祉手当	受給者数	158	158	155	140	134
経過的福祉手当	受給者数	2	2	2	2	2
計	受給者数	334	327	320	310	313

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を監護する父母もしくは養育者に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

2級の手当受給者が多く、障害別では精神障害が多くなっています。

令和5年3月末現在 単位：人

	外部障害	内部障害	知的障害のみ	精神障害	知的障害及び精神障害	その他重複障害	合計
1級	24	6	76	10	28	13	157
2級	16	41	132	474	304	0	967
合計	40	47	208	484	332	13	1,124

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3) 児童扶養手当

両親のいずれかが身体等に障害がある児童の母親や父親に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給されている手当です。(所得制限があります。)

7. 医療費助成等

(1) 重度心身障害者(児)医療費助成事業

心身に重度の障害のある方の保健の向上と福祉の増進を目的として、保険診療による医療費の一部を助成しています。

助成状況をみると、令和4年度は支給実人数が2,359人であり、前年度より減少しています。

重度心身障害者(児)医療費助成支給状況

	受給資格者数	支給実人数
平成30年度	2,556人	2,360人
令和元年度	2,598人	2,381人
令和2年度	2,565人	2,384人
令和3年度	2,551人	2,370人
令和4年度	2,513人	2,359人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

① 更生医療給付

身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者が更生するために必要な医療で、申請によって医学的処置、手術及びその他治療や技術料などの支給・給付を行っています。

給付状況をみると、令和3年度は713人、令和4年度が758人であり、前年度より増加しています。

更生医療給付

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般分	32	39	33	32	39
心臓分	141	71	47	67	74
腎臓分	552	601	594	614	645
合計	725	711	674	713	758

資料：うるま市『福祉事務所概要』

1 ②育成医療給付

2 身体に障害のある児童に対し、指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を
3 行っています。

4 給付状況をみると、令和3年度は107人、令和4年度が78人であり、前年度より減少しています。

5 育成医療給付

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般分	81	63	47	67	67
心臓分	5	0	1	4	2
腎臓分	0	0	0	0	0
その他内臓障害	53	31	26	36	9
合計	139	94	74	107	78

6 資料：うるま市『福祉事務所概要』

7
8
9 ③精神通院医療

10 精神障がい者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むためにかかる医療費(通
11 院のみ)の公費負担医療制度です。1年間の有効期限があり、その都度更新申請の必要があります。

12 受給者交付件数は、増加を続けており令和4年度には4,677人、前年伸び率5.9%となっています。

13 精神通院医療費利用者数

単位：人、%

区分	人数	伸率(%)
平成30年度	4,402	3.5
令和元年度	4,530	2.9
令和2年度	4,434	-2.1
令和3年度	4,415	-0.4
令和4年度	4,677	5.9

14 資料：うるま市『福祉事務所概要』

8. その他の支援等

(1) 福祉電話設置・緊急通報システム事業

福祉電話は、低所得で電話のない一人暮らし及び外出困難な重度障がい者に対しコミュニケーション、緊急連絡等の手段として、無料で電話を設置する事業です。設置により福祉電話を利用されている方は令和3年度は1人、令和4年度は2人です。

緊急通報システム事業は、低所得で一人暮らしの身体障がい者等の急病又は事故時の救急時に迅速かつ適切な対応ができるために、緊急通報システム機器を設置する事業です。利用者は、令和3年度は2人、令和4年度は4人です。

福祉電話設置・緊急通報システム事業

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉電話設置利用者数	1人	1人	1人	1人	2人
緊急通報システム利用者数	3人	2人	2人	2人	4人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) リフト付き福祉タクシー利用料助成事業（移動支援事業）

身体障がい者がリフト付きの福祉タクシーを利用する場合、料金の一部を助成することにより、生活の利便性と社会参加を促進することを目的としています。令和4年度では利用実人数が42人で前年よりやや増加しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付人数	71	90	47	51	62
利用実人数	51	59	35	36	42
利用枚数	540	678	476	502	604

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、福祉の増進に資するとともに、親なきあとの不安を軽減すること目的としており、障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がい者に一定額の年金を支給する制度です。

障害の範囲は、知的障がい者、身体障がい者3級以上、精神、または身体に永続的な障害のある方です。

令和4年度の加入者数は20人で、知的障がい者(児)が10人と半数を占めています。また、支給は30人であり、うち身体障がい者(児)が13人で多くなっています。

沖縄県心身障害者扶養共済制度加入状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
平成30年度	1人	12人	12人	0人	25人
令和元年度	1人	12人	9人	0人	22人
令和2年度	1人	11人	9人	0人	21人
令和3年度	0人	11人	7人	0人	18人
令和4年度	2人	10人	7人	1人	20人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

沖縄県心身障害者扶養共済年金支給状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
平成30年度	9人	5人	11人	2人	27人
令和元年度	9人	5人	14人	2人	30人
令和2年度	9人	5人	14人	2人	30人
令和3年度	10人	5人	15人	1人	31人
令和4年度	10人	5人	13人	2人	30人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

9. 調査から見る現状や課題の整理

「うるま市第3次障がい者福祉計画」で掲げている基本目標ごとに、アンケート調査結果からわかる現状や課題を整理しました。

§ 施策分野1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消
- (3) 障害理解・啓発の推進
- (4) 福祉教育の推進

■ 課題と方向性

成年後見制度など障がい者の権利を守る仕組みについて、さらに認知度を高める工夫が必要です。

知的障がい者や精神障がい者には、差別を受けた経験者が多く、これらの障害について教育などを通じて理解促進が必要です。

・権利擁護の認知度

○成年後見制度について、「名前も内容も知っている」の割合は、身体障がい者が2割半ば、知的障がい者が2割強、精神障がい者が2割弱となっています。前回調査と比較して、身体障がい者と知的障がい者はほぼ同じ。精神障がい者については前回よりも増えています。

「名前も内容も知らない」という人は、身体障がい者が3割半ば、知的障がい者が5割弱、精神障がい者が4割半ばとなっています。

○障がい児では、「合理的配慮」を「知っている」（「名称も内容も知っている」+「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」）は4割を超えています。

・差別を受けたこと

○身体障がい者では3割弱、知的障がい者と精神障がい者では5割弱が差別を経験しています。前回調査と比較して、身体障がい者はほぼ同じ割合、知的障がい者と精神障がい者は前回の6割強よりも1割ほど低くなっています。

障がい児もほぼ同じの5割強が差別を経験していると回答しています。

○身体障がい者に比べて知的障がい者、精神障がい者で差別を感じている割合が非常に高く、知的障がいや精神障がいについての理解等が必要です。

・差別を受けた場所

○身体障がい者では「スーパー・ショッピングセンター」27.4%（74人）、知的障がい者では「学校」47.5%（106人）、精神障がい者も「学校」29.8%（42人）が最も多くなっています。

○障がい児では、「学校」が51.9%（68人）で最も多くなっています。これに、「保育施設」が35.9%（47人）で続いています。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

・市民の障がい者問題や福祉への関心

- 障がい者問題や福祉に関心があるか尋ねたところ、「関心がある」という回答は72.2% (602人)であり、7割強の市民が関心を示しています。
- 「関心がない」は2割強となっています。
- 障がい児でこの5年間の地域の理解・認識の深まりについて尋ねると、「何も変わらない」が36.2% (71人)で最も高くなっています。

・障害に関心を持つきっかけ

- 関心を持ったきっかけは、「身近に障がい者がいるから」が約5割を占めています。また、「自分も障がい者になる可能性があるから」や、「テレビ等障がい者のことを報道しているから」が3割前後を占めています。
- 障害が自分の身近であったり、報道等から、関心が高まる傾向が見受けられます。
- 障害の理解のために必要なこととして、市民は「小中学校における障がい者との交流教育」をあげる声が多くなっています。

・障がい者への手助け

- 障がい者への手助けが「できない」という市民では、「手助けの仕方がわからない」が多くなっています。

1
2

§ 施策分野2 保健・医療の推進

- (1) 障害の原因となる疾病等の予防
- (2) 精神保健対策の充実
- (3) 難病患者等への支援

■ 課題と方向性

発達障害と診断される人を早期発見し、早期治療をすることが必要です。

医療的ケアでは、血糖関係の医療的ケアを必要とする人が多いことから、生活習慣病などの対策が求められます。

3
4

・発達障害と診断されたこと

5
6
7
8
9

○知的障がい者では、回答者の3割半ばが診断された経験が「ある」と回答しています。前回調査と比較して、やや低くなっています。

○障がい児では、診断された経験が「ある」という回答は、7割強となっています。

○医療的ケア児では3割強が診断された経験があると回答しています。

10

・現在受けている医療的ケア

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

○障がい者の医療的ケアでは「血糖測定」がどの障がい種別でも最も多く、ほかの医療的ケアよりも多くなっています。前回調査では「服薬管理」の割合が比較的高くなっていました。

「継続的な透析」や「排便管理」など一部の医療的ケアでは2割前後となっていますが、その他は概ね1割を下回っています。

○障がい児では、医療的ケア受けているのは1割弱ですが、内訳をみると「吸引」や「ネブライザーの管理」を受けているという回答が多くなっています。

○医療的ケア児では、「吸引」が7割強で最も多く、これに「経管栄養」、「ネブライザーの管理」が続いています。

§ 施策分野3 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援の充実
- (4) 障がい児・子育て家庭に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 地域生活支援事業等の充実
- (7) 福祉用具等の利用支援
- (8) 障害福祉を支える人材の確保

■ 課題と方向性

いずれの障害種別でも身近な人に相談することが多く、行政への相談が少ないようです。専門家などに相談がつながるように、相談しやすい環境づくりが必要です。

障害福祉サービスでは「計画相談」のニーズが高くなっており、そのニーズに応えられるような体制づくりが必要です。

・相談先

- 相談先としては、「家族や親せき」が7割弱(精神障がい者では6割)を占め、非常に高くなっています。また「友人・知人」が知的障がい者、精神障がい者で2割前後、身体障がい者では3割弱で比較的高く、身近な人に相談する傾向が見られます。前回調査と比較して、相談先の多い順はほぼ同じとなっています。
- そのほか、身体障がい者では「かかりつけの医師や看護師」が2割強、知的障がい者では「施設の指導員」が2割強、精神障がい者では「かかりつけの医師や看護師」が3割強、「施設の指導員」が2割強、と比較的高くなっています。
- 行政機関の相談窓口は、どの障がい種別でも3%台～6%台と低くなっています。

・障害福祉サービスの利用状況と利用意向 ※下線は前回調査と共通

- 身体障がい者では、
 - ・利用しているサービス・・・「計画相談」、「生活介護」、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」、「一般相談支援」が比較的高くなっています。前回調査では、「居宅介護」、「生活介護」、「自立訓練(機能訓練)」が比較的高く、「計画相談」の割合はそれほど高くはなっていませんでした。
 - ・利用意向・・・「一般相談支援」、「計画相談」、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」、「生活介護」、「短期入所(ショートステイ)」が比較的高くなっており、前回調査では、「居宅介護」、「生活介護」、「重度訪問介護」、「自立訓練(機能訓練)」が比較的高くなっています。
- 知的障がい者では、
 - ・利用しているサービス・・・「計画相談」、「就労継続支援(B型)」、「生活介護」が比較的高いです。前回調査では、「就労継続支援(B型)」が高いほか、「自立訓練(生活訓練)」、「短期入所」も比較的高くなっていました。
 - ・利用意向・・・「計画相談」、「一般相談支援」、「行動援護」、「就労継続支援(B型)」、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」、「短期入所(ショートステイ)」のニーズが高いです。前回調査では、「自立訓練(生活訓練)」、「就労継続支援(B型)」、「就労移行支援」のニーズが高くなっていました。
- 精神障がい者では、

1 ・利用しているサービス・・・「計画相談」、「就労継続支援(B型)」が比較的高くなっています。前回調査
2 では、「就労継続支援(B型)」が高いほか、「自立訓練(生活訓練)」も比較的高くなってい
3 ました。

4 ・利用意向・・・「計画相談」、「一般相談支援」、「就労継続支援(B型)」、「自立訓練(機能訓練、生活
5 訓練)」、「行動援護」、「共同生活援助(グループホーム)」のニーズが高くなっています。前
6 回調査では、「就労継続支援(B型)」、「就労継続支援(A型)」、「就労移行支援」、「自
7 立訓練(生活訓練)」が高くなっていました。

8 ○障がい児では、

9 ・利用しているサービス・・・多くのサービスでは、利用していない方が8割以上となっており、利用率は高
10 くありません。「相談支援(計画相談含む)」、「児童発達支援」、「放課後デイサービス」
11 の利用率は4割～6割となっています。

12 ・利用意向・・・「相談支援(計画相談も含む)」、「放課後等デイサービス」、「児童発達支援」は利用希望が
13 5割を超えており、ニーズが高くなっています。
14

15 ・地域生活支援事業等の利用意向

16 ○身体障がい者では、「補装具の交付及び修理」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「リ
17 フト付き福祉バス運行事業」の利用意向が2割前後と比較的高くなっています。前回調査では、「補装具」、
18 「日常生活用具」、「リフト付き福祉バス」のニーズが高く、ほぼ同じですが、「移動支援事業」が新た
19 に加わっています。

20 ○知的障がい者では、「移動支援事業」、「スポーツ・レクリエーション教室」、「日中一時支援事業」、
21 「地域活動支援センター」、「生活訓練事業」が2割前後と利用意向が高くなっています。前回調査では、
22 「スポーツ・レクリエーション教室」、「日中一時支援事業」、「生活訓練事業」の利用意向が高く、ほ
23 ぼ同じとなっています。

24 ○精神障がい者では、「移動支援事業」が3割弱で最も高く、これに「生活訓練事業」、「日中一時支援事
25 業」、「スポーツ・レクリエーション教室」、「日常生活用具給付等事業」、「地域活動支援センター」
26 が2割強と続いています。前回調査では、「生活訓練事業」、「スポーツ・レクリエーション教室」、「文
27 化芸術活動」、「日中一時支援事業」、「ピアカウンセリング」が高くなっていました。

28 ○障がい児では、「生活訓練事業」の利用意向が最も高く、これに「日中一時支援事業」、「スポーツ・レ
29 クリエーション教室」が続いています。
30

31 ・地域で生活するために必要な支援

32 ○身体障がい者では「経済的な負担の軽減」が6割弱と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利
33 用できること」の4割半ば、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」の3割半ばと続いています。
34 前回調査と比較して、あがっている項目は同じですが、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」
35 はやや高くなっています。

36 ○知的障がい者では、「地域住民等の障がいに対する理解」が5割強と最も多く、次いで「経済的な負担の
37 軽減」と「相談対応等の充実」、「障がい者に適した住居の確保」が4割台と続いています。前回調査と
38 比較して、「地域住民等の障がいに対する理解」と「経済的な負担の軽減」が1位と2位を占めることに
39 変わりはありません。

40 ○精神障がい者では、「経済的な負担の軽減」が5割半ばと最も多く、次いで「地域住民等の障がいに対す
41 る理解」と「障がい者に適した住居の確保」も5割前後を占め続いています。前回調査と比較して、あげ
42 られている項目及びその順位に変動はありません。

§ 施策分野4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティ向上

■ 課題と方向性

障がい者が得る情報の多くは家族や友人からもたらされているようです。迅速かつ正確な情報発信を行う必要があります。また、障がい者が情報に接しやすいように工夫していく必要があります。

・情報のアクセシビリティ

- 障がい児では、障害福祉サービスの困りごとで最も多かったのが、「サービスに関する情報が少ない」の4割弱となっています。
- また、災害時の不安については、障がい児では「災害に関する情報を得るのが難しい」という回答が2割強ありました。

・情報の入手方法

- 「家族や親戚、友人・知人」は身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者のいずれでも最も高くなっています。これに続くものは身体障がい者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障がい者と精神障がい者では「サービス事業所の人や施設職員」となっています。
- 前回調査と比較して、「家族や親戚、友人・知人」の割合が最も高いのは、身体障がい者と知的障がい者では同じでした。しかし精神障がい者では前回「サービス事業所等」から「家族や親戚、友人・知人」へと変化しています。

§ 施策分野5 教育の振興

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 学校施設のバリアフリー
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

■ 課題と方向性

障がい児の保育や教育の充実を望む声が比較的多くなっています。

また、障害児通所支援の受け入れ拡充により、障がい児等の療育や居場所の確保も必要となります。

・参加を希望しながら、利用できなかった活動

- 障がい児では、「希望した活動等は参加・利用できた」が4割弱で最も多くなっています。

・保育・療育・教育に望むこと

- 障がい児では、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が5割程度で最も多くなっています。

§ 施策分野6 雇用、就業、経済的自立の支援

- (1)総合的な就労支援
- (2)障がい者雇用の促進
- (3)福祉的就労の底上げ
- (4)経済的自立の支援

■ 課題と方向性

一般就労している障がい者は少なく、非正規のパート・アルバイトによる就労が多い状況です。

また、知的障がい者や精神障がい者では、就労支援による福祉的就労の希望が高くなっています。

・就労の状況

○就労している人のうち、フルタイムでの就労者は、身体障がい者では3割強、知的障がい者では2割程度であり、身体障がい者に比べて知的障がい者では低くなっています。(精神障がい者はデータが少なく割愛)

前回調査と比較して、知的障がい者はほぼ同じ割合となっていますが、身体障がい者はフルタイムで働く人が減少しています。

○非正規雇用での「パート・アルバイト」による就労は、知的障がい者で高く約5割を占め、身体障がい者では4割程度となっています。

前回調査と比較して、知的障がい者はほぼ同じ割合となっていますが、身体障がい者はパート・アルバイトで働く人が増加しています。

・就労意向

○一般就労していない人の就労意向率は、身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者とも1割半ばとなっています。前回調査では、身体障がい者と精神障がい者で約2割、知的障がい者で約1割となっており、身体障がい者と精神障がい者はやや減少しています。

○また、就労継続支援で働きたい(利用したい)という回答が、身体障がい者では3割弱であるのに対し、知的障がい者と精神障がい者で4割半ばあり、福祉的就労への意向が高くなっています。前回調査では、身体障がい者では1割弱、知的障がい者では4割余り、精神障がい者で6割半ばであることから、やや就労意向が低くなっています。

・職業訓練の受講の意向

○「すでに職業訓練を受けている」と「職業訓練を受けたい」を合わせた職業訓練の受講の意向をみると、身体障がい者が2割強、知的障がい者が3割弱、精神障がい者が3割半ばとなっています。前回調査では、身体障がい者が6%、知的障がい者が27%、精神障がい者が16%であり、身体障がい者と精神障がい者の受講意向が増加しています。

・障がい者の就労支援で必要なこと

○障がい者が就労する上では、身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者とも「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が必要という回答が最も高くなっています。いずれも5割前後を占めています。前回調査でも「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が必要という回答が最も高い点は同じでした。

○知的障がい者と精神障がい者は、そのほかに「通勤手段の確保」も高くなっており、前回調査と同じ傾向となっています。

1
2

§ 施策分野 7 文化芸術活動、スポーツ等の振興

3
4
5

- (1) 文化芸術活動の促進
- (2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に
向けた環境整備、支援
- (3) スポーツに親しめる環境の整備
- (4) 障がい者関係団体の活動支援

■ 課題と方向性

知的障がい者や精神障がい者では、スポーツやレクリエーション活動に関する支援等を望む声が高くなっています。

6

・今後してみたい活動

7
8
9

○今後してみたい活動の意向については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「旅行」が4割台と最も多く、次いで「コンサートや映画鑑賞、スポーツ観戦」が身体障がい者で3割弱、知的障がい者、精神障がい者で3割台となっています。

10
11
12

○障がい児では、「芸術・文化講座開催等事業」は3割弱が今後利用したいと回答しています。

1
2

§ 施策分野 8 安全安心な生活環境の整備

- (1)住宅の確保
- (2)移動しやすい環境の整備等
- (3)障がい者に配慮したまちづくりの推進
- (4)ボランティア活動等の推進

■ 課題と方向性

住まいについて、障がい者にフィットした住居を望む声があります。

外出時の困り事では、道路の段差、駐車スペースバリアフリーに関することや公共交通機関が少ないことなどが多くなっています。

また、外出時に何か困ったことになったときのことを考え不安を感じる人が多いようです。外出先で困っても支援を受けられるよう障がい者への理解の促進が必要となります。

3
4

・住まいについて

- 「障がい者に適した住居の確保」を望む声は知的障がい者では4割程度、精神障がい者では5割弱あり、他の施策を望む声と比べてやや高くなっています。
- 障がい児に今の住まいを尋ねると、「特に問題はない」を除くと、「住宅が狭く、子どもの生活や介助に適していない」が1割強で最も多くなっています。

10

・外出頻度

- 「毎日外出する」と回答した方は、身体障がい者で2割台半ば、知的障がい者では約4割、精神障がい者が3割強となっています。
- 前回調査では、身体障がい者が3割、知的障がい者が5割近く、精神障がい者が6割となっており、どの障がい種別も減少しています。

16

・外出時の同伴者

- 「一人で外出する」という回答が、身体障がい者と精神障がい者が4割弱、知的障がい者3割半ばとそれぞれ最も多く、次に身体障がい者では「配偶者」、知的障がい者と精神障がい者では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が多くなっています。
- 前回調査では、身体障がい者が5割、知的障がい者が2割、精神障がい者が6割となっており、「一人で外出する」割合は減少しています。

22
23

・外出の目的

○身体障がい者、精神障がい者では「病院への受診」と「買い物に行く」がともに6割強で、これら2つの割合が特に高くなっています。前回調査でも「病院への受診」と「買い物に行く」が比較的高くなっている点は変わりありません。

○知的障がい者では、「買い物」が6割強であり、「通勤・通学・通所」が5割強となっています。前回調査でも「買い物に行く」と「通勤・通学・通所」が比較的高くなっている点は変わりありません。

○精神障がい者では、「通勤・通学・通所」が4割弱となっています。前回調査では、「買い物」と「病院受診」が最も高くなっていましたが、今回は「通勤・通学・通所」が最も高くなっています。

・外出時に困ること

○身体障がい者では、道路の段差や駐車スペースへの不満（少ない、健常者が停めている）など、バリアフリーに関する困り事があげられています。これに「外出にお金がかかる」という回答も2割弱ありました。前回調査でも、バリアフリー関連を上げる割合が最も高くなっています。

○知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」がもっとも高く、これに「公共交通機関が少ない(ない)」、「外出にお金がかかる」が続いています。前回調査でも、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が最も高くなっています。

○精神障がい者でも「困った時にどうすればいいのか心配」がもっとも高く、これに「外出にお金がかかる」、「発作など突然の身体の変化が心配」が続いています。前回調査では、「お金がかかる」、「公共交通が少ない」の割合が最も高く、順位に変動が見られます。

○障がい児では、外出しやすくなるために必要なことを尋ねると、「住民の障害への理解の深まり」が2割半ばで最も多く、これに「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」の2割弱がつづいています。

1
2

§ 施策分野9 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止

■ 課題と方向性

災害時に一人で避難できない人が3割から4割おり、その避難支援が重要な課題です。

また、避難場所での生活環境に不安を感じる人がおり、その不安解消を図る必要があります。

3
4

・災害時の避難

○災害時に自分で避難「できない」という回答は、身体障がい者では3割半ば、知的障がい者と精神障がい者では4割前後となっています。

前回調査では、身体障がい者では4割余り、知的障がい者では3割程度、精神障がい者では6割半ばであることから、身体障がい者、精神障がい者では避難「できない」人がやや減少、知的障がい者では増加となっています。

10
11

・近所に助けてくれる人はいるか

○災害時の避難の際に、近所に助けてくれる人がいるか尋ねたところ、「いない」という回答は身体障がい者で3割強、知的障がい者と精神障がい者では4割弱となっています。

前回調査では、身体障がい者で3割余り、知的障がい者では4割弱、精神障がい者では3割半ばであることから、身体障がい者と知的障がい者では避難を手助けしてくれる人がいない人はほぼ同じ、精神障がい者ではやや減少（助けてくれる人が増加）となっています。

17
18

・災害時に困ること

○身体障がい者では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」と「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」という回答が4割強で高くなっています。前回調査と比較して、ほぼ同じ傾向を示しています。

○知的障がい者は、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が高くなっています。前回調査と比較して、ほぼ同じ傾向を示しています。

○精神障がい者は、「投薬や治療が受けられない」が最も高く5割半ばとなっており、これに「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が続いています。前回調査と比較して、ほぼ同じ傾向を示しています。

○障がい児では、避難について不安に思うことを尋ねたところ、「一時的な環境の変化に対する不安」が6割強で最も多く、これに「避難所の設備が障害のある子に対応しているか不安」が4割強が続いています。



第3章 第3次計画の実施状況や課題



1. 点検1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

【実施状況や課題】

① 障がい者の権利擁護にかかる相談の充実

- ・権利擁護に関する相談を基幹相談支援センターにて受け付けており、アセスメントの中で判断能力が欠如している者については成年後見制度等の利用へ繋いでいる。
- ・引き続き、緊急預かり支援を継続するとともに、権利擁護センターにおいても出口支援（自立または成年後見制度への移行等）の検討を行い、円滑に金銭管理支援が行える体制を作る必要がある。

② 日常生活自立支援事業の周知や利用促進

- ・沖縄県社会福祉協議会の事業。必要に応じて市社会福祉協議会につないでいる。
- ・今後も引き続き、金銭管理等を行う本事業は必要である。

③ 成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進

- ・平成30年度～令和4年度までに計20件の申し立て支援を実施している。被後見人等が抱える、福祉課題が年々、複雑化している。
- ・中核機関等を活用し、困難事例に対応している成年後見人等の支援体制の構築が必要である。

④ 権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、ZOOM等を活用し、開催を行っている。特に施設従事者等については、虐待研修が必須化となったこともあり、今後ニーズも高まると思われる。
- ・研修会を開催してもなお、虐待通報は後を絶たない状況となっている。今後も虐待防止・早期発見に向けた取り組みが必要である。

⑤ 障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

- ・高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク活動の一環として、社会福祉協議会コミュニティーソーシャルワーカーとの意見交換会を開催。
- ・見守り活動を行っている組織（見守り隊）などの定例会で勉強会を開催し、地域でも早期発見ができる体制づくりを展開する必要がある。

⑥ 虐待の防止や早期対応の充実

- ・民生委員や地域の見守り活動組織と連携し定例会等を活用した勉強会なども実施し、早期発見につながるような支援体制の構築に努める必要がある。

(2) 障害を理由とする差別の解消

【実施状況や課題】

① 差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発

- ・差別解消法（不当の差別的取り扱いの禁止や合理的配慮）に関するパンフレットをイベント・障がい者相談窓口において配布。
- ・パンフレット配布以外の積極的な普及啓発を検討する必要がある。

② 市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進

- ・庁舎内のレイアウト変更時に身体障がい者協会に協力依頼し、点字ブロックの設置について意見聴取、確認を行った。

③ 職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進

- ・職場における理解と支援については未実施である。

(3) 障害の理解・啓発の推進

【実施状況や課題】

① 障害の理解についての啓発活動の推進

- ・精神障害に関する理解を深めることを目的に精神保健福祉市民講座の開催（年1回）。
- ・精神保健福祉市民講座は、コロナ禍においても ZOOM を活用するなど毎年開催し、精神障害に関する周知啓発を継続して行えた。

② イベントや講演会等における周知広報の充実

- ・障がい児フェスタは新型コロナウイルス感染拡大の影響により2年（R2～3年度）連続で開催できなかった年があったが、役所ロビーでの作品展示等を行い、周知啓発を図った。
- ・開催時には広報うるまや市 LINE 等を活用し広く周知し、より多くの市民の方へ啓発できるよう努めた。

(4) 福祉教育の推進

【実施状況や課題】

① 人権教育の充実

- ・市内全小中学校では、毎月「人権の日」を設定し、授業や短学活において人権について考える指導を実施した。
- ・「人権擁護委員の日」や「人権週間」におけるパネル展、人権啓発物品の配布、広報うるま、コミュニティビジョン(庁内)、LEDビジョン(市街地)等を活用した啓発周知活動を実施。

② 幼児・児童生徒への福祉教育の推進

- ・公立こども園にて、特別高等支援学校からのインターシップ受入れを行った。
- ・コロナ禍において施設の訪問・交流などができなかったが、日常生活において福祉の心を育めるよう取り組んだ。

③ 地域における福祉教育の推進

- ・障害等特別に配慮を要する子に対する取り組みが多岐にわたり、現状では取り組むことが難しい。

2. 点検2. 保健・医療の推進

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

【実施状況や課題】

① 生活習慣病の予防及び重症化予防

- ・特定健診、特定保健指導などを実施している。
- ・受診勧奨を充実させ、未受診者が気軽に受診可能な環境づくりに取り組む必要がある。

② 妊娠期の健康管理の充実

- ・親子健康手帳の交付及び保健指導、妊産婦健康診査、妊婦健診有所見妊婦保健指導など実施している。
- ・平成31年度より、産前産後サポート事業開始（電話支援・訪問支援・でまえだいすき）。

③ 乳幼児期における障害の早期発見及び早期支援の充実

- ・乳幼児健康診査、のびのび相談の実施及び健診事後教室(あっぷる・オレンジ)で、親子で触れ合う遊びを通して発達を促す遊びの集団教室を実施している。
- ・のびのび相談では、心理士・言語聴覚士により、個別に発達・言語面の相談を実施し、関わりについての助言、状況に応じ療育機関の紹介を行っている。
- ・令和4年度から、こども発達支援課職員も健診に従事し、情報共有やその後の支援を連携している。

④ 発達障がい等に関する情報共有機会の確保

- ・平成 30 年度に自立支援協議会の作業部会として「発達を支援する関係課連絡会」を開催。関係課で情報と課題の共有、ネットワークの充実・強化を図った。
- ・連絡会の在り方について、今後必要となる会議体についての検討が必要である。
- ・配慮を要する子の支援体制を構築するため、関係課や関係機関から現状や課題を抽出し、配慮を要する子の支援体制整備に関するロードマップを策定した。
- ・教福連携プロジェクトの開催や放課後等デイサービス施設の訪問、情報交換、福祉と連携した個別の教育支援計画の活用を行った。

(2) 精神保健対策の充実

【実施状況や課題】

① 精神保健相談、訪問指導の充実

- ・障害者相談支援事業の中で精神保健相談も実施している。医療保健福祉連絡会を開催し、中部圏域精神科病院や保健所とも連携している。
- ・医療保健福祉連絡会を定期的に開催し、各関係機関の役割を理解し連携強化を図る必要がある。

② 精神保健に関する啓発活動の推進

- ・精神保健福祉啓発促進事業として、年に 1 回、精神保健福祉市民講座を実施。
- ・精神保健福祉市民講座への参加者が福祉関係者等が多く、一般市民の方の参加が少ない。

③ ピアサポート・ピアサポーターの充実

- ・委託相談員による発達障がい者当事者会、親の会に対しピアサポート活動支援を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、活動が中止、再開できていない状況であった。
- ・就学児については委託しており、活動ができている。
- ・継続的な活動ができる支援体制を構築する必要がある。

④ 心の健康を保持するための取り組みの充実

- ・②と同様に、年に 1 回、精神保健福祉市民講座を実施している。精神保健福祉市民講座への参加者が福祉関係者等が多く、一般市民の方の参加が少ない。
- ・健康に関する市民の健康意識やセルフケア技術の習得をめざすため、健康づくりに関する啓発事業を実施している。夜間開催やデジタルツールを使用する等の周知が必要である。

⑤ 精神障がい者の地域移行、定着支援の推進

- ・入院中の精神障がい者に対する早期退院の実現、地域移行・地域定着の推進を実施している。
- ・地域移行支援及び地域定着支援サービスに関する積極的な周知が必要である。また、事業所数が少ないことも課題である。

⑥ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備

- ・自立支援協議会の地域移行支援部会及び医療・保健・福祉連絡会の開催により、実施している。
- ・コロナ禍により医療・保健・福祉連絡会を開催できない年度もあったが、多機関が集まる地域移行支援部会を開催し、体制整備を図った。

(3) 難病患者等への支援

【実施状況や課題】

① 難病患者への支援の充実

- ・難病患者に対する総合的な支援及び各種制度等に関する情報提供の充実を行った。また、必要に応じて各種サービスや制度へのつなぎ支援や情報提供を行っている。
- ・保健所地域保健班（指定難病・小児慢性特定疾患）相談窓口で本市障がい者（児）相談窓口のチラシ配布を行っている。

3. 点検3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

【実施状況や課題】

① 意思決定支援の推進

- ・虐待防止研修会（施設従事者向け）を年1回実施し、意思決定支援の重要性について取入れ、自らの支援について振り返る機会をつくる等おこなっている。
- ・継続した研修会の実施が必要である。

(2) 相談支援体制の構築

【実施状況や課題】

① 相談支援の充実

- ・基幹相談支援センター、委託相談員による相談支援を実施し、障がい者等からの多様なニーズに対応するため、障害の特性等に配慮した相談に応じている。
- ・重層的支援体制が取れるような委託相談員の配置が必要であるが、スキルを持った相談員確保が難しい。

② 適切なサービス等利用計画作成の促進

- ・令和2年度から計画相談支援向上委員会（わくわくプランうるま）の立ち上げ、サービス等利用計画のチェックポイントの作成と記載例の作成、相談支援専門員研修会等を行っている。
- ・サービス等利用計画の点検強化により適正給付につなげる必要がある。

③ 児童発達支援センターの設置と相談の実施

- ・うるまこどもステーション整備事業により施設整備を行い、令和4年8月に指定管理者制度を活用し児童発達支援センターを設置。
- ・障害児相談支援事業は、人材確保が厳しく事業の実施には至らなかった。

④ ピア活動の充実

- ・平成30年度・31年度については自主活動支援を地域活動支援センター（あいあい）を中心に行っていたが、コロナ等により活動が休止している。
- ・当事者が中心となって行う自助活動であるため活動が負担にならないようなサポート体制が必要である。

(3) 地域移行支援の充実

【実施状況や課題】

① グループホームの整備、利用促進

- ・市内グループホーム数は、H30年9月（12箇所）からR4年9月（17箇所）へ増加している。
- ・身体障がい者や重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応できるグループホームが不足している。

② 地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進

- ・地域移行支援部会の部会委員として、市内サービス提供事業所や指定特定相談支援事業所、圏域コーディネーター等を入れ、うるま市の現状と課題の共有を図った。
- ・令和2年度「地域移行コーディネーター」の人員確保を行った。
- ・地域移行に携わる事業所が限られている。

③ 居住サポート体制の構築

- ・お試し住居の見直しを行い、令和4年9月に4階の物件から1階の物件に契約変更し、また、3障害の方が利用できるようにした。
- ・地域安心生活支援事業（お試し住居）について医療機関等への周知が必要である。

(4) 障害のある子ども・子育て家庭に対する支援の充実

【実施状況や課題】

① 障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実

- ・障害児通所支援事業所数は、H30年度（53箇所）からR4年度（123箇所）へ増加している。（※障害児相談支援事業所を含む）
- ・日中一時支援事業の延べ利人日数は、H30年度（1,335人）からR4年度（1,264名）に減少しているが、委託契約事業所数は、H30年度（47箇所）からR4年度（72箇所）に増加している。
- ・医療的ケアを要する障がい児に対応できる障害児通所支援事業所や日中一時支援事業所が不足している可能性がある。

② 医療的ケアを必要とする障がい児への支援

- ・令和2年度 地域の実情に応じた体制整備の構築を目的に「医療的ケア児連絡会」を開催。令和3年度には中部保健所、子育て世代包括支援センターが加わった。
- ・うるま市版医療的ケア児サポートガイドの作成や医療的ケア児支援介入の流れ（フロー図）作成などを行っている。
- ・医療機関との連携が課題である。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

③ **重度の障がい児への支援**

- ・在宅で生活する重症心身障害児については、短期入所や居宅介護、新たに創設された居宅訪問型児童発達支援等、在宅支援の充実を図っている。
- ・重度の障がい児が利用できる在宅サービスや資源において積極的な情報提供が必要である。

④ **幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進**

- ・個別支援児童については、加配職員の配置が必要であり、年度途中での入所の場合、職員体制の問題で入所案内できない児童がいる。
- ・各保育施設において保育士不足の状況であり、厳しい体制の中で個別支援児童を受け入れしている施設もある。
- ・一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業では、保育士等の確保が不足する中、補助事業を実施できない、あるいは開所できないといった課題がある。
- ・放課後児童健全育成事業（学童クラブ）での障がい児受け入れを行っている。令和4年度は市内54クラブ中48クラブで受け入れている。障がい児を受け入れるための職員確保が課題である。

⑤ **特別支援保育の充実**

- ・保育士等の資質向上のため、保育所等の管理者は障がい児加配に関する研修会の受講を促し、質の向上に努めなければならないが、実際に各施設が質の向上にどのように努めているか現状の把握が難しい。

⑥ **放課後児童対策の充実**

- ・支援員等の資質向上による子ども達の保育環境の向上及びその後の受講者の処遇改善も見込まれる事業であり、今後も継続的な支援が必要である。

⑦ **障がい児の発達支援体制の強化**

- ・平成30年度、自立支援協議会の作業部会として「発達を支援する関係課連絡会」を開催。こども発達支援課、子育て世代包括支援センター、保育こども園課、学校教育課等が参加して実施している。
- ・乳幼児健診時から発達に課題にある子を把握し、発達相談、事後教室、親子通園などの事業へつなぎ、早期療育支援の体制づくりを進めている。
- ・発達相談、事後教室、親子通園の対象となる配慮を要する子が年々増加傾向にあり、各事業待機が発生しているため事業の拡充が必要である。

⑧ **認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実**

- ・市内保育施設に巡回し、勤務する保育士等に対して助言等を行っている。
- ・事業のマニュアル化やスキルアップ研修が必要である。

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

【実施状況や課題】

① 訪問系サービス、日中活動系サービスの充実

- ・障がい者の地域移行・定着支援や就労移行・定着支援を実施するサービス事業所が少なく、障がい者の地域での生活や就労に関する利用実績が少ない状況である。

② 居住系サービスの充実

- ・市内グループホーム数は、H30年9月（12箇所）からR4年9月（17箇所）へ増加している。
- ・身体障がい者や重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応できるグループホームが不足している。

③ 医療的ケアを含む支援の充実

- ・医療的ケアを要する障がい者を受け入れることのできる事業所について全容把握できていない。把握と整理が必要である。

④ 自立生活援助の推進

- ・市内自立生活援助事業所数は、H30年9月（0箇所）からR4年9月（1箇所）へ増加している。
- ・サービスの内容や実施事業所等に関する情報を積極的に発信等していく必要がある。

(6) 地域生活支援事業等の充実

【実施状況や課題】

① 地域生活支援事業の推進

- ・国の地域生活支援事業の中から、うるま市で必要となっている事業を実施している。
- ・移動支援事業について、更なる効果をあげる手法の検討が必要である。

② その他の事業の実施

- ・地域生活支援事業のうち単独事業に移行したものについて、「身体障害者自動車運転免許取得事業」、「身体障害者用自動車改造費助成事業」、「福祉電話設置事業」、「緊急通報システム事業」「生活サポート事業」を行っている。
- ・自動車運転免許取得助成については、身体障害者手帳所持者のみとなっており、療育手帳・精神保健福祉手帳所持者へも対象を拡大してほしいとの要望がある。
- ・携帯電話の普及により、福祉電話の設置の希望者が減少している。
- ・生活サポート事業の委託事業所数の減少があり、ヘルパー派遣の調整が難しくなっている。

(7) 福祉用具等の利用支援

【実施状況や課題】

① 補装具の給付

- ・身体障害者手帳の障害部位、障害等級に応じて補装具の交付・修理等を行っている。
- ・軽度・中等度であり身体障害者手帳の交付対象とはならない難聴児に対しては、軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業により補聴器の交付・修理を行っている。

② 日常生活用具の給付

- ・障がい者、障がい児及び難病患者等に対し、日常生活用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉増進を図っている。
- ・日常生活用具の基準額については、市の要綱で定めているが、現在の基準額が適当であるかの判断が難しい。また、種目の追加等についても検討が必要である。

③ 補装具、日常生活用具に関する情報提供の充実

- ・ホームページへの掲載や令和4年度に作成した「うるま市障がい者福祉ガイドブック」において、周知を行っている。ホームページについては、新規情報や掲載内容の見直しが必要である。

(8) 障害福祉を支える人材の確保

【実施状況や課題】

① 専門職の確保

- ・現在、障がい福祉課へ3名の手話通訳者を設置している。手話奉仕員養成講座を修了したのち、手話通訳者へのステップアップするための取り組みを検討する必要がある。

② 障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援

- ・障害福祉サービス等に従事する者がやりがいをもって支援にあたることができるよう研修会や勉強会等の開催による人材育成・人材の確保につとめる必要がある。
- ・計画相談支援以外のサービスに従事する人材の育成や確保が必要である。

4. 点検4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

【実施状況や課題】

① 障がい者に配慮した情報提供の充実

- ・視覚障がい者への情報提供の充実のため、広報うるまや社協だよりを点訳・音読し、視覚障がい者へ提供するほか、一部の通知等についても点字で作成し送付している。
- ・視覚障がい者だけではなく、知的障害や学習障害で文字での情報が伝わりにくい方にもわかりやすく情報を伝える方法を検討する必要がある。
- ・広報紙においてはユニバーサルデザインフォント(UDフォント)を使用して、誰もが見やすく読みやすいよう編集を行っている。

(2) 情報提供の充実

【実施状況や課題】

① 情報提供の充実

- ・令和4年度に障がい者の方が必要なサービスをまとめた「うるま市障がい福祉ガイドブック」を作成した。ICTを活用したガイドブックの展開、視覚障がい者への配慮なども今後は必要である。
- ・ホームページは読み上げ機能があるが、PDFデータは読み上げができない。

(3) 意思疎通支援の充実

【実施状況や課題】

① コミュニケーション支援の充実

- ・聴覚障がい者への意思疎通支援者の派遣は、市の直営で実施、要約筆記者の派遣及び音訳、点訳については、委託で実施している。
- ・従来の方法に加えて、DXを活用した情報提供の方法について検討を行う必要がある。

② 情報やコミュニケーションを支援する機器の給付等

- ・「うるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱」に基づき、情報・意思疎通支援用具の給付を行っている。

(4) 行政情報のアクセシビリティ向上

【実施状況や課題】

① ホームページ等の利用しやすさへの配慮

- ・ホームページ上で広報紙の音声登録データを公開を予定している。
- ・ホームページについては、担当部署との連携を図り障がい者等が利用しやすさの向上に努める必要がある。

5. 点検5. 教育の振興

(1) 特別支援教育の充実

【実施状況や課題】

① 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・通常学級に在籍し学校生活や学習に向かうまでの支援を特別支援教育支援員を配置し支援している。
- ・人材を早期に確保する必要がある。

② 特別支援教育の充実

- ・「個別の指導計画」の作成及び活用や必要に応じて「個別の教育支援計画」を策定し、活用を行っている。また、特別支援教育支援員と連携した個別指導の充実等を図っている。
- ・人材の確保が課題である。

③ 校内支援体制の整備

- ・教育支援担当研修会、県立特別支援学校見学・講話、特別支援コーディネーター連絡協議会を開催している。
- ・人材の育成と確保が課題である。

④ 障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮

- ・補聴器や施設のバリアフリー化について、関係各課に要望した。

⑤ 就学指導體制の充実

- ・市のホームページによる保護者への理解啓発、就学に関する手続きの方法の伝達のほか、特別支援学級の授業参観を希望に応じ実施している。

(2) 学校施設のバリアフリー

【実施状況や課題】

① 学校施設のバリアフリー化の推進

- ・学校改築時において、バリアフリー化の整備に取り組んでいる。令和4年度は、城前小学校新校舎が完成した。
- ・既存の学校施設においても、バリアフリー基準適合の努力義務が課せられたことから、現状を把握し整備計画に取り組む必要がある。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

【実施状況や課題】

① 生涯学習の振興

- ・市民が楽しいので参加できる生涯学習フェスティバルを開催してる。コロナ感染症の影響で3年振りに開催することができた。
- ・地区公民館・生涯学習文化振興センターでは、子どもから高齢者までサークル活動を行っており、障がい者も地区公民館を活用し学んでいる。

② 公民館講座の開催と利用促進

- ・すべての市民を対象とした講座を企画・開催しているが、現状、障がい者の講座参加がない状況である。

6. 点検6. 雇用、就業、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

【実施状況や課題】

① 就労支援のための連携の強化

- ・ハローワークや障害者就業・生活支援センター、特別支援学校に自立支援協議会委員として参加いただき、就労支援について協議を図っている。今後も継続し、さらなる連携、支援の充実を図る必要がある。
- ・より多くの市民を支援できるよう、街角コンタクトセンター（であえーる）の周知を強化していく必要がある。
- ・地域によって交通手段に限りがあり、通勤が困難との判断から第一に希望する職種へ就けないケースがある。

② 就労移行支援と定着支援の推進

- ・市内に就労定着支援事業所がないため、沖縄県委託事業である障害者就業・生活支援センターに対する負担が大きくなっている。
- ・就労定着支援に向けた、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有は実施できていない。

③ 市内就労支援事業所による shop=w プロジェクトへの支援の充実

- ・現在、この取り組みは、就労継続支援A型やB型の事業所が連携を取りながら独自の活動を行っている。就労支援事業所における職員のスキルアップが必要である。

④ 障害者就労施設等の物品等の優先購入推進

- ・市内事業所一覧や「うるま市ショッピングワークプロジェクト」の周知は行っているが、調達可能な物品、役務の具体例の周知が十分ではない。

⑤ 障がい児へのキャリア教育の推進

- ・対面でのワーカーズトーク（社会人講話及びインタビュー）や、社会人講話の動画の活用やマナー講座等の実施。
- ・令和2年度・3年度においてはコロナ禍で対面でのキャリア教育が難しい時期であったが、動画配信やzoomでカリキュラムを実施し、継続してキャリア教育を実施した。

(2) 障がい者雇用の促進

【実施状況や課題】

① 市における障がい者雇用の推進

- ・障がい者の雇用は令和4年度においては30人となっており、ある程度達成できた。
- ・障がいのある方を雇用する場合、その方の障害に応じた特性を理解し、適切な配置が必要であり、うるま市役所全体で障がい者雇用を考える必要がある。

② 障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

- ・企業において、障がい者雇用についての理解が十分ではない。
- ・障がい者雇用に関する周知や、環境整備等に関する各種助成金制度等に関する周知については実施できていない。

③ 雇用の場における障害の理解や人権擁護の推進

- ・障がい者権利擁護の相談を受けることができるよう支援体制を整備している。
- ・障がい者雇用の理解促進のためのトライアル雇用助成金等の制度の周知についてはまだ実施できていない。

④ 職場環境の改善促進

- ・商工会の協力を得ながら、障がい者を含めた働きやすい環境整備の実現に向けた方策を検討していく必要がある。

(3) 福祉的就労の底上げ

【実施状況や課題】

① 福祉的就労の底上げ

- ・工賃向上に向けて、shop=wプロジェクト（市内就労支援事業所連携体）の自主活動を支援している。
- ・shop=wプロジェクトに参画する事業所の確保が必要である。

(4) 経済的自立の支援

【実施状況や課題】

- ① 自立支援医療の給付及び制度の広報
- ② 特別障害者手当等の支給
- ③ 重度心身障害者(児)医療費の助成
- ④ 特別児童扶養手当の支給
- ⑤ 児童扶養手当の支給

- ・①から⑤の制度については、同様の状況であり、制度の周知・広報については、ホームページや令和4年度に作成した「うるま市障がい福祉ガイドブック」へ掲載するなどしている。
- ・今後も法令等に沿って適正に給付業務を行うとともに、広報・周知に努める。

7. 点検7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動の促進

【実施状況や課題】

- ① 障がい者の芸術・文化活動の充実

- ・うるま市身体障がい者協会へ地域生活支援事業（社会参加促進事業）委託事業として、芸術・文化事業を実施している。
- ・身体障がい者対象の事業となっており、知的障がい者・精神障がい者に係る取り組みが十分に行えていない。

(2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援

【実施状況や課題】

- ① 障がい者のレクリエーション活動の振興

- ・うるま市身体障がい者協会へ地域生活支援事業（社会参加促進事業）委託事業として、スポーツレクリエーション事業を実施している。
- ・身体障がい者対象の事業となっており、知的障がい者・精神障がい者に係る取り組みが十分に行えていない。

(3) スポーツに親しめる環境の整備

【実施状況や課題】

① 障がい者のスポーツ活動の振興

- ・沖縄県身体障がい者スポーツ大会への参加に係る各機関との調整会議、うるま市選手団の補助等を行う。令和元年度から令和3年度においては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、大会が中止となった。
- ・令和4年度、障がい者スポーツ大会「うるまボッチャチャンピオンシップ2023」を開催した。

② うるみん等における運動施設の利用促進

- ・老朽化した健康運動器具等を更新することにより、うるみんの運動施設の利用促進を図っている。経年劣化による修繕及び健康器具の更新等が課題である。

(4) 障がい者関係団体の活動支援

【実施状況や課題】

① 障がい者関係団体の活動支援

- ・市内3団体（うるま市身体障がい者協会、うるま市手をつなぐ育成会、うるま市心の健康を守る結の会）へ補助金を交付することにより、各団体の活動を支援している。
- ・団体の活動の周知、事業との広報を行い、会員の増加等へつながるよう、連携していく必要がある。

② 障がい児(者)等の家族や発達に障害のある当事者等交流促進

- ・障がい等地域交流会事業において、発達障がい児等やその家族、地域住民等が地域における交流会等自発的に行う行動を支援している。(委託事業)。

8. 点検 8. 安全安心な生活環境の整備

(1) 住宅の確保

【実施状況や課題】

① 障がい者の公営住宅への入居の優遇

- ・条件を満たす障がい者の市営住宅入居について、空き家待ち募集の抽選の際に抽選券を2枚（通常1枚）発行し、優遇措置を実施している。
- ・例年、入居者募集への応募世帯数が多いが、入居案内については少ない状況である。

② 障がい者にも優しい市営住宅の整備

- ・バリアフリー法、沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備を行い、更に住宅の品質確保の促進に関する法律に規定される障がい者等に配慮した整備を行っている。
- ・継続して計画的に建て替えていくことが必要である。

(2) 移動しやすい環境の整備等

【実施状況や課題】

① 快適な歩行空間の整備

- ・バリアフリー法、沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備を行っている。令和4年度は、石川30号線歩道を整備し、快適な歩行空間の確保に努めた。
- ・継続して快適な歩行空間確保に努める必要がある。

② 交通安全対策の推進

- ・交通安全週間の実施や、うるま市交通安全推進協議会の活動として学校周辺での交通安全指導・パトロールを実施している。
- ・障がい者への交通安全指導などの機会が少ない。

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

【実施状況や課題】

① 公共建築物のバリアフリー化の推進

- ・市庁舎をはじめとする公共建築物について、障がい者が円滑に利用できるよう、段差の解消、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置などバリアフリー化について実施している。

② 多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進

- ・多くの方が利用する民間建築物の計画について、沖縄県福祉まちづくり条例等に基づく事前協議を行う事により、バリアフリー建築物の増加を促進している。
- ・当該条例に強制力がないため、建築主の協力が得られない事がある。

③ 障がい者用駐車スペースの適正利用促進

- ・令和4年7月より沖縄県ちゅらパーキング利用証制度が始まり、庁内における担当課と調整し、対象者へ利用証を交付している。市の施設では障がい者等用駐車区画の確保を行っている。
- ・障がい者用の駐車スペースについて適正利用を呼びかけ、障がい者への利用が配慮されるように啓発を行う必要がある。

④ 障がい者等が利用しやすい公園の整備

- ・ユニバーサルデザインの参考事例、実例を公園の整備計画及び施工に反映させている。
- ・一般的な公園で遊びづらい子どもへ配慮をした遊具の設置など、障がいの有無にかかわらずみんなで遊べる公園づくりが必要である。

(4) ボランティア活動等の推進

【実施状況や課題】

① 障がい者によるボランティア活動の促進

- ・地域生活支援センターにおいて、障がい者がボランティア活動をおし地域住民との交流を行っている。今後も活動の継続が必要である。

9. 点検9. 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

【実施状況や課題】

① 防災対策の充実

- ・障害者施設事業所等の施設、入所者情報の把握が課題である。庁内関係部署と情報の共有を図る必要がある。
- ・災害に対する備えや防災知識の醸成及び人命救助方法の講習等も含め、「備え」が必須であるが、行き届いていないのが現状である。
- ・要支援者(高齢者や障がい者)を対象に実態にあった避難訓練や指定福祉避難所の開設訓練が実施できていない。

② 災害発生時の障がい者への情報伝達の強化

- ・聴覚障がい者に対しては、防災行政無線の内容を文字情報として配信可能な防災アプリの活用が有効だが、周知不足のため利用者が少ない。そのほかの障害特性に関する検討が進んでいない。

③ 避難行動要支援者の支援体制の充実

- ・避難行動要支援者名簿の外部提供同意取得や個別計画作成の向上に向けた具体的な取組を検討する必要がある。
- ・一人一人の避難計画である「個別計画」の作成は着手できていない。
- ・個別計画は、地域とともに作成していくが、作成の手法の周知・指導を行う必要がある。また、指導する人材が必要である。

(2) 防犯対策の推進

【実施状況や課題】

① 防犯対策の充実

- ・警察・防犯協会・自治会と協力し、市民が犯罪被害にまきこまれないよう、年末年始総合警戒において周知した。
- ・特殊詐欺などの手口を紹介し、被害にあわないよう注意喚起のためパネル展を開催。
- ・市内に防犯灯(約7000基)の設置及びLED化を終えた。

(3) 消費者トラブルの防止

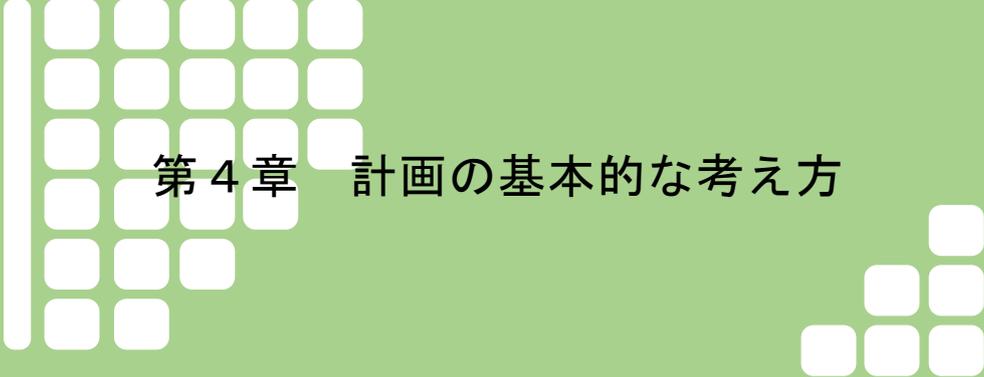
【実施状況や課題】

① 消費者トラブルに関する情報提供

- ・障がい者の支援にあたる計画相談員などに対し、消費者トラブルの事例をわかりやすく伝え、消費トラブル等で困ったときは消費生活センターに相談するよう、消費生活センターの周知を図っている。
- ・消費生活センターや事例の対処などを障がい者・家族・施設にも周知する必要がある。

② 消費者相談の充実

- ・障がい者を含む市民に対し、毎月広報うるまや窓口配布資料で、消費生活センターで相談ができることを周知している。
- ・障がい者の特性に配慮した相談が実現できるよう、対応方法について検討が必要である。
- ・個別支援などを通し必要時消費生活センターを紹介している。また、判断能力の低下によるトラブルを防ぐため成年後見制度の活用や権利擁護センターへの利用を促している。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法第1条では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すことが示されています。また、障がい者を取り巻く近年の動向としては、これまでの「障がい者の自立支援」という観点に加え、「障がい者の差別解消」「合理的配慮」「社会的な障壁の除去」「共生社会の実現」といった、障がい者の権利の視点が重視されています。

本市の理念は第3次計画策定時に「自分らしく」という言葉を盛り込み、障がい者個人の尊厳を重んじる視点を加えて理念を見直しました。第4次計画においても、同じ理念を継承し、「共生のまち」づくりを進めてまいります。

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～

障がい者が社会参加を実現し、地域で自分らしく生活していくためには、障がい者が十分な支援を受けられ、安心して暮らせるような体制を構築するとともに、障がい者も社会の一員として、地域の中で支えあうという意識の高揚が大切です。

また、障がい者の自立と社会参加を推進するために、地域の一人ひとりが障がい者個人の尊厳を重んじ、手をさしのべられる思いやりが広がっていく共生のまちづくりを、進めてまいります。

2. 基本目標

計画の理念「『一人ひとりの自分らしくをともに支える』～思いやりでつながる共生のまち・うるま～」を実現するため、本計画では、総合計画の障害福祉分野で掲げられている3つの目標に障がい児施策に係る目標を加えて4つの基本目標を掲げ、障害のある人もない人も、共に支え合いながら一人ひとりの「自分らしく」が達成できるように、共生社会の環境づくりを図ります。

基本目標 1. 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実

障がい者の自己選択、自己決定を促進するために相談支援体制を強化するとともに、地域生活を支えるサービス提供、保健・医療の推進など、障害の特性などに対応できる多様なサービスの提供を行います。

基本目標 2. 障がい者の自立支援と活躍（社会参加）の推進

障がい者が、自らの選択により、自分に合った仕事につき、働き続けるために関係機関などと連携を図りながら多様な就労支援を行っていきます。

障がい者が、地域で安心して生活が継続できるよう関係機関・団体と連携し、自立や社会参加の促進を図るための環境整備を行います。

基本目標 3. 安心できる地域環境づくりの推進

障がい者に対する差別や偏見を無くすため、啓発や広報活動を通じ、差別解消の取組みを推進します。

移動・交通、住まい、バリアフリーなど、障がい者にやさしい地域環境づくりを推進します。

障がい者が容易に情報が入手できるように障がいの特性にも配慮した情報発信を行います。

地域の安全のために、防犯・防災の観点から障がい者への情報提供、相談、支援充実を図ります。

基本目標 4. 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実

特別支援教育やインクルーシブ教育を推進し、障がい児等への教育振興を図るとともに、福祉教育による障がいの理解や福祉意識の醸成を図ります。

障がい児等への相談支援、福祉サービスの充実とともに、障がい児のライフステージにおいて切れ目のない支援を行う体制の充実を推進します。また、発達支援、医療的ケア児支援、重度障がい児への支援について強化を図ります。

障がい児の子育て支援の面について、利用促進や受け入れ体制強化の取組を行います。

3. 重点的な取り組み

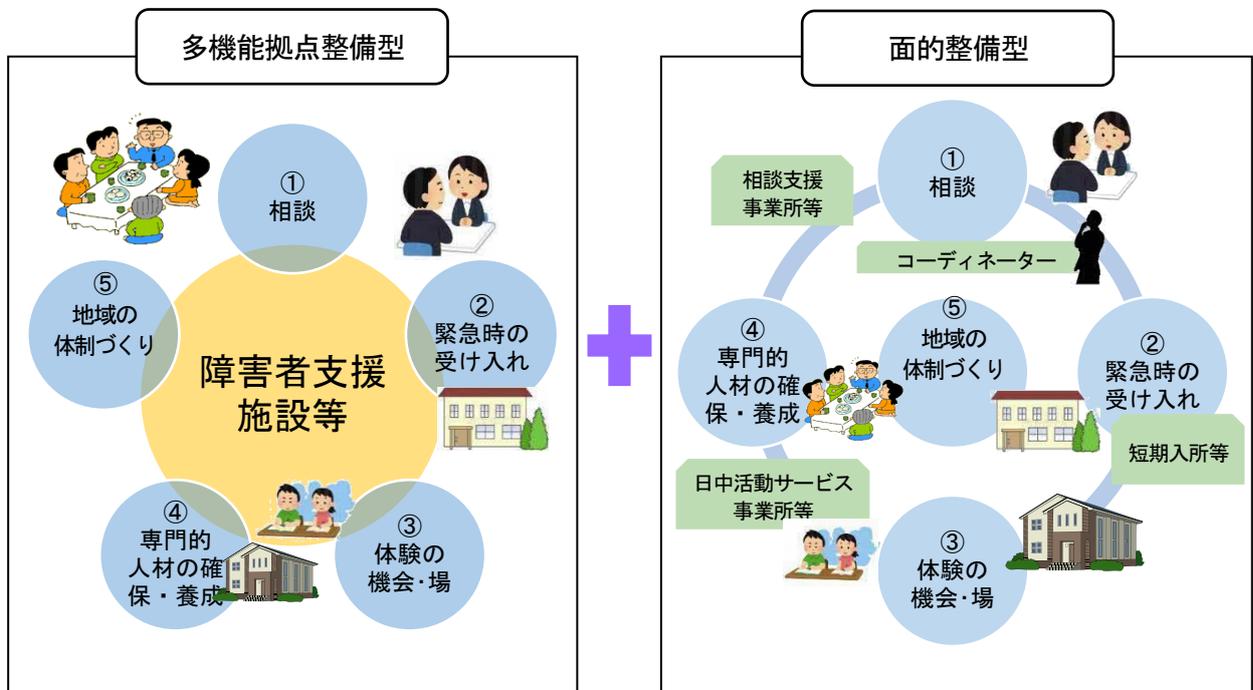
(1) 地域生活支援拠点の整備による安心できる地域環境づくり

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。

障害福祉計画においては、成果目標に「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」があり、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の整備を掲げる必要があります。

本市では、「多機能整備型」が1箇所整備されていますが、加えて障がい者の生活を地域全体で支える「面的整備型」の支援体制を構築していきます。また、地域拠点として、緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握や登録、緊急時の相談・対応、地域の体制づくり等の役割を持ったコーディネーターの拡充を検討していきます。

本市の地域生活支援拠点の整備イメージ



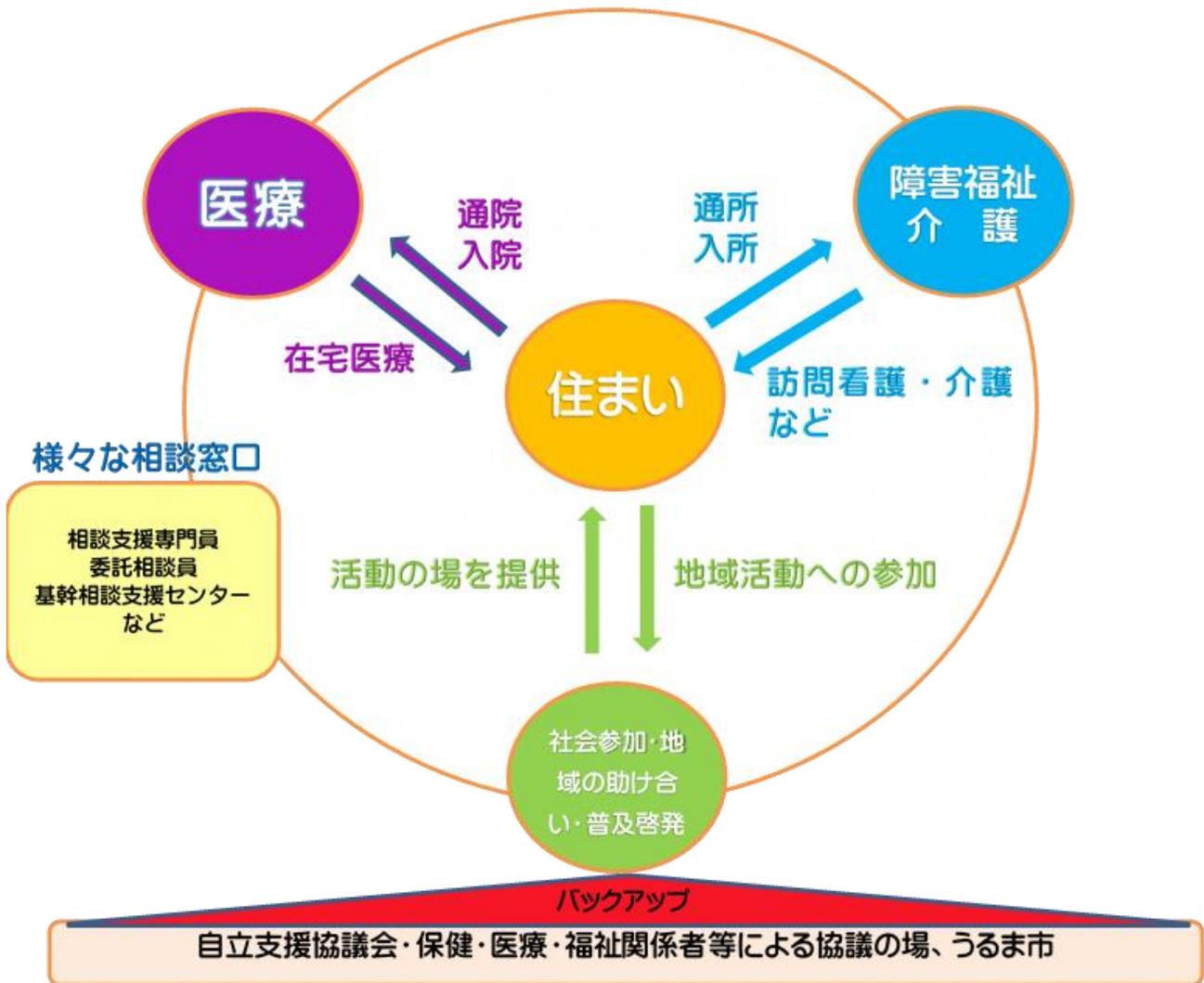
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現在、本市では、長期入院している精神障がい者の地域移行のため、コーディネーターを配置して対象者の把握から地域移行の準備支援などを進めています。しかし、地域移行支援のサービスを利用した実績は少なく、地域移行支援の利用促進が必要となっています。

障がい者が地域の中で安心して自分らしい暮らしをするためには、障がい者本人の意思及び一人ひとりの特性に応じた「支援」や「社会参加」が重要となります。保健、医療、障害福祉・介護サービス、住まい、就労・社会参加の場、地域の支援者による助け合いなど、関係者・関係機関が情報共有しながら包括的に関わり、安心して地域生活できるような環境づくりを目指します。

このため、本市において行政、基幹相談支援センター、自立支援協議会(地域移行支援専門部会・作業部会)等、保健・福祉・医療関係者が一体となりながら、障がい者一人ひとりを支援する体制の構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



(3) 障がい児支援体制の構築

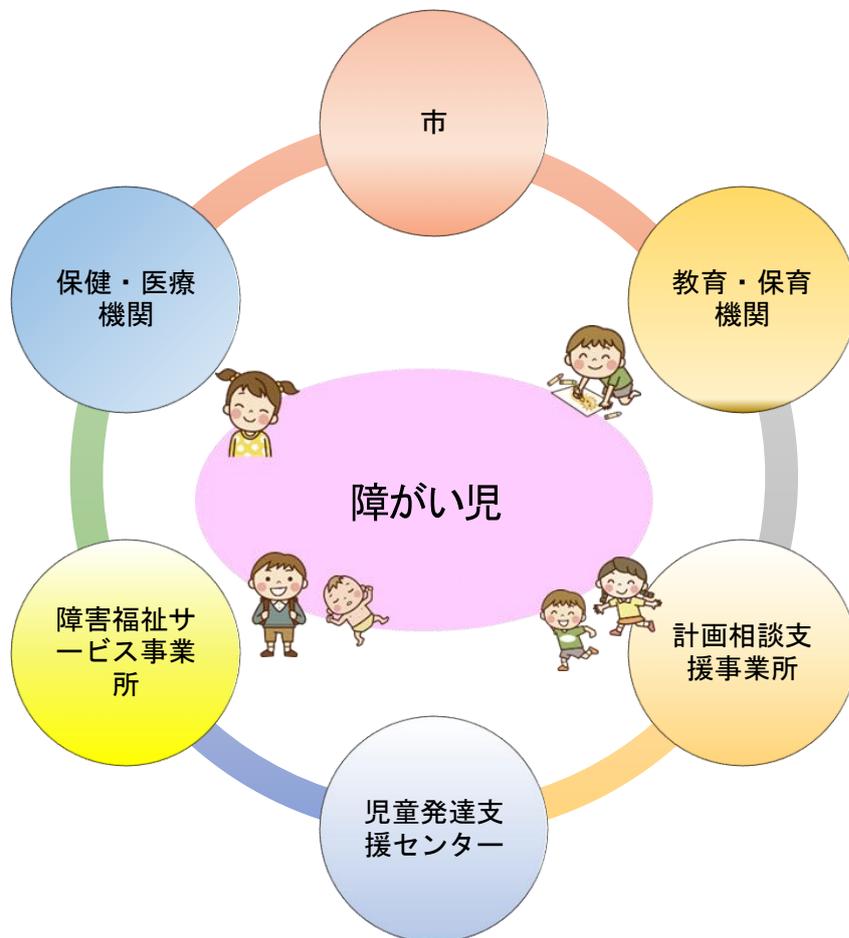
現在、本市では、「うるま市発達を支援する関係課連絡会」を設置し、子どもの心身の発達支援に関する情報交換を行い、関係課等が持つ役割を有機的に組み合わせ、また共通課題について検討するなど、ネットワークの構築を進めています。

また、障がい児を対象とする支援サービスについては、障害児通所支援事業所が増えてきたものの、重度障がい児を受け入れできる事業所の不足や、医療的ケア児への対応強化、保育所等訪問支援等事業所の利用促進等の課題も見られます。

こういった課題を踏まえ、本市では、障がい児への専門的な相談やケア体制の構築のため、「うるま こどもステーション」の整備と合わせて、令和4年度に設置した「児童発達支援センター」を地域の中核として、当事者、保護者及び支援者へのサポートも展開できる体制の構築を図ります。また、親子通園事業等の各種事業の実施や医療機関等の関係機関が連携した児童発達支援の体制づくりを推進しています。

また、同センターと市内障害児通所支援事業所や教育・保育機関等との連携を図る体制づくりに努めます。

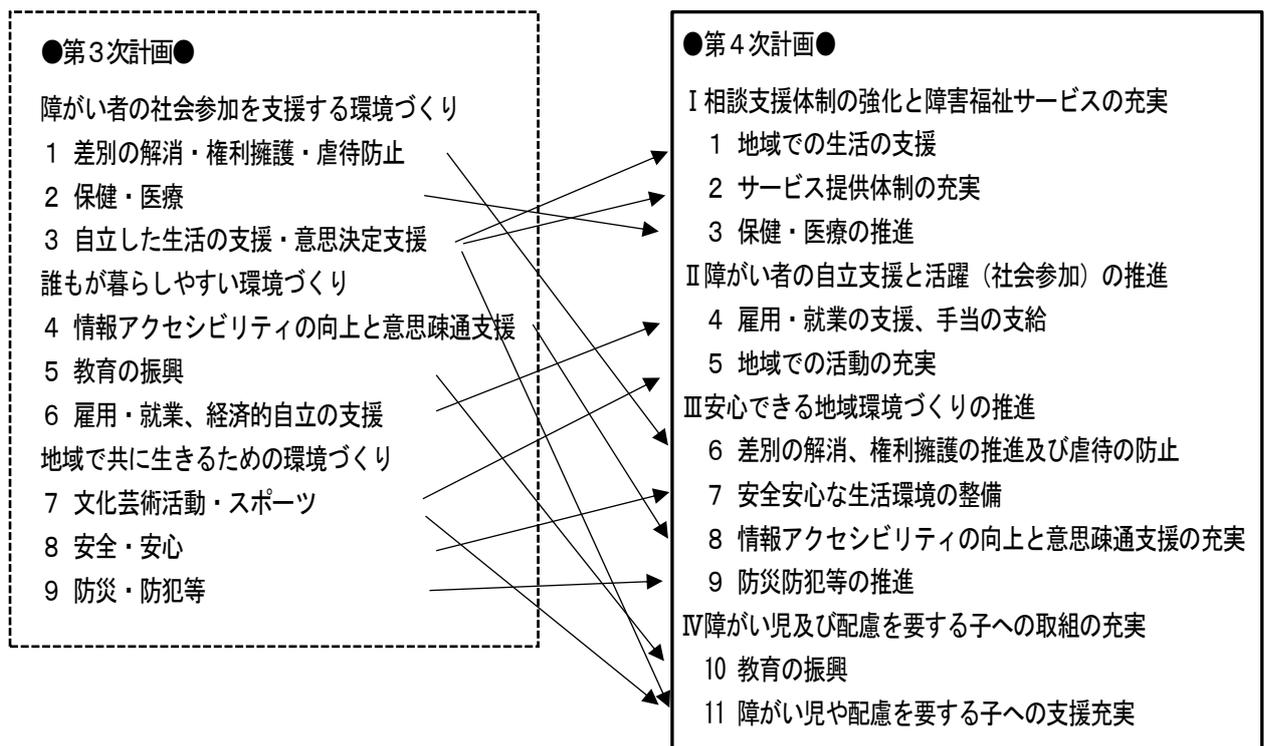
本市の障がい児支援体制の構築のイメージ



4. 施策の体系（障害者計画の施策体系）

(1) 施策体系の考え方

本市計画の施策分野は、国の第5次障害者基本計画の項目に基づきながら、本市の総合計画に掲げる障害福祉に係る柱立てを踏まえ、第3次計画から再編を行っています。



1
2

(2) 第4次障害者福祉計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策分野	施策項目
『一人ひとりの自分らしくをともに支える』 く思いやりでつながる共生のまち・うるま	I 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実	1. 地域での生活の支援	(1)意思決定支援の推進
			(2)相談支援体制の構築
			(3)地域移行支援の充実
	(4)地域生活支援拠点の取組の推進		
	2. サービス提供体制の充実		(1)障害福祉サービスの質の確保
			(2)地域での暮らしを支える支援の充実
			(3)障害福祉を支える人材の確保
	3. 保健・医療の推進		(1)障害の原因となる疾病等の予防
			(2)精神保健対策の充実
			(3)難病患者等への支援
	II 障がい者の自立支援と活躍(社会参加)の推進	4. 雇用・就業の支援、手当等の支給	(1)総合的な就労支援
(2)障がい者雇用の促進			
(3)福祉的就労の底上げ			
5. 地域での活動の充実		(4)手当の支給、医療費の助成の実施	
	(1)文化芸術活動の促進		
	(2)スポーツ・レクリエーション活動の促進		
	(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実		
III 安心できる地域環境づくりの推進	6. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(4)障がい者等の活動支援	
		(1)権利擁護の推進、虐待の防止	
		(2)障害を理由とする差別の解消	
	7. 安全安心な生活環境の整備	(3)障害の理解・啓発の推進	
		(1)住宅の確保	
		(2)移動しやすい環境の整備等	
	8. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	(3)障がい者に配慮したまちづくりの推進	
		(1)情報アクセシビリティの向上	
		(2)情報提供の充実	
(3)意思疎通支援の充実			
9. 防災、防犯等の推進	(4)行政情報のアクセシビリティ向上		
	(1)防災対策の推進		
	(2)防犯対策の推進		
IV 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実	10. 教育の振興	(3)消費者トラブルの防止	
		(1)特別支援教育の充実	
		(2)学校施設のバリアフリー	
11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実		(3)福祉教育の推進	
		(1)障がい児福祉サービスの提供体制の充実	
		(2)相談支援・療育体制の強化	
		(3)障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の充実	

3



第5章 第4次障害者計画（令和6年度～11年度）



I. 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実

1. 地域での生活の支援

- 1. 地域での生活の支援
 - (1) 意思決定支援の推進
 - (2) 相談支援体制の構築
 - (3) 地域移行支援の充実
 - (4) 地域生活支援拠点の取組の推進

(1) 意思決定支援の推進

【今後の施策】

○意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、事業所等に対する意思決定支援ガイドラインの普及や研修機会を確保するなど、重要性を周知し、意思決定支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われるように推進します。

(2) 相談支援体制の構築

【今後の施策】

○相談支援の充実

障がい者（児）等やその家族、支援者が抱える「複雑化・複合化」する課題に総合的専門的に対応するため、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

また、定期的な研修の実施等をとおし、委託相談員、相談支援専門員のスキルアップを図り、相談支援体制の更なる充実を図ります。

さらに、相談窓口に関する情報の周知広報の更なる充実を図ります。

○サービス等利用計画に基づくケアマネジメントの推進

障がい者個々の心身状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案作成を支援し、当事者の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みを行います。

サービス等利用計画・モニタリングの点検強化により、適正給付及びサービスの質の確保に努めます。

(3) 地域移行支援の充実

【今後の施策】

○グループホームの充足と利用促進

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、地域ニーズを踏まえたグループホームの事業者の参入促進を図るとともに、重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応するグループホームの確保に努めます。

また、グループホームの周知広報や体験利用による利用促進を図ります。

○地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進

対象者本人の意向に踏まえ、充実した生活を送ることができるよう支援する地域移行コーディネーターを配置し、地域移行、地域定着の充実と利用促進を図ります。

医療、保健、福祉等の関係機関の連携のもと地域移行支援体制を構築します。

また、ひとり暮らしの障がい者等が抱える日常生活上の課題に対する支援として自立生活援助等の居住支援サービスの充足に努めます。

○居住サポート体制の構築

一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「お試し住居事業」の更なる充実を図るとともに、様々な事情により、賃貸住宅に入居困難な障がい者に対し入居に必要な調整等の支援を実施します。

(4) 地域生活支援拠点の取組の推進

【今後の施策】

○地域生活支援拠点の取組の推進

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援を推進するため、「地域生活支援拠点」の取組を推進し、現在実施している「多機能整備型」に加えて、「面的整備型」の支援体制を構築し、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成及びコーディネーターの配置を進め、地域の体制づくりを図ります。

2. サービス提供体制の充実

- 2. サービス提供体制の充実
 - (1) 障害福祉サービスの質の向上等
 - (2) 地域での暮らしを支える支援の充実
 - (3) 障害福祉を支える人材の確保

(1) 障害福祉サービスの質の向上等

【今後の施策】

○訪問系サービス、日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者の日常生活や社会生活の支援である障害福祉サービスの「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」について、地域の実情を踏まえながら、ニーズに応じた受け入れ体制の確保及び質的充実を図ります。

また、医療的ケアを要する障がい者の受け入れ事業所の把握及び確保に努めます。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害福祉計画」に記載)

○居住系サービスの充実

グループホーム等の住まいの場を提供するサービスについて、参入促進及び質の確保に努めます。

また、身体障がい者や重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応できるグループホームの確保に努めます。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害福祉計画」に記載)

(2) 地域での暮らしを支える支援の充実

【今後の施策】

○地域生活支援事業の推進

移動支援事業や意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター、相談支援事業等といった地域生活支援事業について、地域のニーズを踏まえたサービス提供を図ります。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害福祉計画」に記載)

○補装具の給付

身体障がい者の失われた部位、欠損のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる補装具の交付及び修理を行います。

○市の独自事業の実施

市の単独事業である「生活サポート事業」、「自動車運転免許取得・改造費援助事業」、「福祉電話の設置」、「緊急通報システム事業」、「福祉タクシー助成事業」、「障害者福祉離島地域支援事業」、「津堅キャロットピュアサロン事業」等について、ニーズを見極めながら、事業を実施していきます。

「障害者介護給付費等審査会事業」の円滑な実施に向け、事務のデジタル化を導入し効率化を進めます。

(3) 障害福祉を支える人材の確保

【今後の施策】

○専門職の確保

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士や手話通訳士等の専門職の確保や継続的配置、研修への参加等による資質向上を図ります。

○障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援

障害福祉サービス等に従事する人材の確保や育成を推進するため、研修の実施や情報提供を行うほか、人材確保の方策について国や県への提言を他市町村と連携しながら進めます。

3. 保健・医療の推進

3. 保健・医療の推進

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

(2) 精神保健対策の充実

(3) 難病患者等への支援

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

【今後の施策】

○生活習慣病の予防及び重症化予防

糖尿病等の生活習慣病に起因する障害を予防するため、栄養・食生活・身体活動・運動・休養・飲酒・喫煙及び歯や口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進について、市民への啓発を図ります。

健(検)診の受診率向上を図り、1次予防につなげるとともに、メタボリック症候群該当者及び予備群等に対し、健診結果を踏まえた保健指導を行います。

健(検)診結果やレセプト等のデータを分析し、重症化予防を効果的に行うため、計画を策定し実施します。

○妊娠期の健康管理の充実

安心・安全な出産に向け、母体の自己管理の大切さや妊婦健康診査の重要性について周知を図るとともに、産前産後サポート事業、子育てDX化事業を推進し、妊娠期の健康管理と情報発信を効果的に実施します。

また、妊婦健康診査14回が公費負担となっていることを周知し、定期的な健診の受診を促します。

○乳幼児期における障害の早期発見及び早期支援の充実

疾病や障害の早期発見のため、乳幼児健診の受診勧奨を行うとともに、未受診者対策の強化を行います。

発育・発達が気になる子への健診事後教室、親子通園事業の実施や児童発達支援センター等の関係機関との連携による早期支援を図ります。また、のびのび相談では心理士・言語聴覚士による個別相談による助言、療育機関へのつなぎ等を行います。

また、早期に適切な対応が図られるように、保護者への丁寧な寄り添い支援を行います。

○保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

保健・医療サービス等の提供事業者や医療機関等に関する情報を障がい者が入手しやすいよう、窓口や各種事業における情報提供、こどもの健康応援BOOKの配布等により広く行っていきます。

(2) 精神保健対策の充実

【今後の施策】

○精神保健相談、訪問指導の充実

精神保健相談や訪問指導のさらなる質の向上にむけ、医療保健福祉連絡会の定期開催等による医療機関や保健所との連携強化や研修会の実施をとおり相談員の資質向上を推進します。

○精神保健に関する啓発活動の推進

うつ等の精神疾患の予防に関する講演会の実施や相談機関に関する情報提供のほか、専門機関と連携しながら、精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。

○発達障害等に関する情報共有機会の確保及び支援体制の構築

発達支援障がい者を支援する保健・医療・福祉・教育等の関係課・関係機関が連携を密接にし、共通の理解に基づいた協働支援体制の構築を図ります。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活を営むため、相談支援、地域移行・定着支援、居宅介護等の障害福祉サービス、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。

また、障がい者自立支援協議会及び関係機関の連携を密にし、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

(3) 難病患者等への支援

【今後の施策】

○難病患者への支援の充実

難病患者の悩みや不安等の解消を図るため、多職種による相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携を密にし、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した対応やサービス提供を実施します。

II. 障がい者の自立支援と活躍（社会参加）の推進

4. 雇用・就業の支援、手当等の支給



(1) 総合的な就労支援

【今後の施策】

○就労支援のための連携強化

障がい者就労支援の推進のため、市障がい者自立支援協議会での意見等を踏まえ、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の地域の関係機関との更なる連携強化を図ります。

また、雇用前の雇い入れから雇用後の職場定着までの一貫した支援の強化を図ります。

○就労に向けての就労支援サービスの推進

障がい者の就労に向けて、障がい者の多様な働き方や当事者の希望や能力に合う仕事探しを支援するための「就労選択支援（令和6年度新設）」や「就労移行支援」「就労定着支援」の利用促進及びサービス事業所の参入促進を図ります。

また、一般就労に向けてサービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図ります。

○障害者就労施設等の物品等の優先購入推進

「うるま市障がい者優先調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

○障がい児へのキャリア教育の推進

障がい児の将来の就業意識向上等を図るため、市内小中高校でのキャリア教育（職場体験、社会人講和、マナー講座など）を推進します。

(2) 障がい者雇用の促進

【今後の施策】

○市における障がい者雇用の推進

障害者雇用促進法を遵守し、雇用率のアップを図るなど、市における障がい者雇用を推進します。また、各部署と連携し、個々の障がいや特性に合った業務を創出していきます。

○障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

障がい者自立支援協議会と障害者就業・生活支援センターとの連携を行い、市内企業に対し、障害者雇用率制度や障がい者を雇用する環境整備に関する各種助成金制度等の周知を図るとともに、障がい者雇用の推進について、理解と協力を呼びかける。

○雇用の場における障がいの理解や人権擁護の推進

雇用の場における障害を理由とする差別的取り扱いの禁止、障がい者に対する必要かつ合理的配慮の提供について周知していきます。

また、障害特性等に関する理解促進の啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

さらに、職場での障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等事業主の障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

(3) 福祉的就労の底上げ

【今後の施策】

○福祉的就労の底上げ

就労継続支援B型事業所の工賃の向上、共同受注化、経営力強化など、障がい者自立支援協議会などの意見を踏まえながら就労支援事業所と連携し、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図ります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

(4) 手当の支給、医療費の助成の実施

【今後の施策】

○各種手当の支給

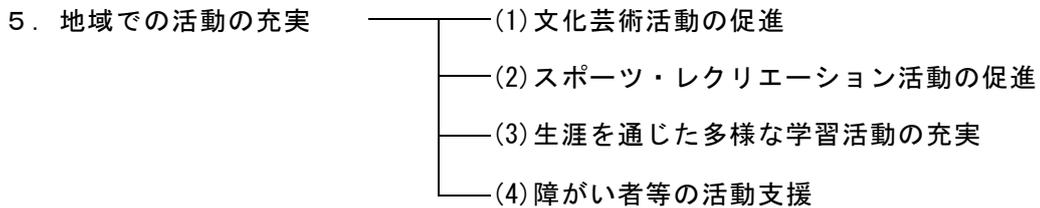
特別障害者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害児福祉手当といった、障がい者やその養育者のための手当の支給を行います。また、心身障害者扶養共済制度の周知と利用促進に努めます。

○医療費等助成制度

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)等の制度の周知・広報に努めます。

重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成する重度心身障害者(児)医療費助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

5. 地域での活動の充実



(1)文化芸術活動の促進

【今後の施策】

○障がい者の文化芸術活動の充実

障がい者の趣味や生きがいを推進するため、地域生活支援事業の「芸術文化活動振興」等の充実を図り、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。

(2)スポーツ・レクリエーション活動の促進

【今後の施策】

○障がい者のレクリエーション活動の振興

障がい者のレクリエーション活動を支援する地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室」活動等支援の充実を図り、障がい者の余暇活動や交流、健康保持等に寄与します。

また、余暇活動やレクリエーションを行う機会の確保、活動の場である地域活動支援センターの充実・強化に努めます。

○障がい者のスポーツ活動の振興

障がい者を対象とした各種スポーツ大会への参加を促進するほか、市が主催する市民対象のスポーツ大会等への参加促進を行います。

また、スポーツ推進員を活用し、障がい者のスポーツ参加を支えるよう努めます。

○市内公共施設の利用促進

障がい者がスポーツ活動等を気軽に行えるよう、うるみんの施設利用を促進するほか、市内の社会体育施設の利用促進を図ります。

(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実

○生涯学習の振興

障がい者を含めた市民への生涯学習情報の発信等広報活動の充実と強化を図るとともに、「生涯学習フェスティバル」や地区公民館等でのサークル活動等による学習活動を促進し、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習機会の拡充を図ります。

(4)障がい者等の活動支援

○障がい者関係団体の活動支援

市と市社会福祉協議会が連携し、市内の障がい者関係団体を支援し、地域での活動の活性化と関係機関・団体との連携強化を促進します。

また、市内の団体の周知広報、団体の活動内容や実施するイベント等の広報を行い、各団体への加入者の増加促進を図ります。

○障がい児(者)等の家族や発達に障害のある当事者等交流促進

障がい児(者)の持つ家族が相互に悩みの解消や情報交換を行うなど、障がい者関係団体や関係機関と連携し、障がい児(者)の家族同士の交流や情報交換を促進します。

○ピア活動への支援の推進

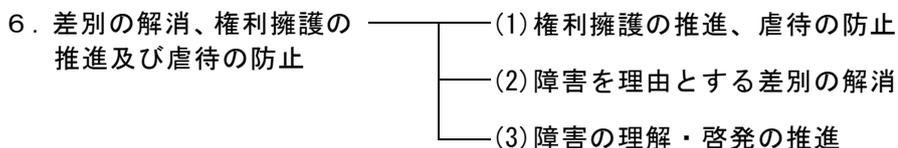
発達に障害のある当事者の会や障がい児等親の会等のピア活動を支援するとともに、障害等で悩んでいる家族や障がい者当事者の相談がスムーズにできるよう、委託相談員や地域活動支援センター I 型等によるサポートを行います。

○障がい者によるボランティア活動の促進

地域活動支援センター等と連携し、障がい者の地域でのボランティア活動を促進することで、障がい者の地域貢献の機会を創出するとともに、地域住民への障がい者の理解を図ります。

Ⅲ. 安心できる地域環境づくりの推進

6. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

【今後の施策】

○障がい者の権利擁護

障がい者の権利擁護のために、「うるま市権利擁護センター」等の関係機関と連携し、相談支援の充実に努めます。

権利擁護センターが実施している「日常生活自立支援事業」の周知を図り、必要な人が必要な支援を受けられるように進めます。

○成年後見制度の利用促進と支援の充実

知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な障がい者が安心して暮らせるよう成年後見制度の周知・啓発と「成年後見制度利用支援事業」の利用促進に努めます。

また、市の成年後見に係る機能強化を図るため、中核機関や協議体を設置するなど、体制整備を推進します。

○権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発

障がい者の権利擁護や虐待の防止に関して、市民への周知と理解・啓発を図るため、啓発パンフレットの配布や講演会等を実施するとともに、施設従事者の理解を深めるため「障害者虐待防止法」の研修会を行い、障がい者虐待の防止、早期の発見が可能な施設運営体制の構築に努めます。

○障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

障がい者の虐待対応窓口として設置されている「うるま市障がい者虐待防止センター」において24時間365日相談できる体制を整えるとともに、その相談窓口の周知に努めます。

1 ○虐待の防止や早期対応の充実、障がい者虐待に対する支援体制の充実

2 障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障がい者虐待防止セ
3 ンターや障がい者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携し、支援
4 体制の構築に努めます。

5 民生委員・児童委員及び地域(自治会や地域住民)と連携した虐待の発見を図る
6 ため、関係機関や地域との情報共有等を行い、早期発見につながる支援体制の構
7 築に努めます。

8
9
10 **(2)障害を理由とする差別の解消**

11 **【今後の施策】**

12 ○差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発

13 障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障害を理由とする不当な差別的
14 扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供等、障害を理由と
15 する差別の解消に向けて着実な取り組みが進むよう、ホームページ、SNS、パ
16 ンフレット配布などによる普及啓発を図ります。

17 また、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、効果的な周知・発信の在り方
18 など普及啓発等の取り組みについて協議していきます。

19 ○市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進

20 市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者への理解促進のため市職員への
21 研修等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。

22 選挙においては、障がい者が円滑に投票できる環境整備に努めます。

23
24
25 **(3)障害の理解・啓発の推進**

26 **【今後の施策】**

27 ○障害の理解についての啓発活動の推進

28 市の広報誌、ホームページ等を活用した障害の理解に関する啓発活動及び障が
29 いに関する講演会を継続します。

30 また、ヘルプマークなどの障がい者に係るマーク等の周知に努めます。

31 ○イベントや講演会等における周知広報の充実

32 まつりなどのイベントや講演会において、障害の理解・周知広報を継続すると
33 ともに、市民対象の各種イベントにおいても周知広報や障がい者との交流の機会
34 等を設けるなど、啓発活動の場を広げます。

35 ○地域における福祉活動の推進

36 共に生きる地域社会を形成していくために、市社会福祉協議会による「地域づ
37 くり支援事業」やボランティアセンターの活動等による地域福祉活動を推進し、
38 地域活動を通じた福祉意識の啓発、向上を図ります。

7. 安全安心な生活環境の整備



(1) 住宅の確保

【今後の施策】

○グループホームの整備、利用促進(再掲)

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、地域ニーズを踏まえたグループホームの事業者の参入促進を図るとともに、重度障がい者、医療的ケアを要する障がい者に対応するグループホームの確保に努めます。

また、グループホームの周知広報や体験利用による利用促進を図ります。

○居住サポート体制の構築(再掲)

一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「お試し住居事業」の更なる充実を図るとともに、様々な事情により、賃貸住宅に入居困難な障がい者に対し入居に必要な調整等の支援を実施します。

○障がい者の公営住宅への入居の優遇

市営住宅や県営住宅に障がい者が入居する際の優遇措置について、今後も継続して実施します。

○障がい者にも優しい市営住宅の整備

市営住宅の建て替えの際には、障がい者等に配慮した整備を行い、バリアフリー等が行き届いた住まいの整備を図ります。

(2) 移動しやすい環境の整備等

【今後の施策】

○快適な歩行空間の整備

「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づきながら、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化や、ガードレール、点字ブロック、音の出る信号機(交通弱者対応信号機)の設置等、障がい者に配慮した交通安全施設の整備を推進し、障がい者が安心して外出できる、快適で利便性の高い歩行空間の確保に努めます。

○交通安全対策の推進

障がい者を含めた市民の交通安全の確保のため、警察等との連携により、交通安全運動、交通安全指導、マナーの向上などの取り組みを進めます。

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

○公共建築物のバリアフリー化の推進

市庁舎をはじめとする公共建築物について、障がい者が円滑に利用できるよう、段差の解消、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置などバリアフリー化について今後も引き続き推進します。

○多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進

公共建築物のみならず、市内の多くの方が利用する民間建築物について、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

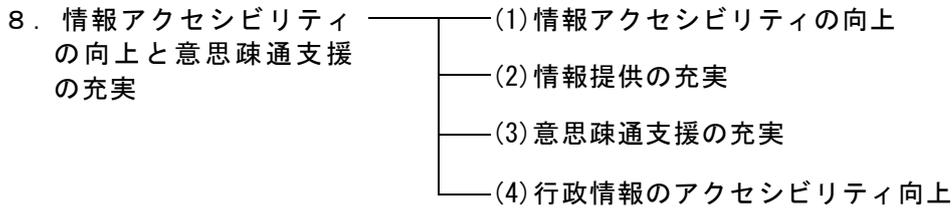
○障がい者用駐車スペースの適正利用促進

公共及び民間事業所の障がい者用の駐車スペースについて、「沖縄県ちゅらパーキング利用証制度」の周知に努めるとともに適正利用を呼びかけ、障がい者がスムーズに利用できるよう啓発を行います。

○障がい者等が利用しやすい公園の整備

市の公園等の整備に当たっては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「うるま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に準拠しながら、障がい者、高齢者、健常者の区別無く、すべての方が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園整備を推進します。

8. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実



(1) 情報アクセシビリティの向上

【今後の施策】

○障がい者に配慮した情報提供の充実

障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、声の広報、SNS、FMうるま等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。

障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。

(2) 情報提供の充実

【今後の施策】

○情報提供の充実

障がい者やその家族が各種情報を入手しやすいように、広報紙やホームページの充実に努めるほか、「うるま市障がい者福祉ガイドブック」を活用した周知を図ります。

また、関係機関や地域、他課の事業における情報提供など、情報発信の機会を広げ、充実を図ります。さらに、ICTの活用など、情報発信のDX化に努めます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

(3) 意思疎通支援の充実

【今後の施策】

○意思疎通支援の充実

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に配慮した情報提供を図るため、手話通訳や要約筆記、音訳、点訳等による意思疎通支援を行うとともに、支援者の人材の育成・養成を図ります。また、携帯電話・スマートフォンのアプリ活用なども検討します。

○情報や意思疎通を支援する機器の給付等

情報や意思疎通に関する支援機器を必要とする障がい者に対して、日常生活用具の給付を行います。また、情報提供機器の給付に努めます。

(4) 行政情報のアクセシビリティ向上

【今後の施策】

○ホームページ等の利用しやすさへの配慮

市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブアクセシビリティ等の向上を図ります。

9. 防災、防犯等の推進

9. 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯対策の推進

(3) 消費者トラブルの防止

(1) 防災対策の推進

【今後の施策】

○防災対策の充実

「うるま市地域防災計画」に基づき、障がい者を含めた市民への災害に関する情報提供や防災訓練、防災マップ等による災害への備えと適切な避難行動が取れるよう防災知識の普及啓発を進めます。また、地域の自主防災組織の強化により、災害に強い地域づくりを図ります。

○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がいの特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。

○避難行動要支援者の支援体制の充実

関係者等と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者、避難方法や避難経路、避難場所等について示す「個別計画」の作成に努めます。また、避難行動要支援者の避難を支援する者の確保を図り、避難支援体制の充実に努めます。

(2) 防犯対策の推進

【今後の施策】

○防犯対策の充実

犯罪被害から障がい者を含めた住民を守るため、警察や防犯協会、自治会等が協力し、住民が犯罪に巻き込まれないよう回避する方法や犯罪の危険性を感じたときの対処方法などの周知を図ります。

また、防犯パトロールの継続や防犯灯の整備などにより、犯罪の起こりにくい地域づくりを進めます。障害者施設等においては、利用する障がい者が安心して生活できるように、犯罪に係る安全確保のための施設整備や職員の防犯訓練を促すなど、安全確保体制づくりを促進します。

(3) 消費者トラブルの防止

【今後の施策】

○消費者トラブルに関する情報提供

消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活センターの周知や必要な情報の提供を行います。また、支援者等に対しても情報提供を行い、障がい者への注意喚起を図ります。

○消費者相談の充実

障がい者が悪質商法等の被害を未然防止するため、常設の消費者用相談窓口を設置するほか、FAXや電子メール等での消費者相談の受付等、障害の特性に配慮した相談体制の整備を図ります。

IV. 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実

10. 教育の振興

10. 教育の振興

(1) 特別支援教育の充実

(2) 学校施設のバリアフリー

(3) 福祉教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

【今後の施策】

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を推進し、共生社会の形成を図ります。

○特別支援教育の充実

幼児児童生徒の障害による生活や学習上の困難を克服し、自立に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導や必要な支援を行います。

特別支援教育についての教員の正しい理解や資質向上を図り、特別支援教育支援員の配置及び研修会を実施します。

○校内支援体制の整備

特別支援教育コーディネーター等を活用した校内支援体制の充実を図ります。

○障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮

教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。

○教育支援体制の充実

就学に係る支援や教育相談等の継続的な実施、市教育支援委員会との連携強化による適切な対応を図ります。

当該児童生徒とその保護者を対象に、特別支援教育理解促進のための体験学習及び授業参観を恒常的に実施できるような体制づくりと保護者等への啓発を充実します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

(2) 学校施設のバリアフリー

【今後の施策】

○学校施設のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず共に学ぶことができる教育環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を進めます。

(3) 福祉教育の推進

【今後の施策】

○人権教育の充実

学校における、人権に関する授業等とおし、発達段階に応じた人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、共生の心の育成を図ります。

○幼児・児童生徒への福祉教育の推進

就学前の教育・保育等施設、小中学校において福祉の心を育み、学校現場と市社会福祉協議会との連携のもと、障害に関する講演会の開催や障がい者とのふれあい、体験活動を通して実践する力を養うとともに、障がい者への理解促進及び福祉意識の醸成を図ります。

11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実

- 11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実
 - (1) 障がい児福祉サービスの提供体制の充実
 - (2) 相談支援・療育体制の強化
 - (3) 障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の整備

(1) 障がい児福祉サービスの提供体制の充実

【今後の施策】

○障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援サービスについて、事業所との連携により量的、質的充実を図るとともに、医療的ケア児も利用可能な事業所の確保に努めます。

また、居宅介護、短期入所、日中一時支援についてもニーズを見極め、量的確保に努めます。

(各サービスの見込みと量の確保方策は、「障害児福祉計画」に記載)

○重度の障がい児への支援

在宅で生活する重症心身障がい児について、短期入所や居宅介護、居宅訪問型児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

また、重度障がい児や保護者に対する在宅サービス等に関する情報提供に努めます。

(2) 相談支援・療育体制の強化

【今後の施策】

○医療的ケアを必要とする障がい児への支援

「医療的ケア児連絡会」における情報共有や意見交換を継続し、保健・医療・福祉等関係機関の連携による対応を進めます。また、医療的ケア児等コーディネーターの確保や資質向上を図ります。

○児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターの機能強化に取り組み、センターを中心とした、本市の児童発達支援事業所への助言やスキルアップ研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

また、障がい児及びその保護者等に対し、乳幼児期、児童期にわたる専門的な相談支援を行います。

○障がい児の発達支援体制の強化

発達障がい児の支援における関係機関等の協議の場を設け、障がい児及びその保護者等に対し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援に取り組めるよう、医療・保健・保育・福祉・教育の連携の強化を図ります。

また、個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」の利用促進を図ります。

○親子通園の実施

発達に不安や遅れがある児童に対して、親子通園による様々な遊びや行動観察などを通して、早期の支援を行うとともに、子育てに関する不安などを保護者と一緒に考え、子育てを支援していきます。

○認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実

市内の認可外保育施設を含めた教育・保育施設等を巡回し、そこに通う乳幼児への関わり方等の助言について今後も継続するとともに、教育委員会へのつなぎ支援を充実していきます。

○ペアレントトレーニング

現在実施している就学児童とその保護者を対象としたペアレントトレーニングに加え、児童発達支援センターや発達クリニック等と連携しながら、就学前児童とその保護者を対象としたペアレントトレーニングの実施に努めます。

(3) 障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の整備

【今後の施策】

○幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進

子ども・子育て支援事業において、障がい児とその保護者が幼児期の教育・保育事業(認定こども園、保育所等の利用)や地域子ども子育て支援事業(放課後児童クラブや一時預かり、地域子育て支援センター等)を円滑に利用できるよう、ニーズを見極めながら必要な事業の受け入れ体制確保に努めます。

○特別支援保育の充実

インクルーシブな特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上、施設の整備等を充実していきます。

また、障がい児を受け入れる施設のバリアフリー化促進、特別支援保育を担当する職員の確保や専門性向上のための研修の実施等により、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

○放課後児童対策の充実

子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ等を促進していくとともに、障がい児への適切な対応を図るため、研修等による指導者の養成・資質の向上に努めます。

1
2



第6章 第7期障害福祉計画
(令和6年～8年度)



1. 障害福祉計画の成果目標

本計画では、国が定める基本指針を踏まえて、第7期障害福祉計画最終年の令和8年度における成果目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈目標〉

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までに、令和5年3月31日時点の全施設入所者数198人の4.0%にあたる8人の地域生活移行を目指します。

	数値	備 考
現入所者数(A)	198人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	188人	令和8年度末の見込み
削減見込目標値(C)	10人 5.1%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D)の値 (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	30人	令和6年から令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	40人	令和6年から令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	8人 4.0%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

■ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

- (C)削減見込み数設定値の根拠・・・R8年度までの退所者の削減見込み目標値は、沖縄県の基本的な考え方に準じ、令和4年度施設入所者数(198人)に対し、沖縄県目標値(5.0%)を乗じて試算。(198人×5%=9.9人≒10人)
 - ・R2～R4年度の新規入所者は30人であり、1年あたりの平均は10人。
R6～R8年度の新規入所者は、10人×3年=30人を見込みます。
 - ・R2～R4年度の退所者は30人であり、1年あたりの平均は10人。しかし、R5年度までの達成すべき数値目標である施設入所者数184人までは残り14人/年の削減を必要とするが、新規入所者10人も見込まれることからR5年度のみで退所者22名となることは困難と考えます。そのため、沖縄県の基本的な考え方に準じた試算が妥当と考え、令和4年度施設入所者数に対し、沖縄県目標値(5.0%)を乗じて削減目標値を設定。(参考：第6期障害福祉計画では、R3～R5年間で14人の削減を目標値として設定。)
- (F)地域移行目標数の根拠・・・R8年度までの地域移行目標数の見込みは、沖縄県の基本的な考え方に準じ、令和4年度施設入所者数(198人)に対し、沖縄県目標値(4.0%)を乗じて試算。(198人×4%=7.92人≒8人)
 - ・R2～R4年度の地域移行者は4人であり、1年あたりの平均は1.3人。(R2:0人、R3:3人、R4:1人)(参考：第6期障害福祉計画では、R3～R5年間で9人の地域移行を目標値として設定。)

■ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

- ①受け入れ体制が不足している障害種別や障害特性、年齢や障害支援区分などの分析を行い、地域のニーズを踏まえたグループホームの整備を推進するため障害福祉計画等に明記し、事業所指定を行う県に対する意見の申し出等を行っていきます。
(現状施設入所している方々の多くが重度障害、身体や知的の障害を有する方であるため、そのような障害特性に対応できるグループホームの設置に向けての取り組みを検討します。)
- ②地域移行支援及び地域定着支援事業、自立生活援助などの相談支援の強化と積極的な活用（障害福祉サービス以外の各種制度やインフォーマルサービスの積極的活用）
- ③知的障害者等に対する権利擁護の推進

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	平成29年度	既存組織活用	障がい者自立支援協議会としてH29年度「地域移行作業部会」を設置している。

	回数又は人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	102	102	102	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2	年間の開催回数の見込み

〈保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置のための方策〉

- ・「保健、医療、福祉関係者による協議の場」は既に、障がい者自立支援協議会の中で「医療・保健・福祉連絡会議」として実施されています。今後は、同協議の場を会議の機能に付与し、対応します。

(3) 地域生活支援の充実

	整備区域	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点の整備	単独設置		多機能拠点整備型+面的拠点整備型

※1 整備区域：【単独設置】当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法：【多機能拠点整備型】地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活介助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備手法

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
コーディネーターの配置人数	8	12	12	人数の見込み
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	2	2	2	国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと

	整備区域	設置時期	整備手法
強度行動障害者への支援体制の整備	単独設置	令和8年	国指針：強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

〈目標〉

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する者の人数について、令和8年度には、令和3年度の年間実績(7人)の2.14倍にあたる15人の移行を目指します。

就労移行支援事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(5人)の1.40倍にあたる7人の移行を目指します。

就労移行支援事業利用者の一般就労移行率について、令和8年度末の管内就労移行支援事業所数は3か所、一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数は1か所を目指します。

就労継続支援A型事業の移行者について、令和8年度には、令和2年から4年度の平均(3.3人)の1.29倍にあたる5人の移行を目指します。

就労継続支援B型事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(2人)の1.50倍にあたる3人の移行を目指します。

1 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、令和8年度の就労定着
 2 支援利用者数の目標値は9人、就労定着率が7割以上の就労支援事業所数につい
 3 ては令和2年度から令和4年度管内事業所数がないことから、まず、就労移行支
 4 援・就労定着支援サービスと連携し、就労移行・定着率の向上を図ります。

6 ① 福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	7人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	15人 2.14倍	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

8 ② 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	5人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	7人 1.40倍	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

10 ③ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

	数値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	3か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

12 ④ 令和8年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	5人	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加) ※令和3年度実績0人の為、令和2年から4年度の平均(3.3人)×1.29とした。

1
2

⑤ 令和8年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	2人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	3人 1.50倍	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

3
4

⑥ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	数値	備 考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	6人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	9人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 ※過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	0か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

5
6

■ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

- ①当事者、庁内経済産業部や商工会などの関係者へのヒアリング等により、障がい者の就労課題や就労・雇用促進に関する課題やニーズの把握を行い、障がい者自立支援協議会の意見を踏まえながら、関係機関等と協働で、障がい者の一般就労等に関する支援策を講じます。
- ②つなぎ支援コーディネーターの継続配置により、特別支援高等学校や相談支援専門員、就労移行支援事業所等と連携し、在学中からの就労支援を行います。(在学時における就労移行支援の円滑な活用に向けての仕組みづくり)
- ③就労選択支援を積極的に活用し、適切なアセスメントの実施と当事者のニーズの把握、就労に関する助言や就労先へのつなぎ支援を適切に行える体制を構築します。
- ④一般就労への円滑な移行のための就労系障害福祉サービスの一時的な利用の仕組みについて、各支援者に周知を行い、アセスメントによる利用者の適性に応じた就労移行・就労定着サービス提供により就労定着率の向上を図ります。
- ⑤雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の整備(ニーズ調査、関連機関等への周知、支援体制の整備等(協力事業所の確保)を行う。)

7
8
9

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	実施時期			備考	
	令和6年	令和7年	令和8年		
ア 基幹相談支援センターの設置					
設置方法：単独設置					
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	23	23	23	<p>国指針：令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	8	8	8		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	24	24	24		
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4		
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	2		
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	2	2	2		
参加事業者・機関数	17	17	17		
協議会の専門部会の設置数	4	4	4		
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	36	36	36		

■ 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

- ・令和6年度より基幹相談支援センターの外部委託を実施。
- ・障がい者自立支援協議会の作業部会として『わくわくプランうるま（相談支援向上委員会）』を設置。新人研修、フォローアップ研修の実施及び事業所訪問にて相談支援専門員の現状・課題を聞き取り、体制整備に努めます。
- ・相談支援専門員連絡会、委託相談員連絡会を毎月開催。スキルアップ研修や情報共有等を行っています。相談支援専門員連絡会では事例検討を実施。

1 (6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

2
3 ① 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

4

	参加時期及び人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	(7月) 2人	(7月) 2人	(7月) 2人	国指針：都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

5
6
7 ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

8

	構築時期	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和7年	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

9 ■ 具体的な構築方法

- ① 障害者自立支援審査支払等システム等を活用した自立支援給付費の分析を経年的に行える事務を構築します。(分析結果報告書に関する様式及び分析項目を定め、各年度実績のデータ収集・蓄積を行います。また、当該事務に関してシステム操作マニュアルを整備します。)
- ② ①に関する分析結果等を沖縄県、他市町村や相談支援専門員等と共有し、適正給付に向けた課題共有や今後の取り組みやその協議に用います。
- ③ 障害福祉サービス毎の給付費等の分析等を行い、優先的に実地検査を行うサービス事業所の選定等に活用します。(事業所数や給付費の伸び、過誤調整等の多いサービス種別の把握、中部広域指摘事項の分析等)
- ④ ③に関して、障害福祉サービス事業所に対する集団指導での周知の実施調整や市内事業所に対する適正給付に関する独自通知等を行います。(中部圏域市町村圏事務組合との共同処理業務を含みます。)

10
11

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1	1	1	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

2. 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービス

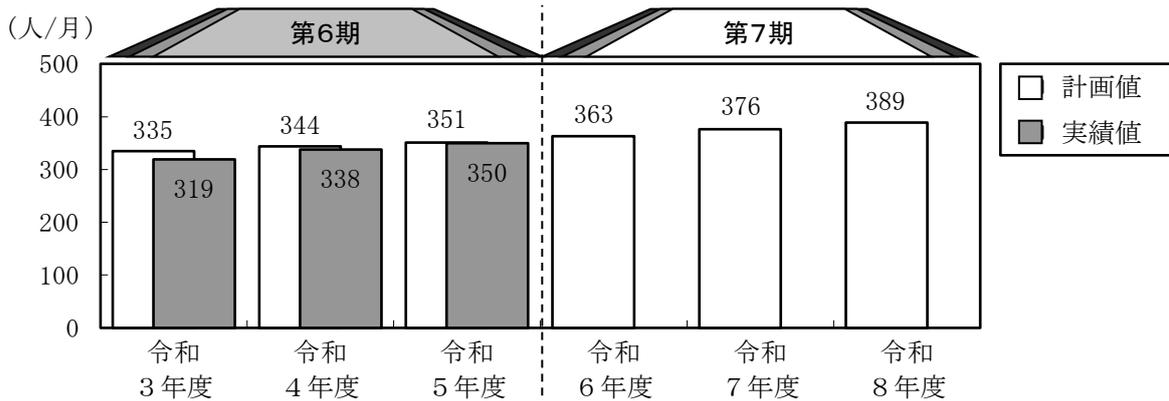
● 訪問系サービス全体（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	335	344	351	363	376	389
実績値	人/月	319	338	350	—	—	—
計画と実績の差		△16	△6	△1			

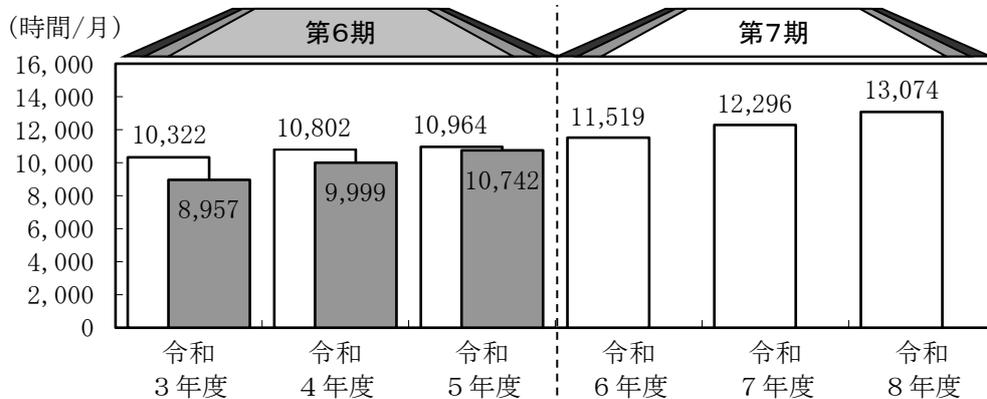
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	10,322	10,802	10,964	11,519	12,296	13,074
実績値	時間/月	8,957	9,999	10,742	—	—	—
計画と実績の差		△1,365	△803	△222			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。ア)～オ)の合算値

【利用者数】



【利用量】



7) 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅へヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。第6期においては、計画値に比べ、実績値が上回っています。

【見込み量の算出根拠】

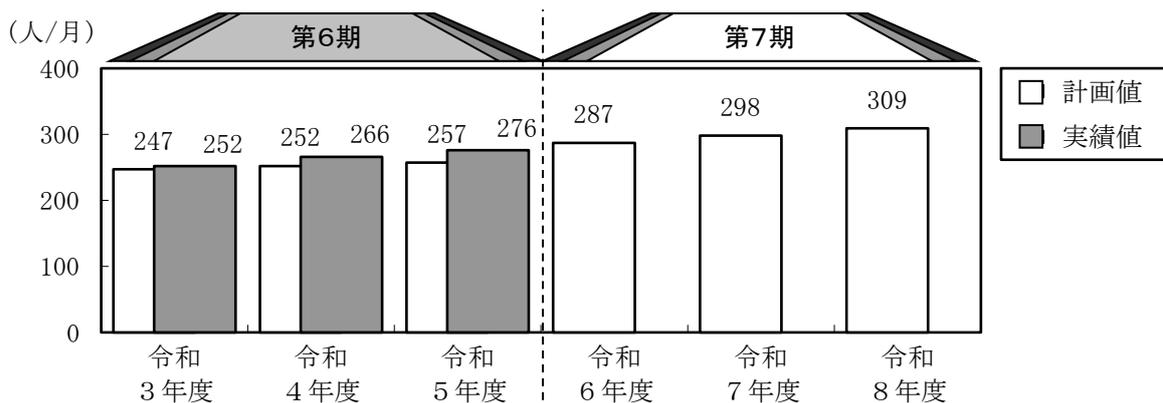
令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(104%)を乗じて算出。一月あたりの平均利用時間数(21.3H)に月間利用見込み者数を乗じて算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	247	252	257	287	298	309
実績値	人/月	252	266	276	—	—	—
計画と実績の差		5	14	19			

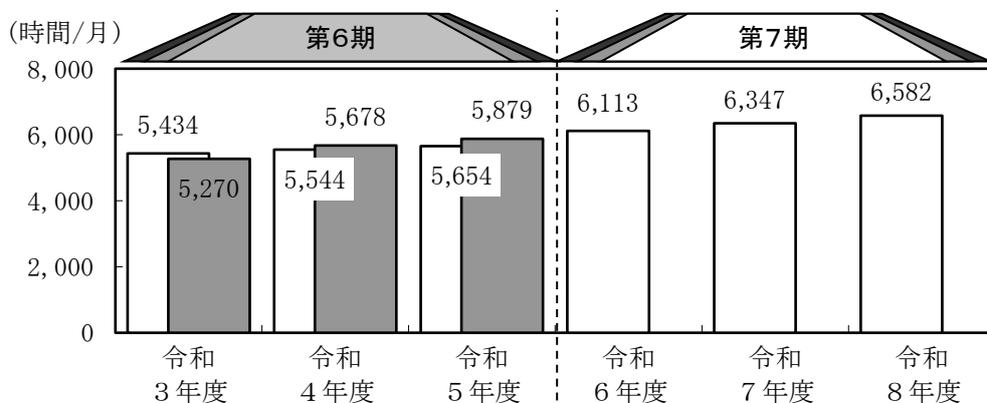
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	5,434	5,544	5,654	6,113	6,347	6,582
実績値	時間/月	5,270	5,678	5,879	—	—	—
計画と実績の差		△164	134	225			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1 **イ) 重度訪問介護**

2 常時介護を必要とする重度障害の肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事など
 3 の介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。第6期においては、利用実績値が
 4 計画値を大きく下回っています。

5 **【見込み量の算出根拠】**

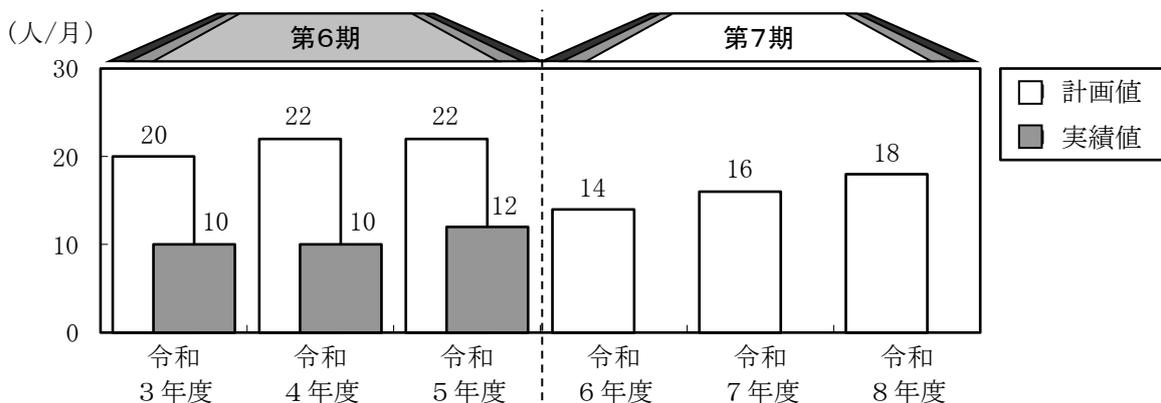
6 支給決定者数の減少（R2:17人、R3:14人、R4:11人）はあるが、施設入所者の地域移行
 7 の推進を考慮し、令和5年度以降は各年度2名ずつの増加にて算出。一月あたりの平均利用時間数
 8 (262.5H)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
 9

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	20	22	22	14	16	18
実績値	人/月	10	10	12	—	—	—
計画と実績の差		△10	△12	△10			

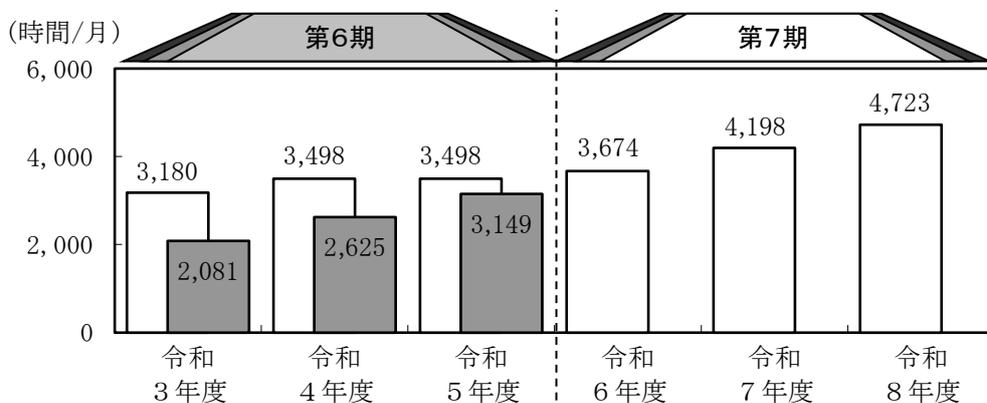
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	3,180	3,498	3,498	3,674	4,198	4,723
実績値	時間/月	2,081	2,625	3,149	—	—	—
計画と実績の差		△1,099	△874	△349			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

11 **【利用者数】**



23 **【利用量】**



1 **ウ) 行動援護**

2 知的障害や精神障害等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じうる危険を回
3 避するために必要な援護、外出支援を行います。第6期においては、ほぼ計画どおりの利用実績と
4 なっています。

5 **【見込み量の算出根拠】**

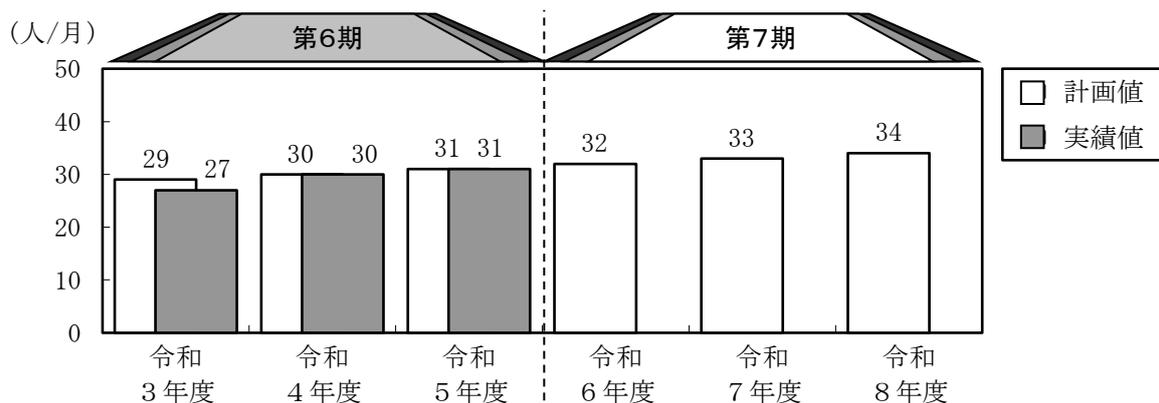
6 令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(106%)を乗じて算出。一月あたりの平均利用時
7 間数(36.7H)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	29	30	31	32	33	34
実績値	人/月	27	30	31	—	—	—
計画と実績の差		△2	0	0			

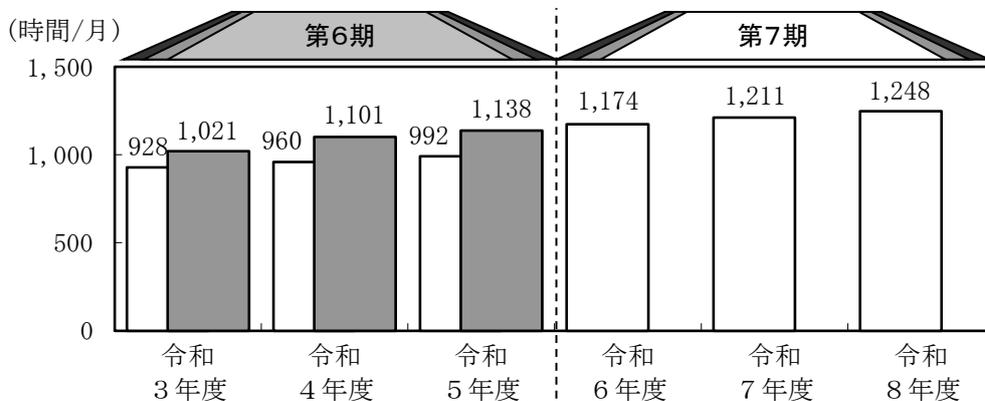
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	928	960	992	1,174	1,211	1,248
実績値	時間/月	1,021	1,101	1,138	—	—	—
計画と実績の差		93	141	146			

9 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【利用者数】**



16 **【利用量】**



1 **エ) 同行援護**

2 視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。
 3 第6期においては、利用者数は計画値に比べ、実績値が下回っています。

4 **【見込み量の算出根拠】**

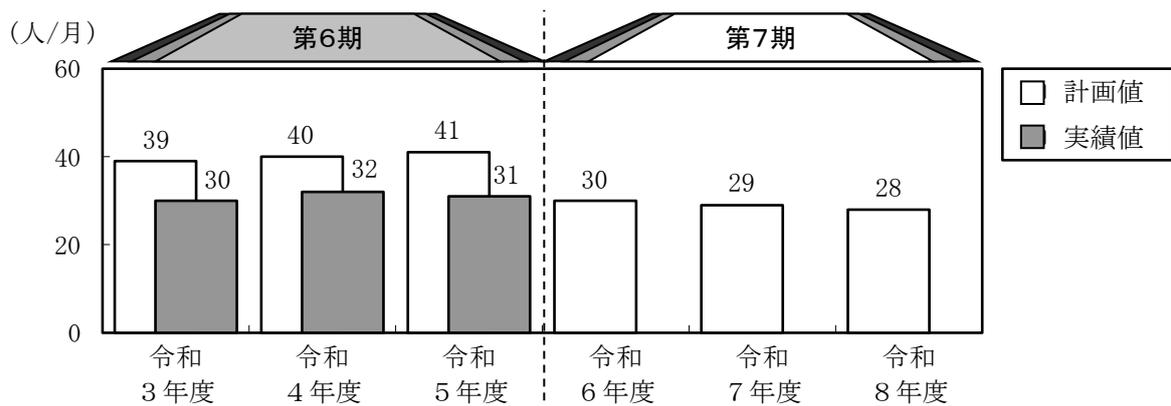
5 コロナによる外出自粛状況の影響もあるが、支給決定者数の減少(R 2 : 40 人、R 3 : 39 人、R
 6 4 : 37 人)もあることから、令和4年度実績に令和2～令和4年度の平均伸び率(97%)を乗じて算
 7 出。一月あたりの平均利用時間数(18.6H)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
 8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	39	40	41	30	29	28
実績値	人/月	30	32	31	—	—	—
計画と実績の差		△9	△8	△10			

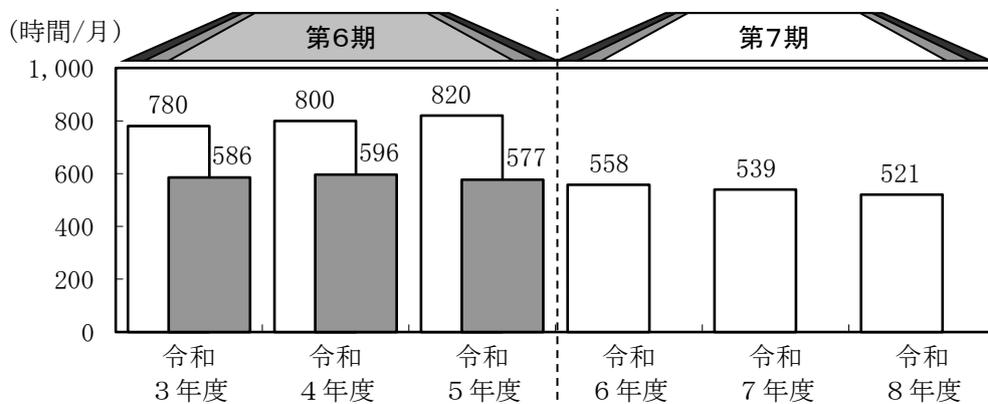
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	780	800	820	558	539	521
実績値	時間/月	586	596	577	—	—	—
計画と実績の差		△195	△205	△243			

9 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【利用者数】**



22 **【利用量】**



1 **ウ) 重度障害者等包括支援**

2 常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に
3 行います。第6期においては、県内には事業所がないため、利用実績値は0人となっています。

4 **【見込み量の算出根拠】**

5 次期計画においては、県内に指定事業所がないため、利用実績値は0人、0時間で見込みます。
6

7

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1
2 (2) 日中活動系サービス

3 ② 日中活動系サービス

4 7) 生活介護

5 常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行う
6 とともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。第6期においては、計画値と比べ、実績値が
7 やや下回っています。

8 【見込み量の算出根拠】

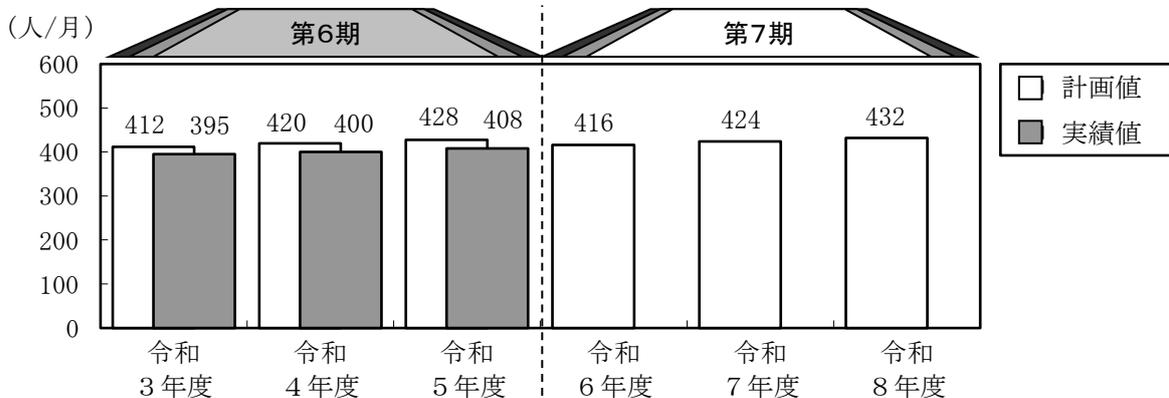
9 令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(102%)を乗じて算出。一月あたりの平均利用日
10 数(20.6日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
11

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	412	420	428	416	424	432
実績値	人/月	395	400	408	—	—	—
計画と実績の差		△17	△20	△20			

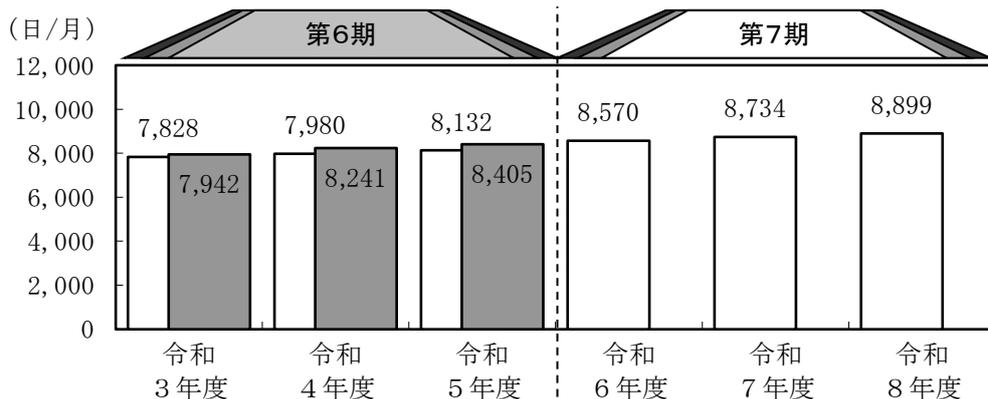
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	7,828	7,980	8,132	8,570	8,734	8,899
実績値	日/月	7,942	8,241	8,405	—	—	—
計画と実績の差		114	261	273			

12 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

13 【利用者数】



25 【利用量】



1 **イ)-1 自立訓練（機能訓練）**

2 地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーショ
 3 ン、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。利用者数は少なく、第6期におい
 4 ては、計画値と比べ、実績値が下回っています。

5 **【見込み量の算出根拠】**

6 コロナによるサービス利用控えの影響も考慮し、令和2年度実績にて算出(利用者数：2名での
 7 推移を見込む)。一月あたりの平均利用日数(9.5日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。(コロナ
 8 による利用控えの影響を考慮し、令和元年度の1人一月当たりの平均利用日数を乗じる。)

9

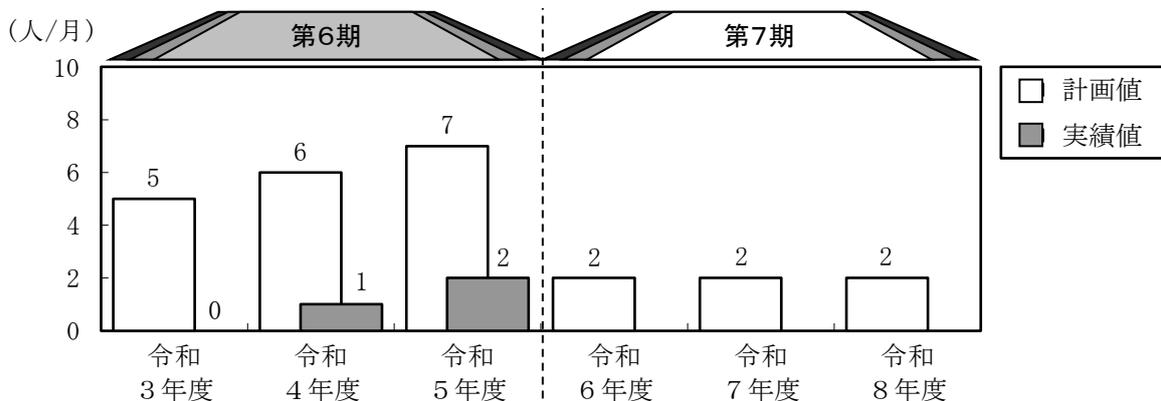
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	5	6	7	2	2	2
実績値	人/月	0	1	2	—	—	—
計画と実績の差		△5	△5	△5			

10

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	65	78	91	19	19	19
実績値	日/月	0	4	19	—	—	—
計画と実績の差		△65	△74	△72			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

11 **【利用者数】**



13

14

15

16

17

18

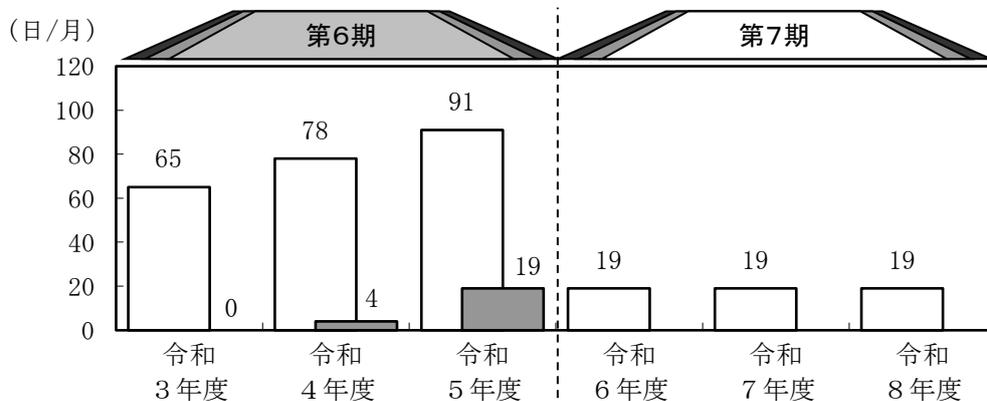
19

20

21

22

23 **【利用量】**



1 **イ)-2 自立訓練（生活訓練）**

2 自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援
 3 を行います。第6期においては、利用人数は、ほぼ計画どおりの実績値で推移しており、利用量は
 4 計画値を上回る実績値となっています。

5 **【見込み量の算出根拠】**

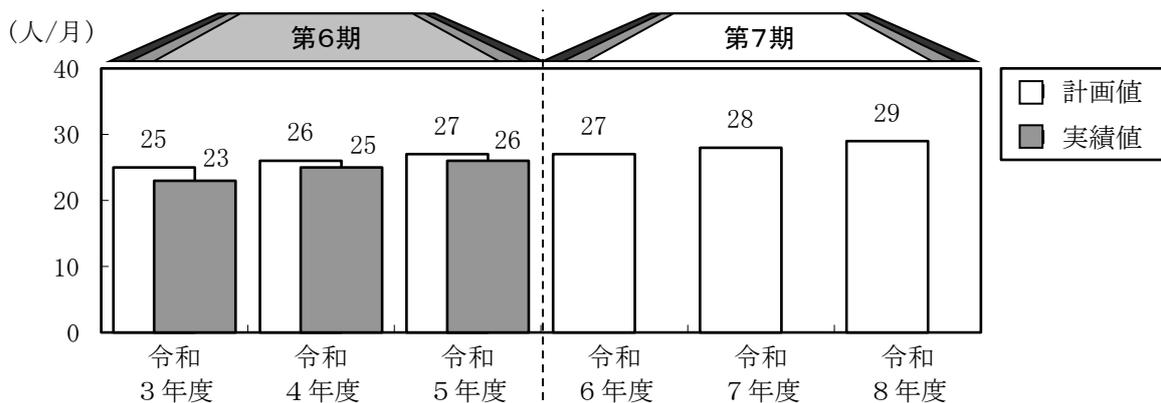
6 令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(107%)を乗じて算出。一月あたりの平均利用日
 7 数(18.0日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
 8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	25	26	27	27	28	29
実績値	人/月	23	25	26	—	—	—
計画と実績の差		△2	△1	△1			

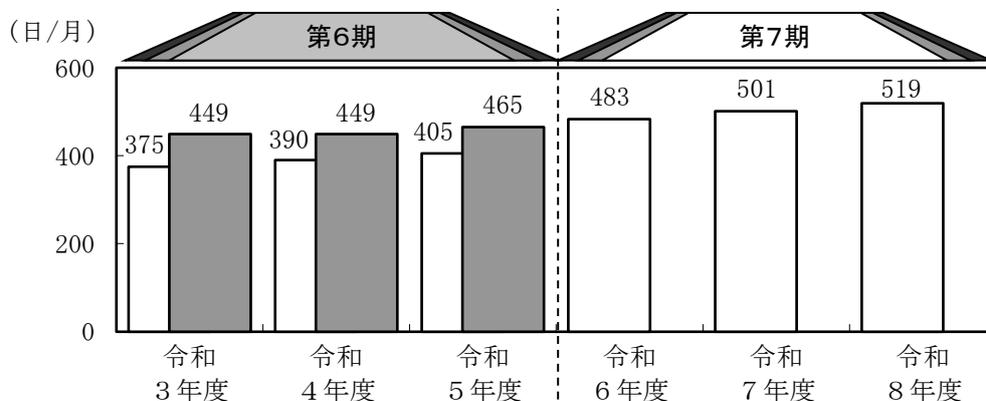
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	375	390	405	483	501	519
実績値	日/月	449	449	465	—	—	—
計画と実績の差		74	59	60			

9 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【利用者数】**



21 **【利用量】**



1 **ウ) 就労選択支援**

2 第7期計画より新設されたサービスであり、実績はありません。

3 **【見込み量の算出根拠】**

4 令和6年度に創設される新たなサービスであり、令和6年度以降の事業所数も未定であることか
5 ら、令和6年度より各年度3名ずつの増加を見込む。1人あたりの平均月利用日数を4回と見込み
6 ます。
7

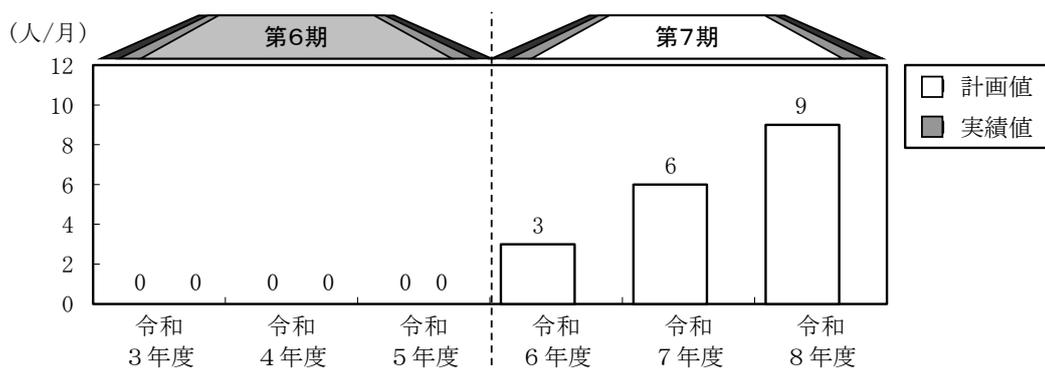
8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	—	—	—	3	6	9
実績値	人/月	—	—	—	—	—	—
計画と実績の差		—	—	—			

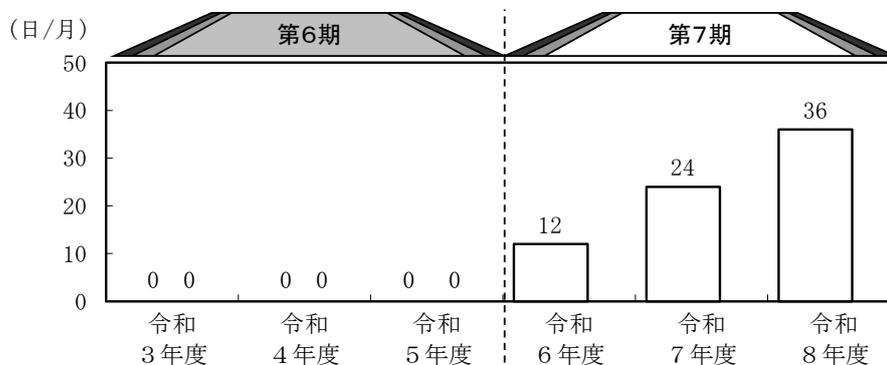
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	—	—	—	12	24	36
実績値	日/月	—	—	—	—	—	—
計画と実績の差		—	—	—			

資料：障がい福祉課

9 **【利用者数】**



21 **【利用量】**



1 **エ) 就労移行支援**

2 一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業に
 3 おける実習等を通じて、就労のための訓練を行います。第6期においては、計画値と比べ、実績値
 4 が大きく下回っています。

5 **【見込み量の算出根拠】**

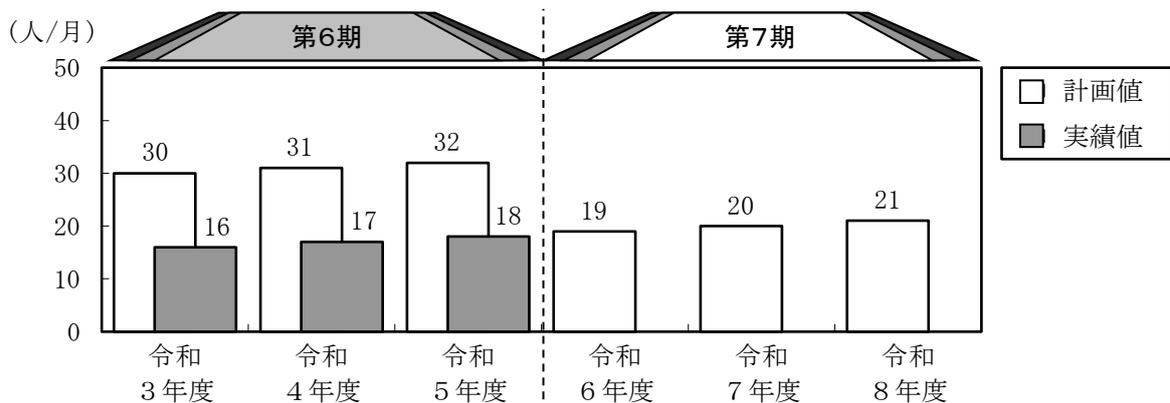
6 コロナによるサービス利用控えの影響も考慮し、令和4年度伸び率(106%)にて算出。一月あた
 7 りの平均利用日数(19.9日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
 8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	30	31	32	19	20	21
実績値	人/月	16	17	18	—	—	—
計画と実績の差		△14	△14	△14			

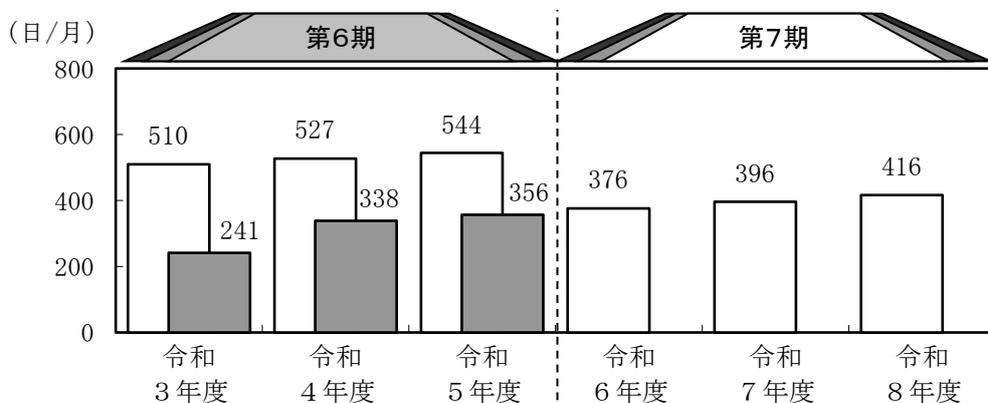
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	510	527	544	376	396	416
実績値	日/月	241	338	356	—	—	—
計画と実績の差		△269	△189	△188			

9 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【利用者数】**



23 **【利用量】**



1 **カ)1 就労継続支援A型**

2 一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及
 3 び能力の向上のための訓練を行います。第6期においては、利用者数は計画値と比べ、実績値が下
 4 回っていますが、利用量では、実績値が計画値より高くなっています。

5 **【見込み量の算出根拠】**

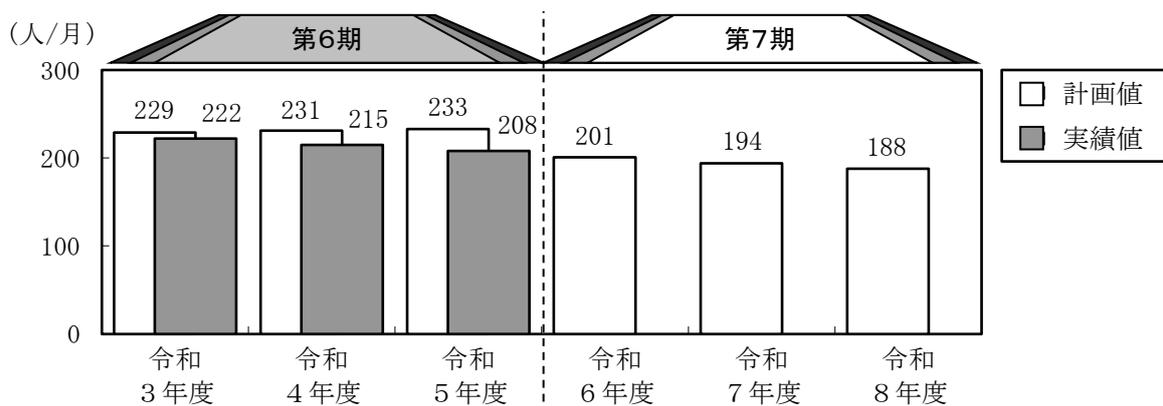
6 一般就労や就労継続支援 B 型等の他のサービスの移行の状況を踏まえ、令和4年度伸び率
 7 (97%)にて算出。一月あたりの平均利用日数(19.7日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
 8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	229	231	233	201	194	188
実績値	人/月	222	215	208	—	—	—
計画と実績の差		△7	△16	△25			

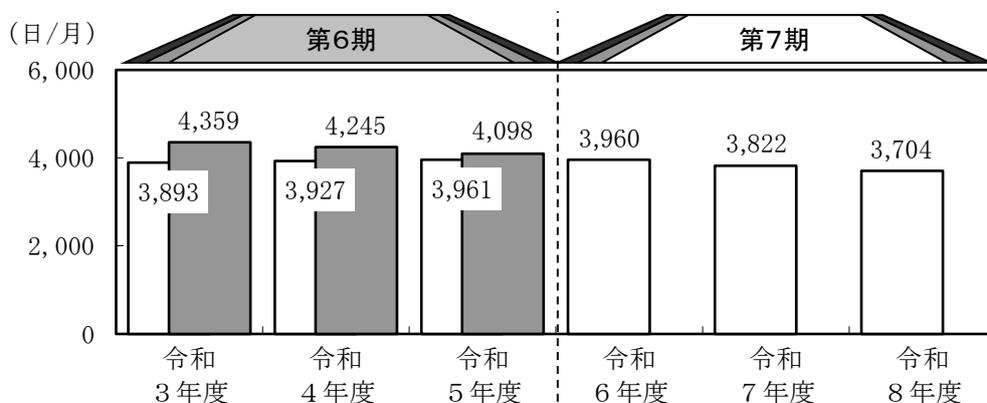
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	3,893	3,927	3,961	3,960	3,822	3,704
実績値	日/月	4,359	4,245	4,098	—	—	—
計画と実績の差		466	318	137			

9 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【利用者数】**



12 **【利用量】**



1 **ホ) -2 就労継続支援B型**

2 一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、
 3 一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。第6期においては、実績
 4 値が計画値を上回っています。

5 **【見込み量の算出根拠】**

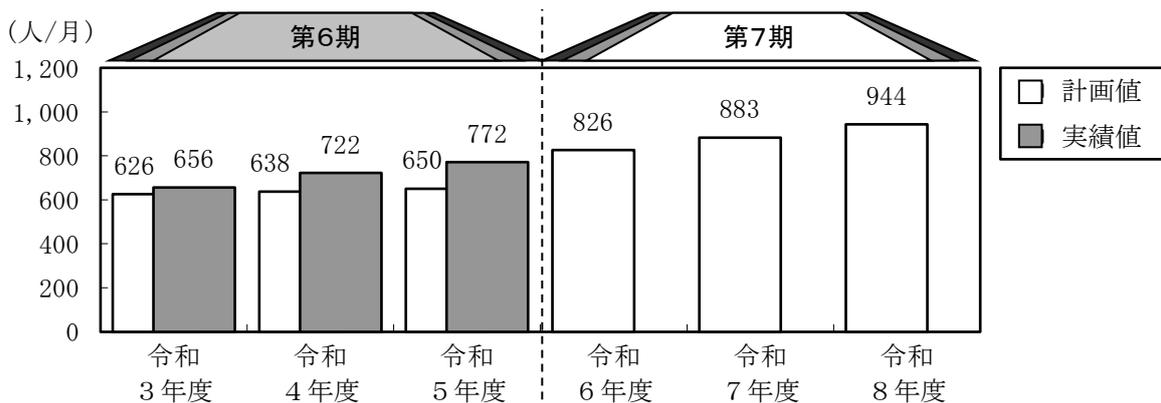
6 令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(107%)を乗じて算出。一月あたりの平均利用日
 7 数(19.7日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
 8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	626	638	650	826	883	944
実績値	人/月	656	722	772	—	—	—
計画と実績の差		30	84	122			

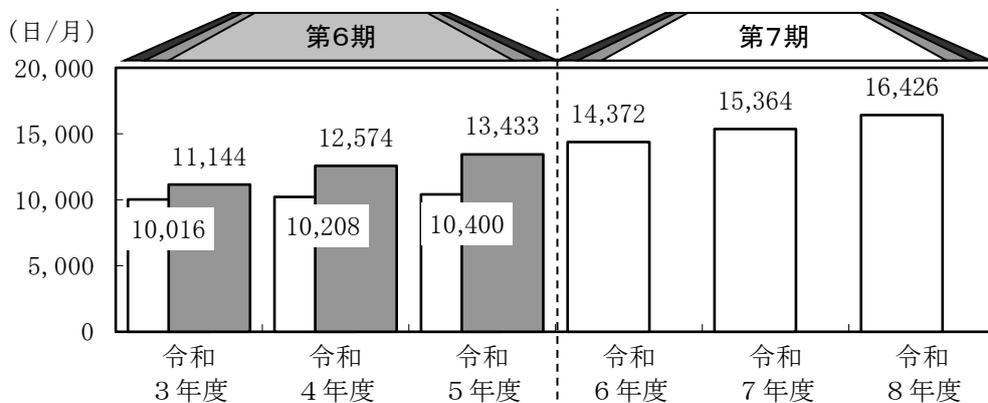
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	10,016	10,208	10,400	14,372	15,364	16,426
実績値	日/月	11,144	12,574	13,433	—	—	—
計画と実績の差		1,128	2,366	3,033			

9 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【利用者数】**



22 **【利用量】**



1 **か) 就労定着支援**

2 一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため
 3 に企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。第6期においては、
 4 計画値と実績値はほぼ同数で推移しています。

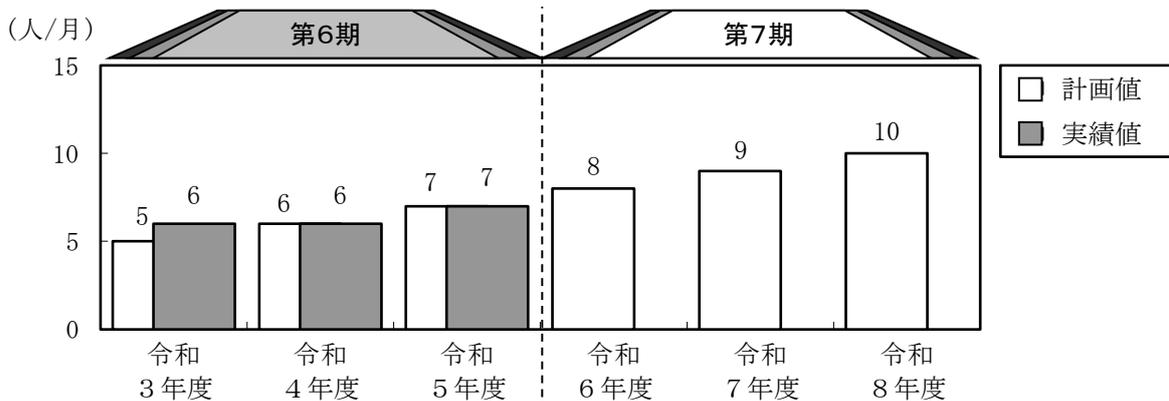
5 **【見込み量の算出根拠】**

6 就労定着支援の利用者実人数は令和元年度：4人、令和2年度：7人、令和3年度：6人、令和4
 7 年度：6人で推移。就労定着率の向上のための取り組みの実施により、各年度1名の増加を見込み
 8 ます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	5	6	7	8	9	10
実績値	人/月	6	6	7	—	—	—
計画と実績の差		1	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【利用者数】**



1
2
3
4
5
6
7
8

ホ) 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。第6期においては、実績値は減少傾向で、計画値を下回っています。

【見込み量の算出根拠】

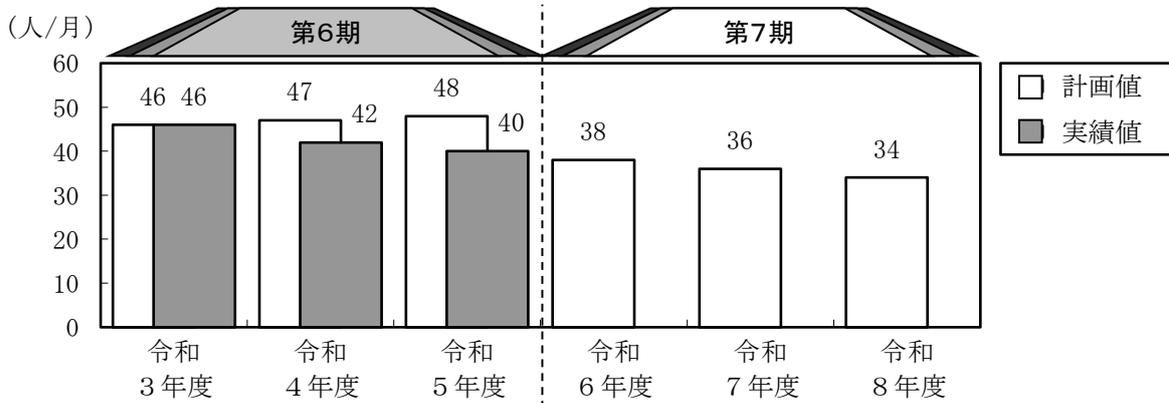
令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(96%)を乗じて算定。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	46	47	48	38	36	34
実績値	人/月	46	42	40	—	—	—
計画と実績の差		0	△5	△8			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9
10
11
12
13
14
15
16

【利用者数】



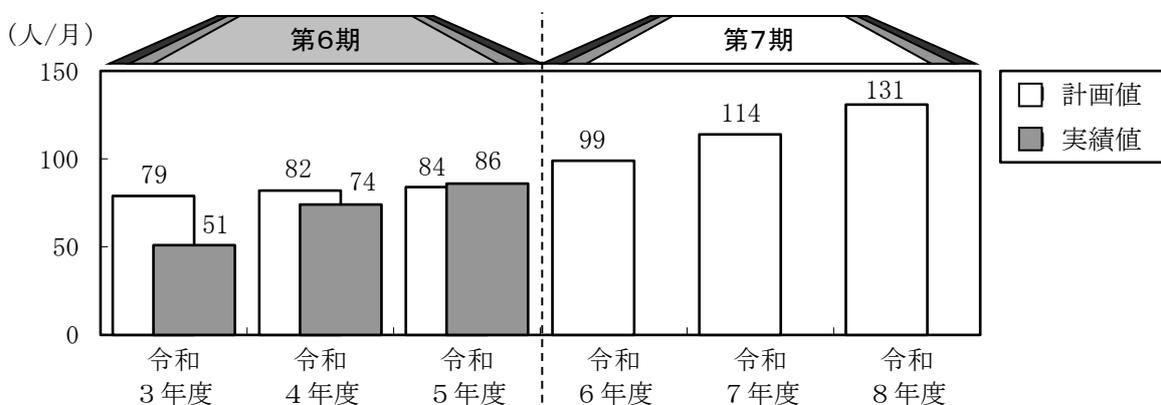
● 短期入所（ショートステイ）合計（福祉型・医療型）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	79	82	84	99	114	131
実績値	人/月	51	74	86	—	—	—
計画と実績の差		△28	△8	2			

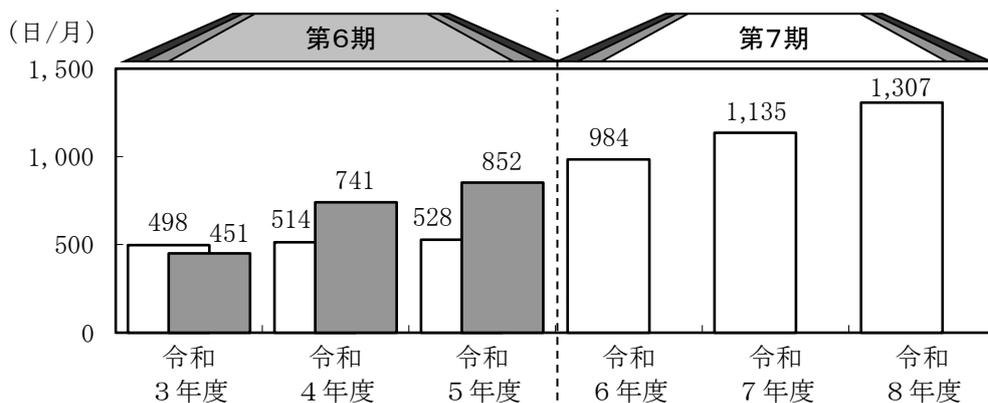
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	498	514	528	984	1,135	1,307
実績値	日/月	451	741	852	—	—	—
計画と実績の差		△47	227	324			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1 ㊦-1 短期入所（福祉型）

2 自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も
3 含め、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。第6期においては、実績値は増加傾
4 向で、計画値を上回っています。

5 【見込み量の算出根拠】

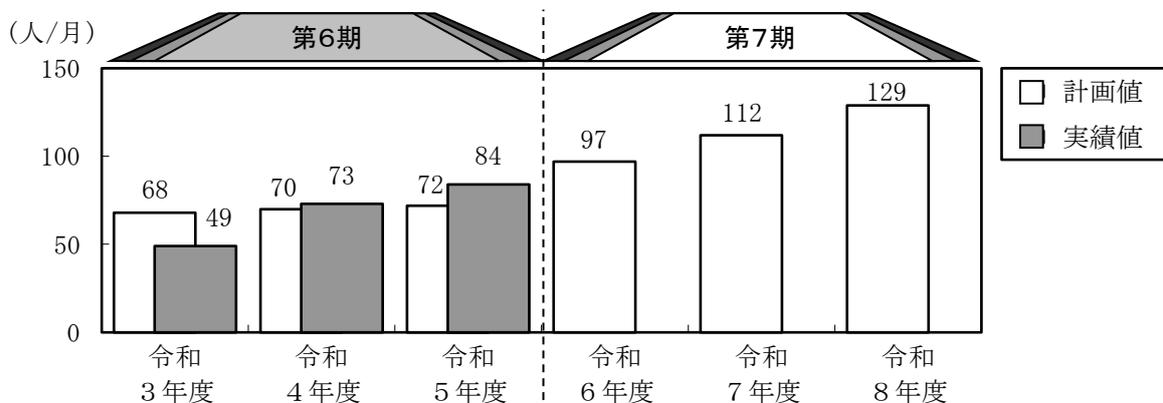
6 令和元年度利用者は福祉型で62名、医療型で0名。令和4年度実績に令和2～令和4年度の平
7 均伸び率(116%)を乗じて算出。一月あたりの平均利用日数(10.1日)に月間利用見込み者数を乗じ
8 て算出。
9

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	68	70	72	97	112	129
実績値	人/月	49	73	84	—	—	—
計画と実績の差		△19	3	12			

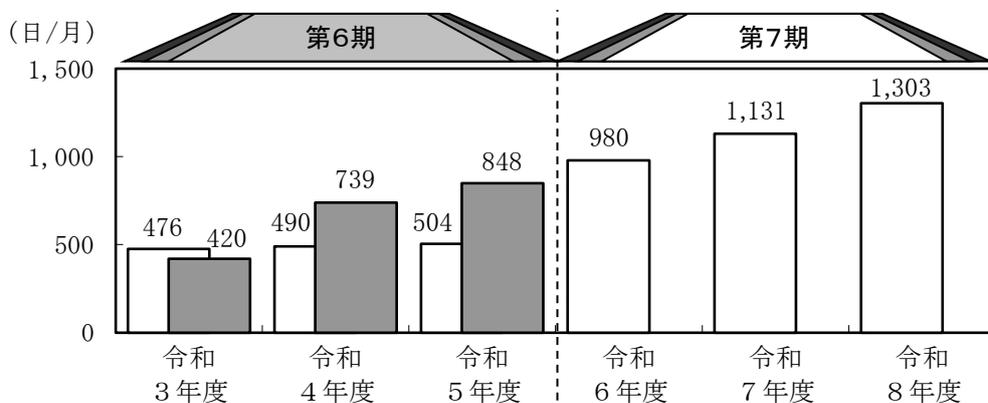
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	476	490	504	980	1,131	1,303
実績値	日/月	420	739	848	—	—	—
計画と実績の差		△56	249	344			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

11 【利用者数】



13 【利用量】



1 **㊦)-2 短期入所（医療型）**

2 自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間受け入れ
3 る医療型の施設です。第6期においては、計画値と比べて、実績値が大幅に低くとどまっています。

4 **【見込み量の算出根拠】**

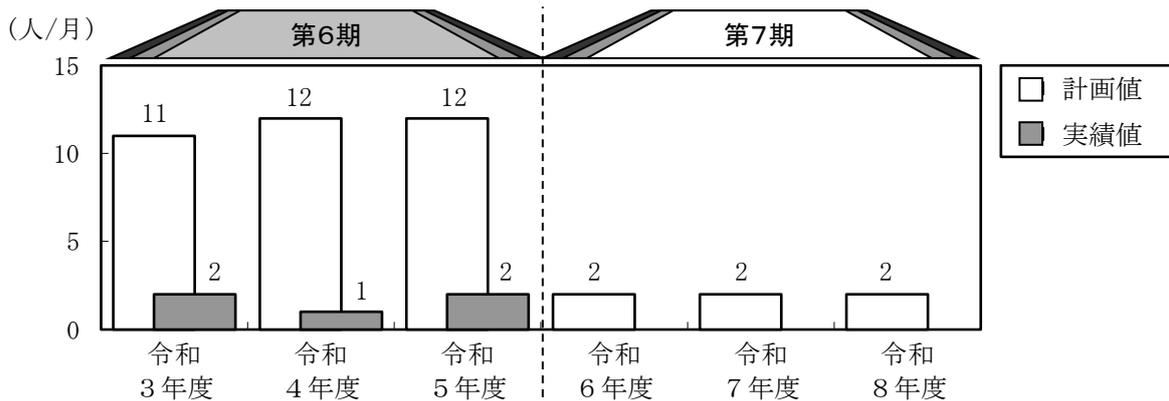
5 コロナによるサービス利用控えの影響も考慮し、令和3年度実績にて算出(各年度：2名)。一月
6 あたりの平均利用日数(2日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
7

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	11	12	12	2	2	2
実績値	人/月	2	1	2	—	—	—
計画と実績の差		△9	△11	△10			

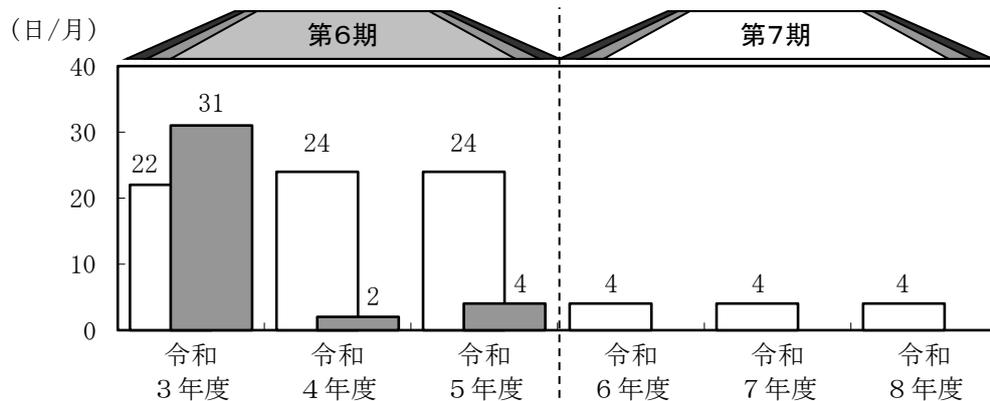
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	22	24	24	4	4	4
実績値	日/月	31	2	4	—	—	—
計画と実績の差		9	△22	△20			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9 **【利用者数】**



20 **【利用量】**



1 (3) 居住系サービス

2 ③ 居住系サービス

3 7) 自立生活援助

4 自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的
5 障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行
6 います。

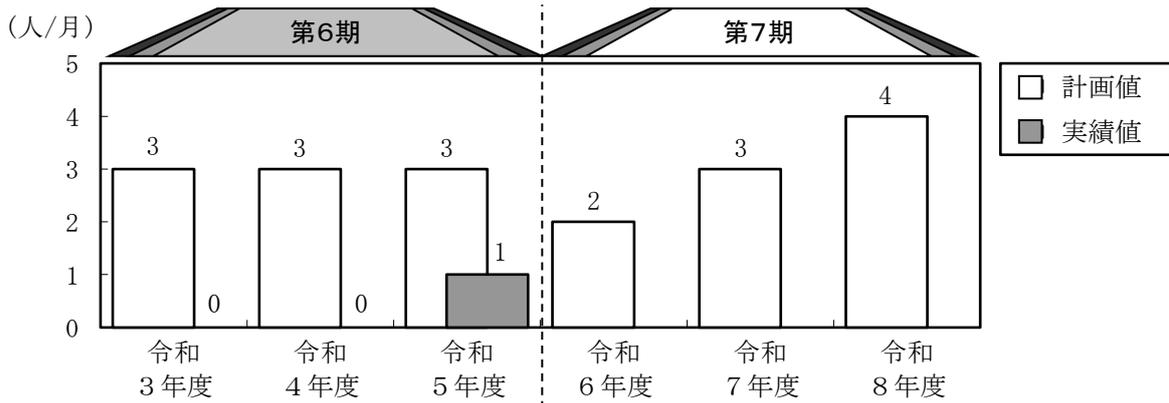
7 【見込み量の算出根拠】

8 施設入所者や精神科病院入院者等の地域移行の推進を考慮し、令和5年度以降は微増にて算出。
9 (各年度1名の増加を見込む)
10

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	3	3	3	2	3	4
実績値	人/月	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△3	△3	△2			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

11 【利用者数】



1 **イ) 共同生活援助（グループホーム）**

2 共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。第6期は、実績値が増
3 加で推移しており、計画値を上回っています。

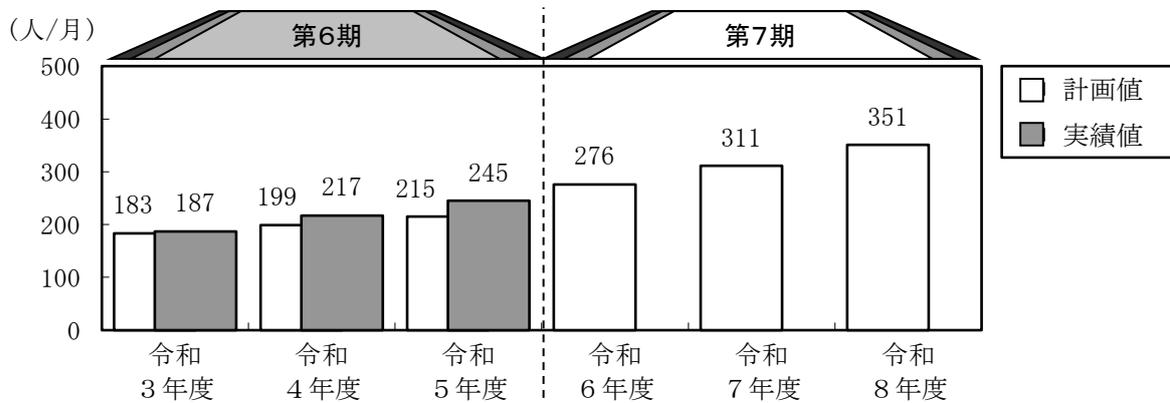
4 **【見込み量の算出根拠】**

5 令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(113%)を乗じて算出。
6

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	183	199	215	276	311	351
実績値	人/月	187	217	245	—	—	—
計画と実績の差		4	18	30			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

7 **【利用者数】**



1 **ウ) 施設入所支援**

2 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支
 3 援を行います。第6期では、ほぼ計画値に近い実績値で推移しています。

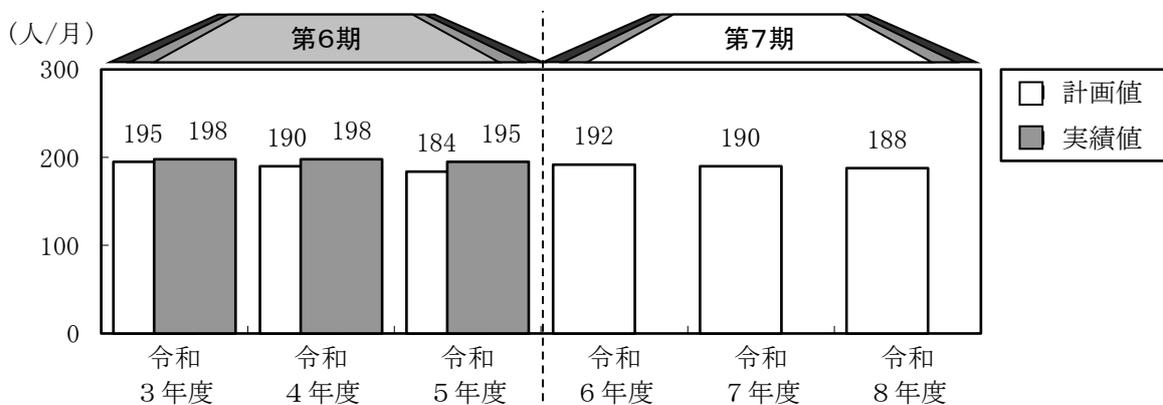
4 **【見込み量の算出根拠】**

5 次期計画における施設入所者の削減目標を踏まえ、伸び率 98.96%で見込む。(令和8年度末ま
 6 でに10名の削減を目標値とする。)

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	195	190	184	192	190	188
実績値	人/月	198	198	195	—	—	—
計画と実績の差		3	8	11			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

8 **【利用者数】**



1 (4) 相談支援

2 ④ 相談支援

3 7) 計画相談支援

4 障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス等利用計画」の作成
5 を行います。第6期の利用者数は、計画に対して実績値が下回っています。

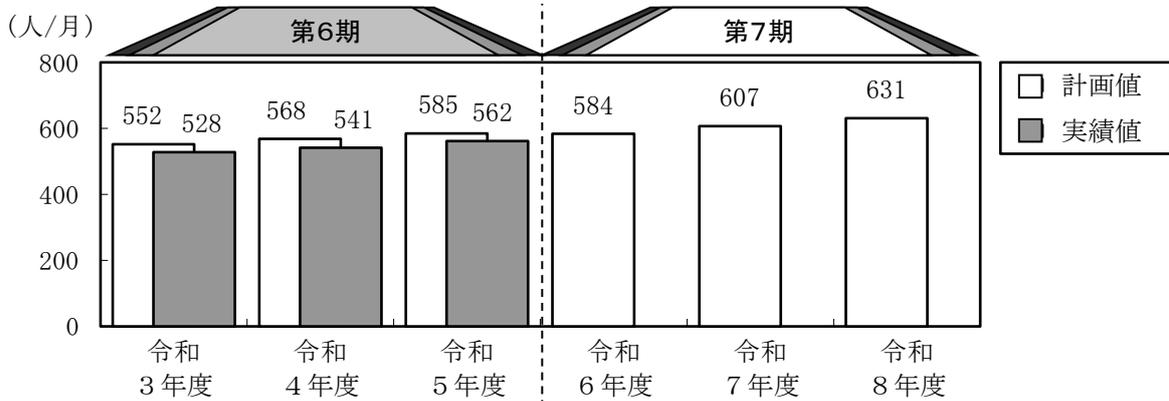
6 【見込み量の算出根拠】

7 令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(104%)を乗じて算出。
8

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	552	568	585	584	607	631
実績値	人/月	528	541	562	—	—	—
計画と実績の差		△24	△27	△23			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9 【利用者数】



1 **イ) 地域移行支援**

2 障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。第6期においては、利用者が少なくなっています。市内事業所が2カ所と少ないことや委託相談や基幹相談支援センター、関係機関が地域移行支援の役割を一部担っているため、利用が分散していると考えられます。

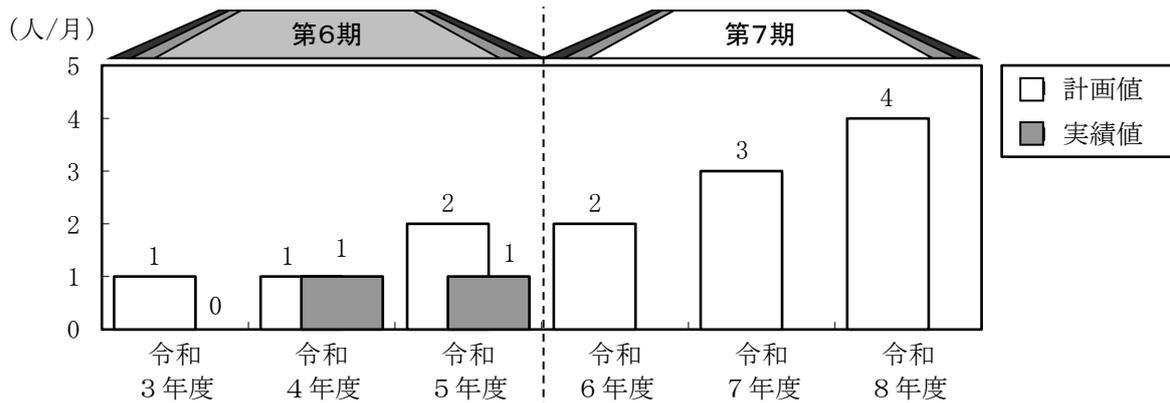
7 **【見込み量の算出根拠】**

8 施設入所者や精神科病院入院者等の地域移行の推進を考慮し、令和5年度以降は微増にて算出。
9 (各年度1名の増加を見込む)

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	2	2	3	4
実績値	人/月	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	△1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

11 **【利用者数】**



1 **ウ) 地域定着支援**

2 居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を
3 行います。第6期においては、令和5年度の1人のみとなっています。

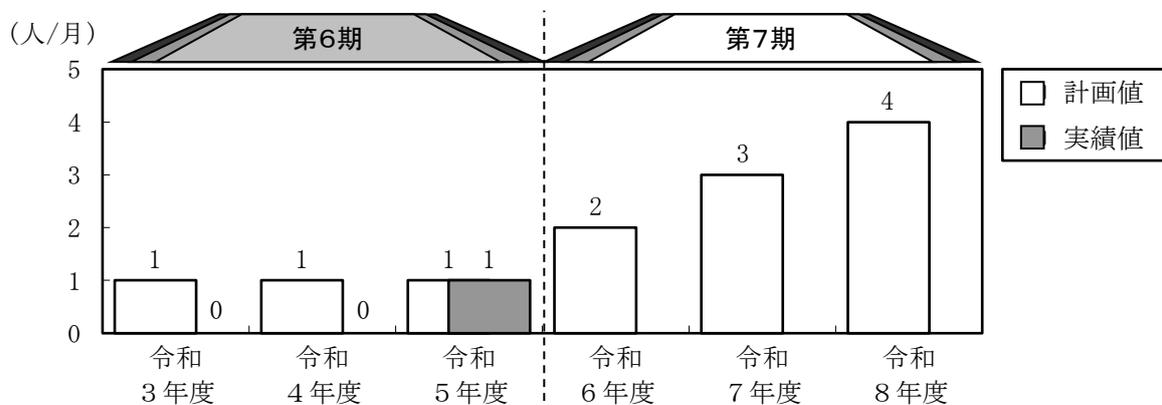
4 **【見込み量の算出根拠】**

5 施設入所者や精神科病院入院者等の地域移行の推進を考慮し、令和5年度以降は微増にて算出。
6 (各年度1名の増加を見込む)
7

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	2	3	4
実績値	人/月	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

8 **【利用者数】**



23 **(5) サービス見込み量確保のための方策**

24 **⑤ サービス見込量確保のための方策**

25 本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サー
26 ビスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

27 また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把
28 握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

29 実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスにつ
30 いては、本市のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。
31

【障害福祉サービスの実績及び見込み一覧】

			単位	実績値			計画値		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系	居宅介護	利用者	人/月	252	266	276	287	298	309
		利用量	時間/月	5,270	5,678	5,879	6,113	6,347	6,582
	重度訪問介護	利用者	人/月	10	10	12	14	16	18
		利用量	時間/月	2,081	2,625	3,149	3,674	4,198	4,723
	行動援護	利用者	人/月	27	30	31	32	33	34
		利用量	時間/月	1,021	1,101	1,138	1,174	1,211	1,248
	同行援護	利用者	人/月	30	32	31	30	29	28
		利用量	時間/月	586	596	577	558	539	521
重度障害者等 包括支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0	
	利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0	
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	395	400	408	416	424	432
		利用量	日/月	7,942	8,241	8,405	8,570	8,734	8,899
	自立訓練 (機能訓練)	利用者	人/月	0	1	2	2	2	2
		利用量	日/月	0	4	19	19	19	19
	自立訓練 (生活訓練)	利用者	人/月	23	25	26	27	28	29
		利用量	日/月	449	449	465	483	501	519
	就労選択支援	利用者	人/月	0	0	0	3	6	9
		利用量	日/月	0	0	0	12	24	36
	就労移行支援	利用者	人/月	16	17	18	19	20	21
		利用量	日/月	241	338	356	376	396	416
	就労継続支援 (A型)	利用者	人/月	222	215	208	201	194	188
		利用量	日/月	4,359	4,245	4,098	3,960	3,822	3,704
	就労継続支援 (B型)	利用者	人/月	656	722	772	826	883	944
		利用量	日/月	11,144	12,574	13,433	14,372	15,364	16,426
	就労定着支援	利用者	人/月	6	6	7	8	9	10
	療養介護	利用者	人/月	46	42	40	38	36	34
短期入所 (福祉型)	利用者	人/月	49	73	84	97	112	129	
	利用量	日/月	420	739	848	980	1,131	1,303	
短期入所 (医療型)	利用者	人/月	2	1	2	2	2	2	
	利用量	日/月	31	2	4	4	4	4	
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	0	1	2	3	4
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者	人/月	187	217	245	276	311	351
	施設入所支援	利用者	人/月	198	198	195	192	190	188
その他	計画相談支援	利用者	人/月	528	541	562	584	607	631
	地域移行支援	利用者	人/月	0	1	1	2	3	4
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	1	2	3	4

※令和5年度は、見込みの数値。

3. 地域生活支援事業

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

(1) 必須事業

① 必須事業

ア) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。第6期では、「ここにキッズフェスタ」を開催しましたが、コロナの影響により実績は低くとどまっています。

【実施に関する考え方】

ペアレントトレーニングや「ここにキッズフェスタ」(障がい児フェスタ)を開催し行われる講演会をとおして障害に関する理解や啓発を行う。

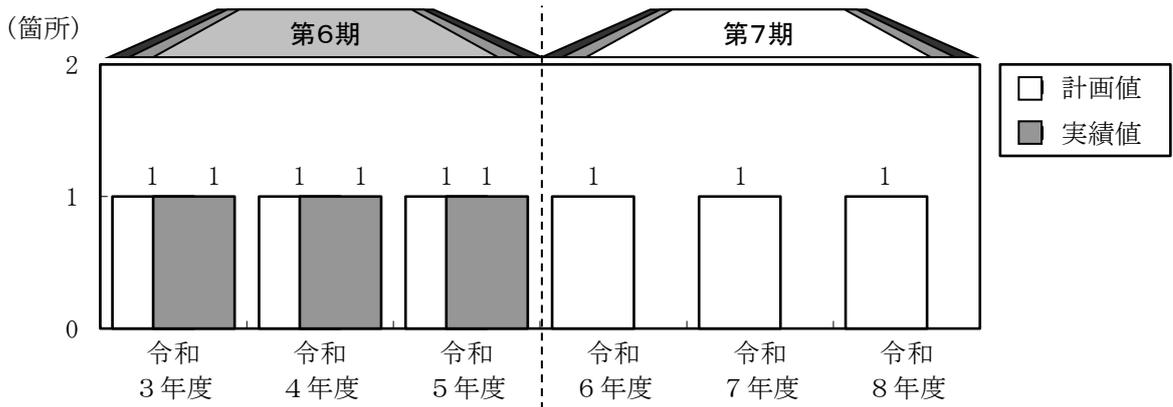
実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3,839	3,877	3,916	1,565	1,580	1,595
実績値	人/年	64	1,532	1,550	—	—	—
計画と実績の差		△3,775	△2,345	△2,366			

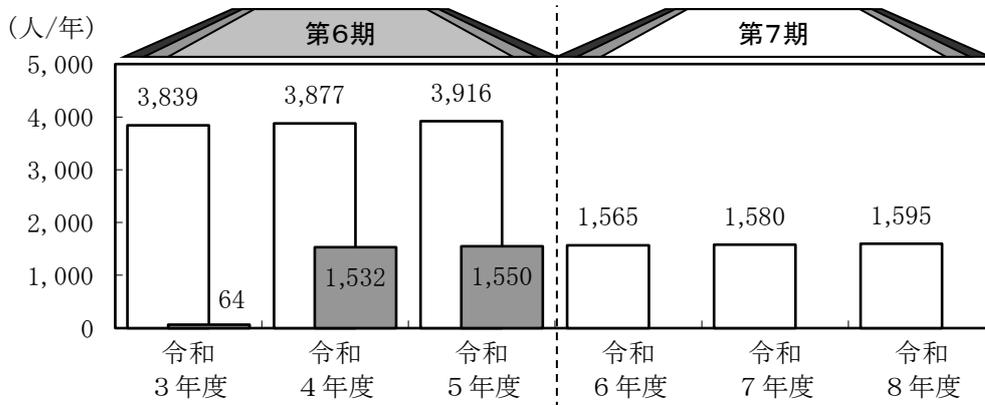
資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

【実施箇所数】



【実利用人数】



1 **イ) 自発的活動支援事業**

2 障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。第6期では、コロナの影響により実績値が低くとどまっています。

5 **【実施に関する考え方】**

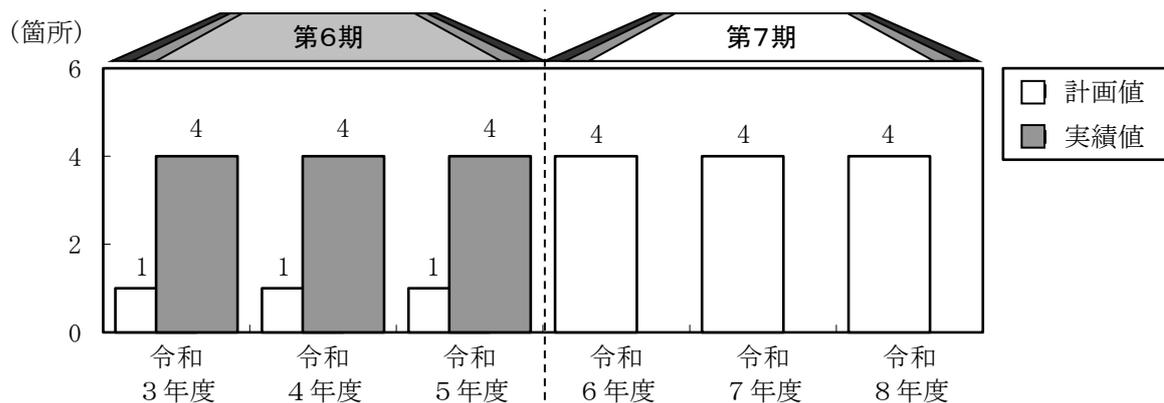
6 障がい児等の家族同士や交流活動(ピアサポート)への支援や、家族会等の地域支援を行います。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	4	4	4
実績値	箇所	4	4	4	—	—	—
計画と実績の差		3	3	3			

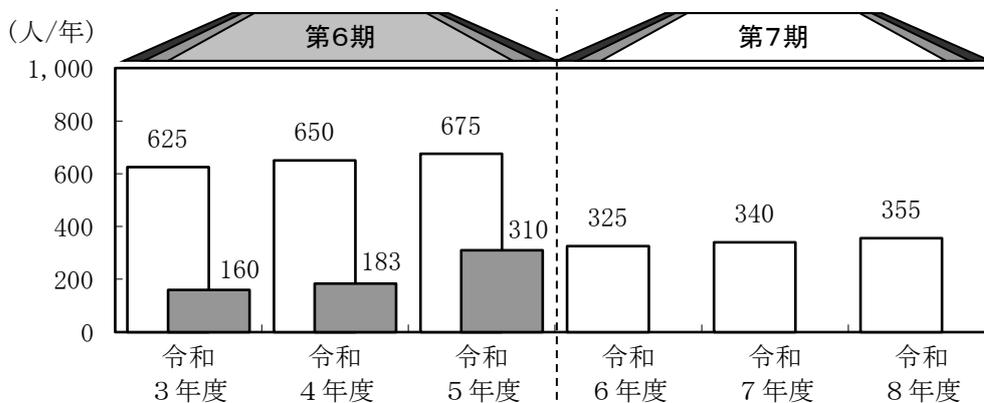
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	625	650	675	325	340	355
実績値	人/年	160	183	310	—	—	—
計画と実績の差		△465	△467	△365			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9 **【実施箇所数】**



21 **【実利用人数】**



1 **ウ) 相談支援事業**

2 **ウ)-1 障害者相談支援事業**

3 障害のある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、
4 権利擁護、ピアカウンセリング、障がい者自立支援協議会の運営等を行います。第6期は5カ所の
5 実績で、計画値を上回っています。

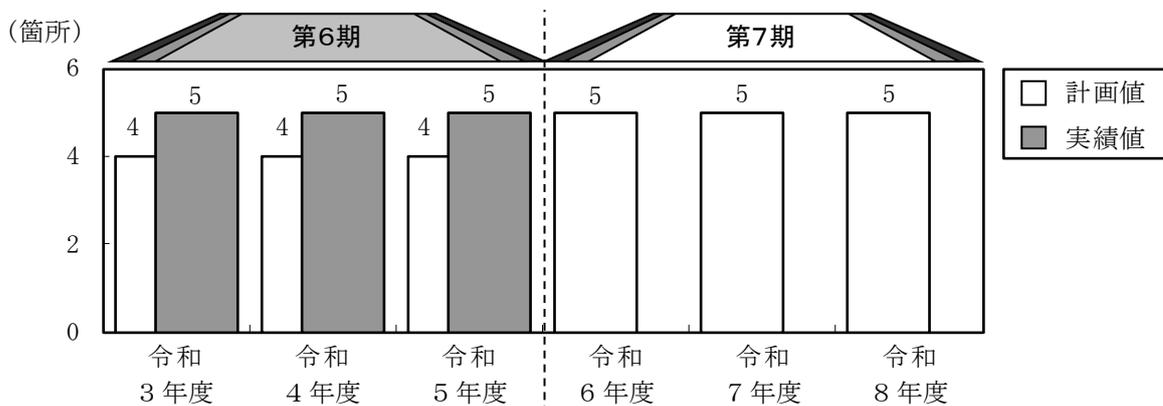
6 **【実施に関する考え方】**

7 令和7年度を目途に12名体制を目指します。
8

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	4	4	4	5	5	5
実績値	箇所	5	5	5	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9 **【実施箇所数】**



1 ウ)-2 基幹相談支援センター

2

3 **【実施に関する考え方】**

4 平成 27 年度より市直営で実施。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等

5 の業務を総合的に行います。令和 6 年度に基幹相談支援センター運営業務の民間事業者への委託を

6 予定しています。

7

8

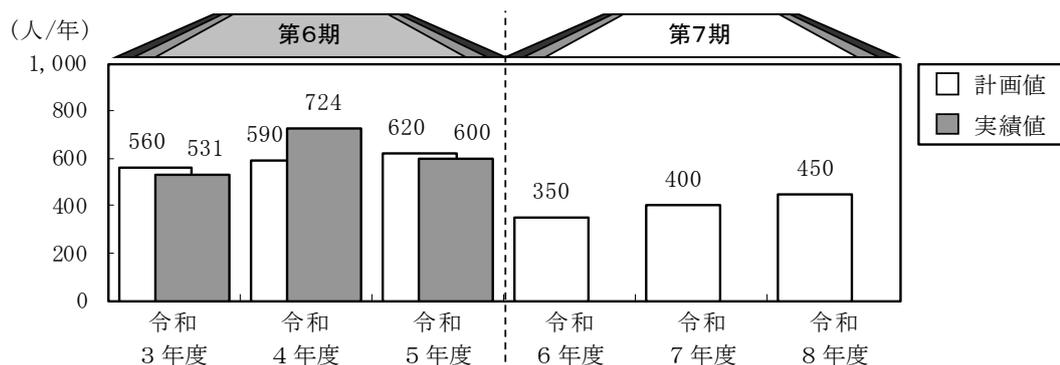
実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	560	590	620	350	400	450
実績値	人/年	531	724	600	—	—	—
計画と実績の差		△29	134	△20			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9

10 **【実利用人数】**



1 **ウ) -3 基幹相談支援センター等機能強化事業**

2 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及
 3 ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又
 4 は社会生活を営むことができるよう支援しています。また、関係機関とのつなぎ支援としての役割
 5 を担う「つなぎ支援コーディネーター」を配置し、関係機関との連携を図っています。相談支援事
 6 業を効果的に運営するため、障がい者自立支援協議会の事務局も兼任し、相談支援のネットワーク
 7 作りを推進しています。

8 **【実施に関する考え方】**

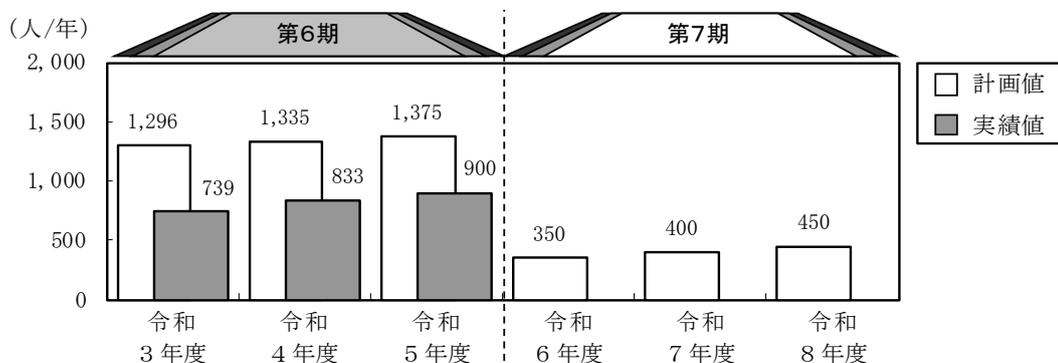
9 相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（社会福祉士、精神保健福祉士、看護
 10 師等）

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用実人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1,296	1,335	1,375	350	400	450
実績値	人/年	739	833	900	—	—	—
計画と実績の差		△557	△502	△475			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

13 **【実利用人数】**



1 **ウ) 4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）**

2 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していますが、様々な事
 3 情により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援
 4 を行う事業です。市では現在未実施となっています。

5 **【実施に関する考え方】**

6 第7期において、個別ケース支援で対応するとともに、早期の事業化に向け調査・研究を実施し
 7 ます。

8
 9
 10 **エ) 成年後見制度利用支援事業**

11 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的
 12 障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等につい
 13 て、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより
 14 障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

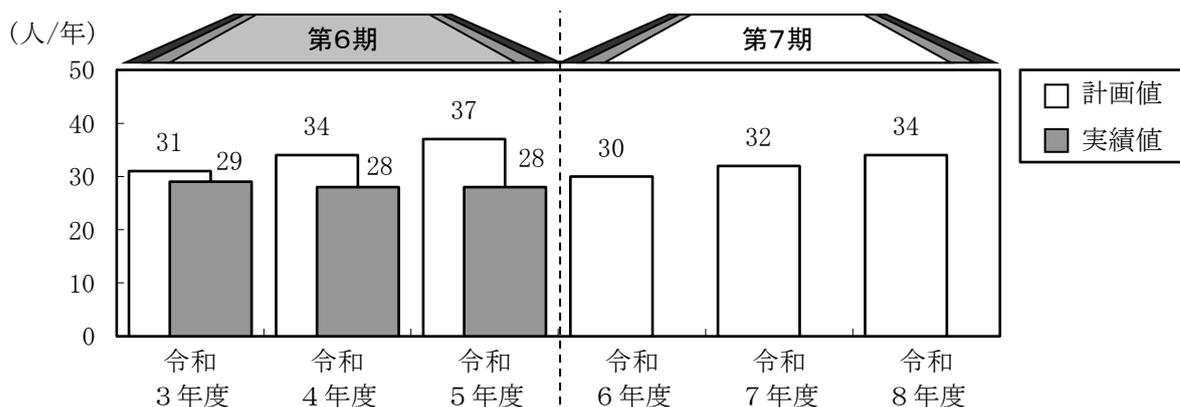
15 **【実施に関する考え方】**

16 知的または精神障がい者であり、経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が
 17 困難な者に対し、助成を行います。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	31	34	37	30	32	34
実績値	人/年	29	28	28	—	—	—
計画と実績の差		△2	△6	△9			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

19 **【実利用人数】**



1 **わ) 成年後見制度法人後見支援事業**

2 社会福祉協議会を主体とする社会福祉法人ネットワーク連絡会にて、法人後見推進委員会の設置
3 を検討しており、委員会において法人後見が推進できるよう中核機関と連携を図っていきます。

4 **【実施に関する考え方】**

5 中核機関を中心に成年後見人の担い手を育成します。

6
7
8 **か) 意思疎通支援事業**

9 **か-1 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業**

10 「手話通訳者の派遣」、「要約筆記奉仕員の派遣」（市社会福祉協議会委託）を実施しています。手
11 話通訳者の派遣、要約筆記奉仕員の派遣については、第6期では、計画値より実績値が下回って
12 います。

13 **【実施に関する考え方】**

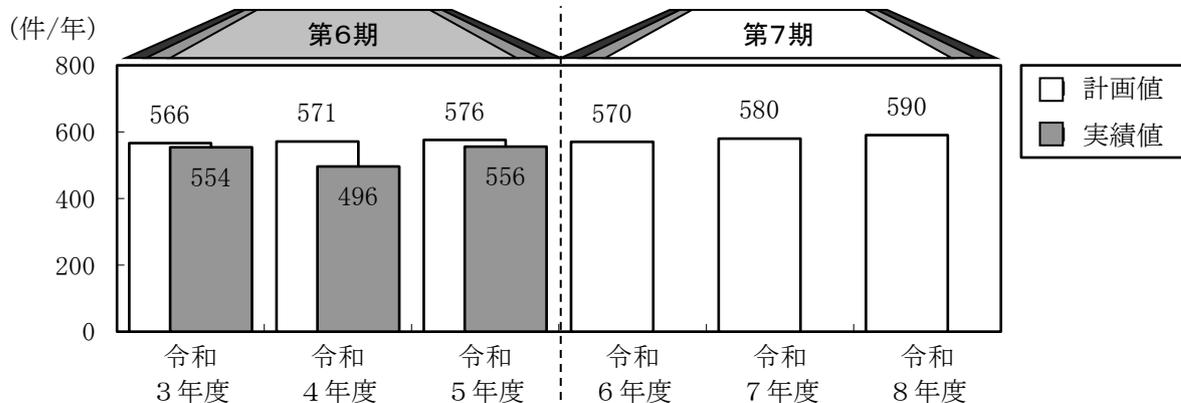
14 コロナ前の生活と社会活動の回復や更なる事業の周知に努め、利用者の増加を促します。

15

実利用件数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	件/年	566	571	576	570	580	590
実績値	件/年	554	496	556	—	—	—
計画と実績の差		△12	△75	△20			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

16 **【実利用件数】**



1 か)-2 手話通訳者設置事業

2 手話通訳者は第6期においては3人配置しています。配置人数は横ばいで推移しています。

3 【実施に関する考え方】

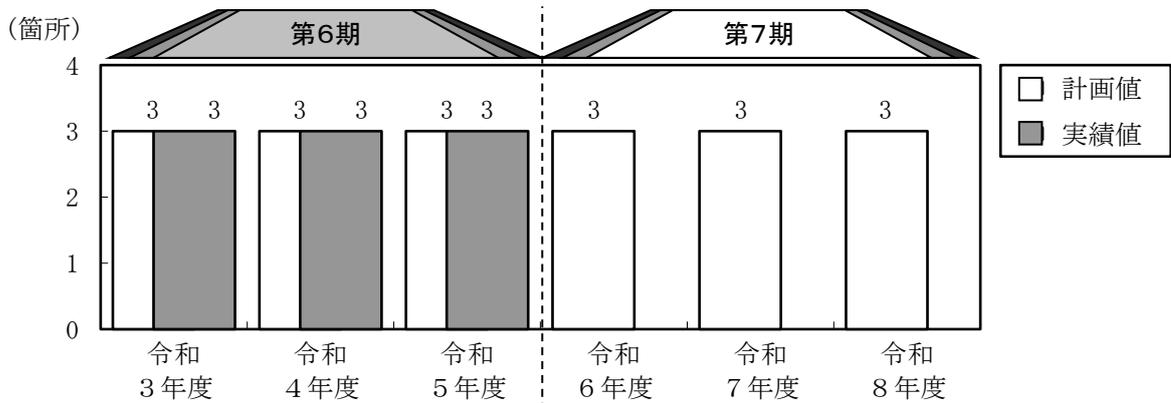
4 現状維持

5

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	3	3	3	3	3	3
実績値	箇所	3	3	3	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

6 【実施箇所数】



1 **㌾) 日常生活用具給付事業**

2 日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付を行
 3 います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。また、障がい者
 4 の希望に対応した用具が提供できるよう、ニーズ把握に努めます。

5 日常生活用具給付事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。
 6

種 類	内 容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

7
8
9 **日常生活用具給付事業**

10

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	2,023	2,026	2,028	2,097	2,097	2,097
実績値	人/年	2,120	2,144	2,097	—	—	—
計画と実績の差		97	118	69			

※日常生活用具給付事業は、「①介護・訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、
 「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、
 「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

11
12 **㌾)-1 介護・訓練支援用具**

13

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	11	11	12	14	14	14
実績値	人/年	20	14	14	—	—	—
計画と実績の差		9	3	2			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

14
15 **㌾)-2 自立生活支援用具**

16

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	33	34	34	20	20	20
実績値	人/年	24	18	20	—	—	—
計画と実績の差		△9	△16	△14			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1 **㌾)-3 在宅療養等支援用具**

2

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	20	21	21	28	28	28
実績値	人/年	17	37	28	—	—	—
計画と実績の差		△3	16	7			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

3
4
5 **㌾)-4 情報・意思疎通支援用具**

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	26	27	27	16	16	16
実績値	人/年	15	14	16	—	—	—
計画と実績の差		△11	△13	△11			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

6
7
8 **㌾)-5 排泄管理支援用具**

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1,930	1,930	1,931	2,016	2,016	2,016
実績値	人/年	2,041	2,059	2,016	—	—	—
計画と実績の差		111	129	85			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

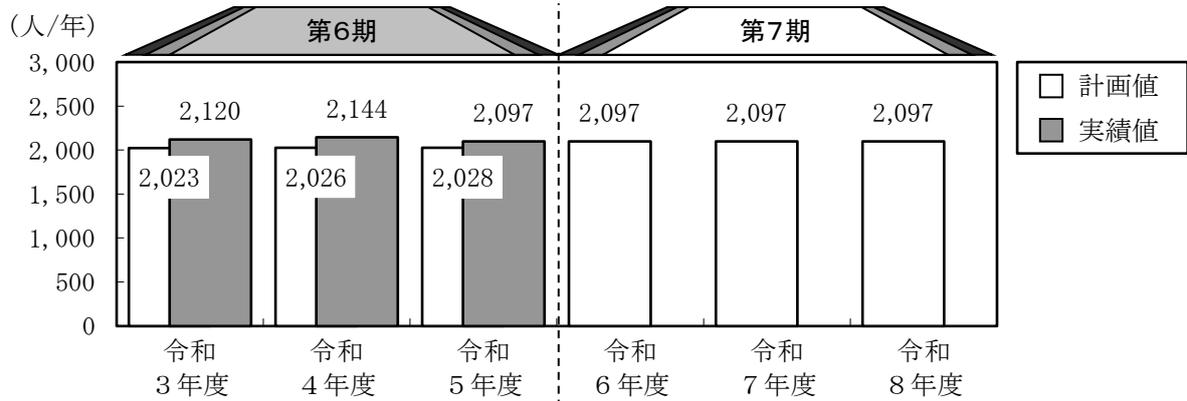
9
10
11 **㌾)-6 居住生活動作補助用具(住宅改修費)**

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3	3	3	3	3	3
実績値	人/年	3	2	3	—	—	—
計画と実績の差		0	△1	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

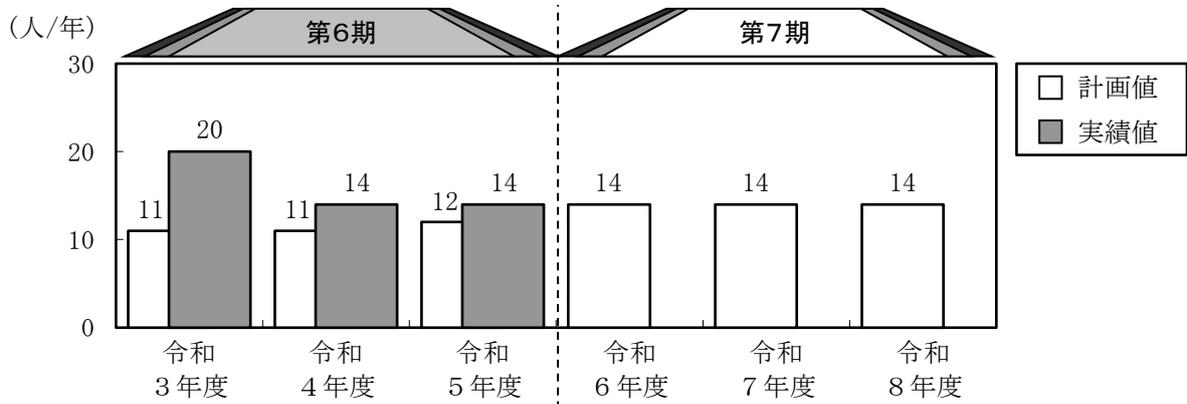
1 キ) 日常生活用具給付等事業

2 **【実利用人数】**



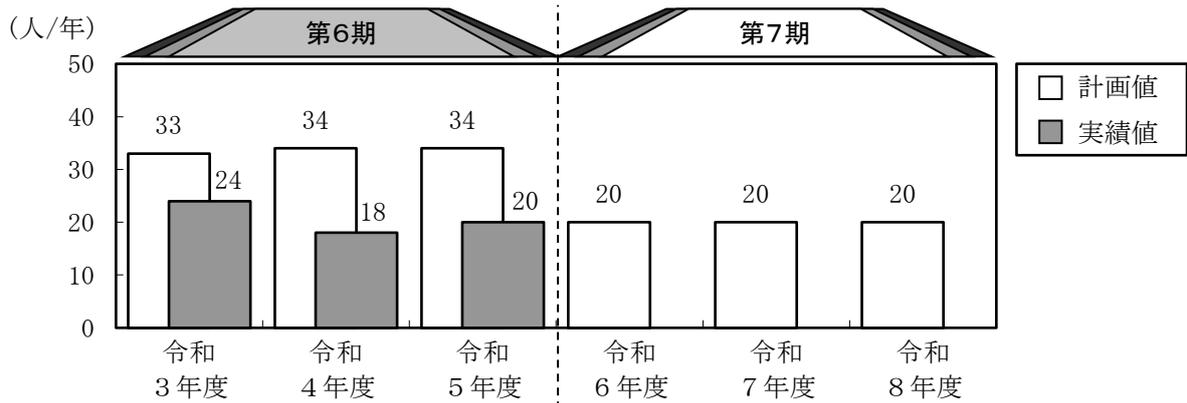
13 キ)-1 介護・訓練支援用具

14 **【実利用人数】**



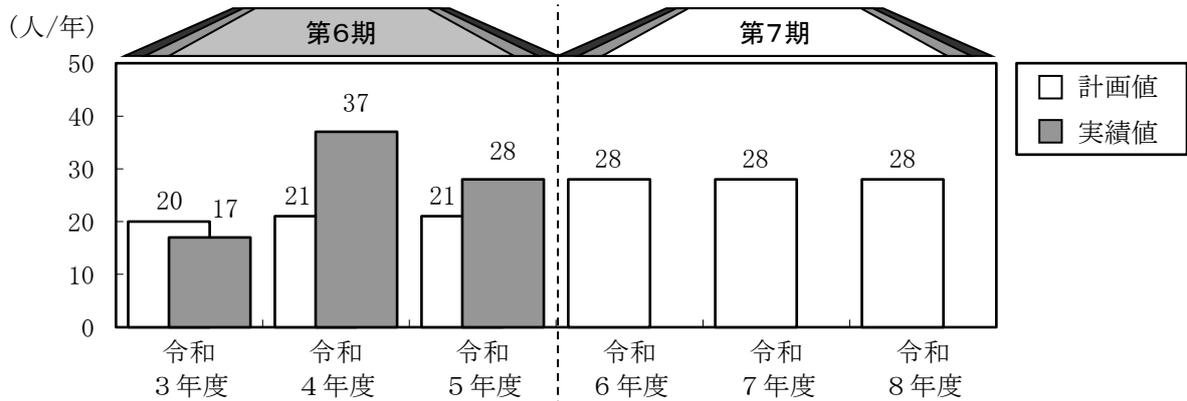
25 キ)-2 自立生活支援用具

26 **【実利用人数】**



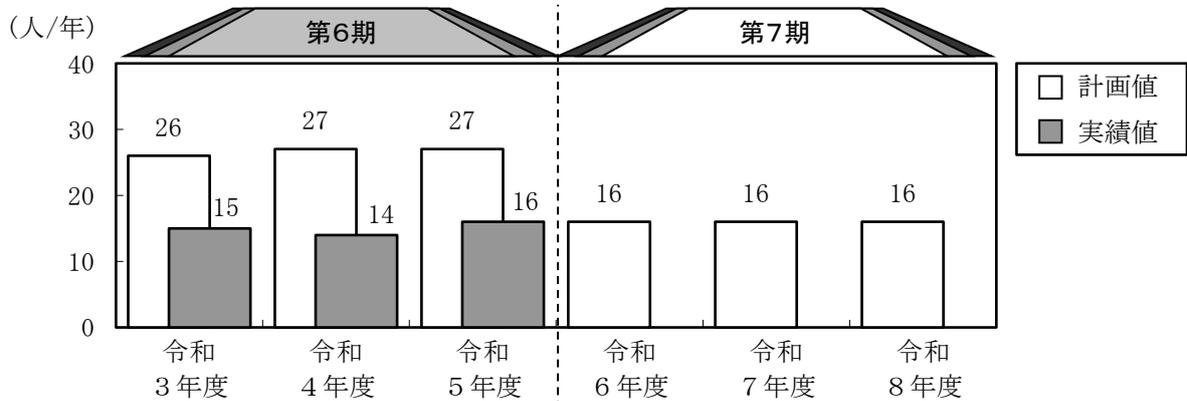
1 ㏽)-3 在宅療養等支援用具

2 **【実利用人数】**



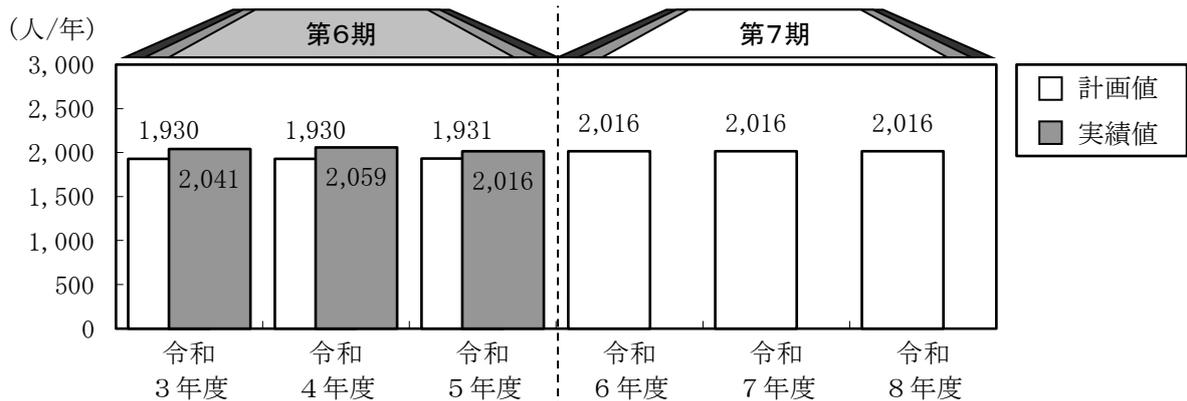
14 ㏽)-4 情報・意思疎通支援用具

15 **【実利用人数】**



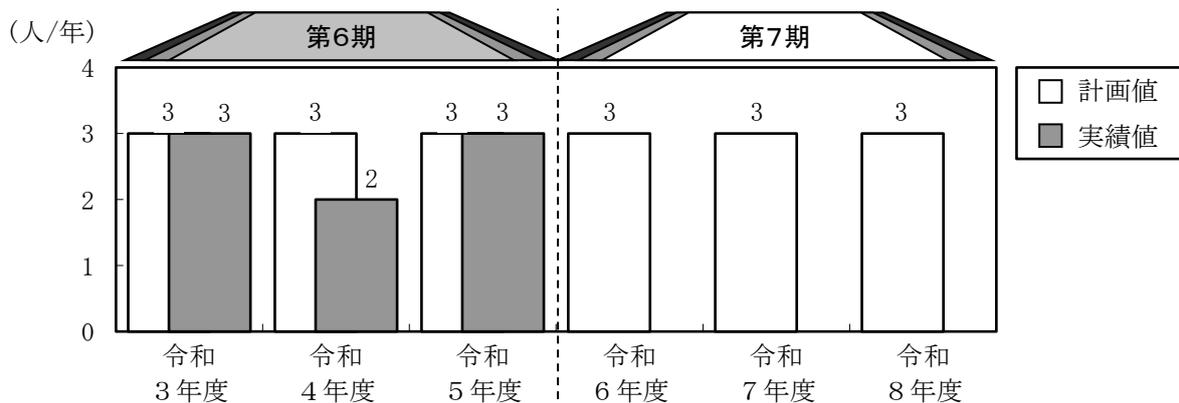
26 ㏽)-5 排泄管理支援用具

27 **【実利用人数】**



1 **キ)-6 居住生活動作補助用具（住宅改修費）**

2 **【実利用人数】**



14 **ク) 手話奉仕員養成研修事業**

15 聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業で
16 す。第6期の利用実績は、計画値を大きく下回っております。研修課程を修了しても市の手話奉仕
17 員として登録するのは半数にも満たない状況です。

18 **【実施に関する考え方】**

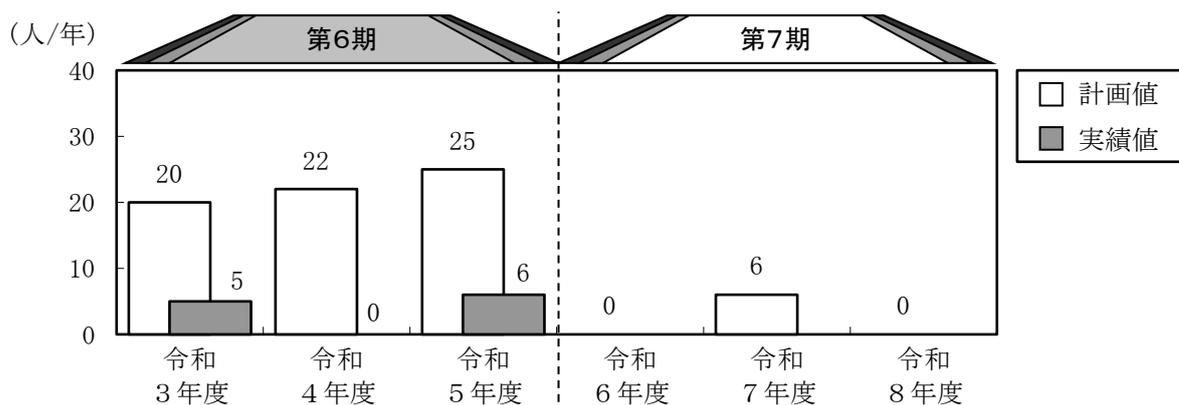
19 奉仕員としての活動が可能な登録(見込)者の増加に努めます。

20

修了見込み者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	20	22	25	0	6	0
実績値	人/年	5	0	6	—	—	—
計画と実績の差		△15	△22	△19			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

21 **【修了見込み者数】**



1 **㌠ 移動支援事業**

2 屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援
 3 する事業です。本市では、「個別支援型」と「車両移送型」を実施しています。第6期の利用実績を
 4 見ると、利用者数は計画値を下回っています。

5 **【実施に関する考え方】**

6 屋外での移動に困難のある障がい者・児に対し外出のための支援を行うことにより、地域での自
 7 立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

8

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	204	207	210	178	186	194
実績値	人/年	136	140	170	—	—	—
計画と実績の差		△68	△67	△40			

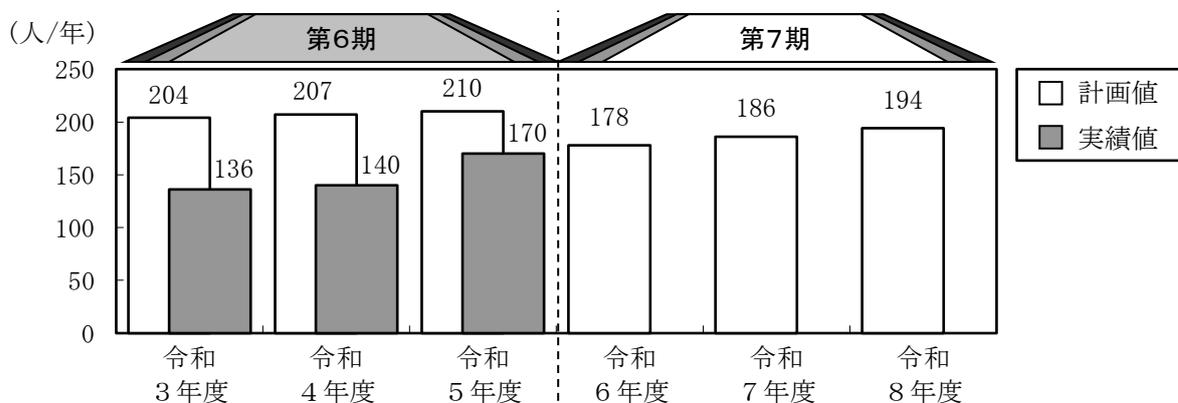
9

延利用時間	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/年	10,800	10,908	11,017	10,976	11,537	12,097
実績値	時間/年	7,588	9,074	10,419	—	—	—
計画と実績の差		△3,212	△1,834	△598			

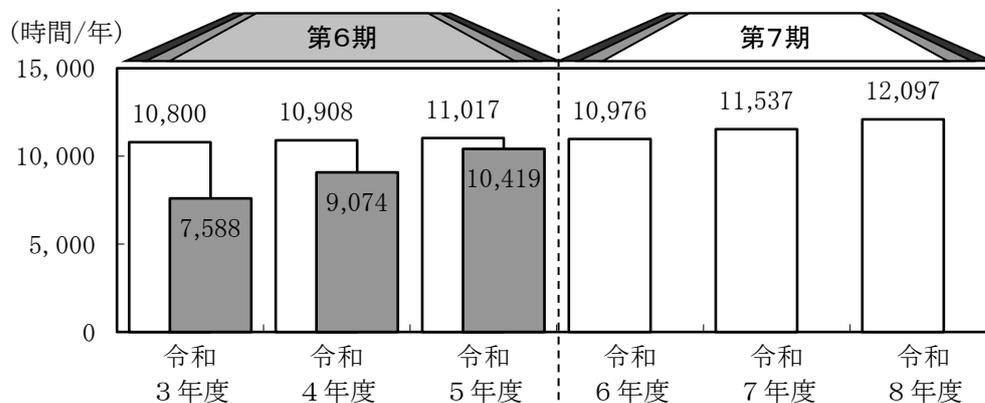
資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

※移動支援事業は「個別支援型」と「車両移送型」を実施。「グループ支援型」は実施予定なし。

10 **【実利用人数】**



23 **【延利用時間】**



1 **コ) 地域活動支援センター**

2 地域活動支援センターは、障がい者が地域で日中活動できる場(居場所)を作るために、創作活動
 3 又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。地域活動支援センターを「Ⅰ型」
 4 は2か所、「Ⅲ型」は2か所の事業所へ委託しています。実利用者数が計画値を下回っていますが、
 5 継続利用が大半であり、新規利用者の確保が課題です。また、地域活動支援センターの利用ニーズ
 6 が就労継続支援と似ているため、同サービスの利用に移行していることも考えられます。

<p>7</p> <p>【基礎的事業】 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施します。</p>	+	<p>【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の3種類の事業があります。</p>
		<p>[機能強化事業Ⅰ型] 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p>
		<p>[機能強化事業Ⅱ型] 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>
		<p>[機能強化事業Ⅲ型] ① 地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られています。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。</p>

8
9

1 **【実施に関する考え方】**

2 利用者拡大のため、パンフレット等を用いて障がい者等への周知と活動内容の見直しを行う。

3

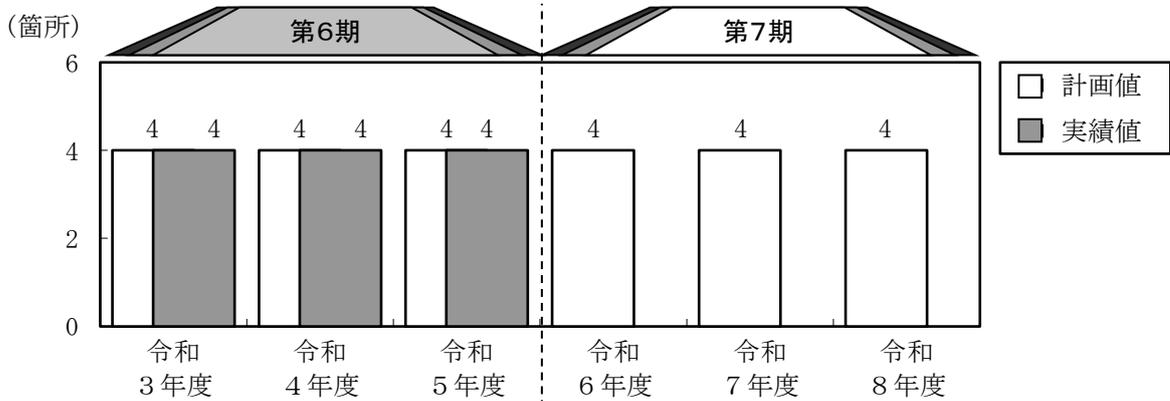
実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	4	4	4	4	4	4
実績値	箇所	4	4	4	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

4

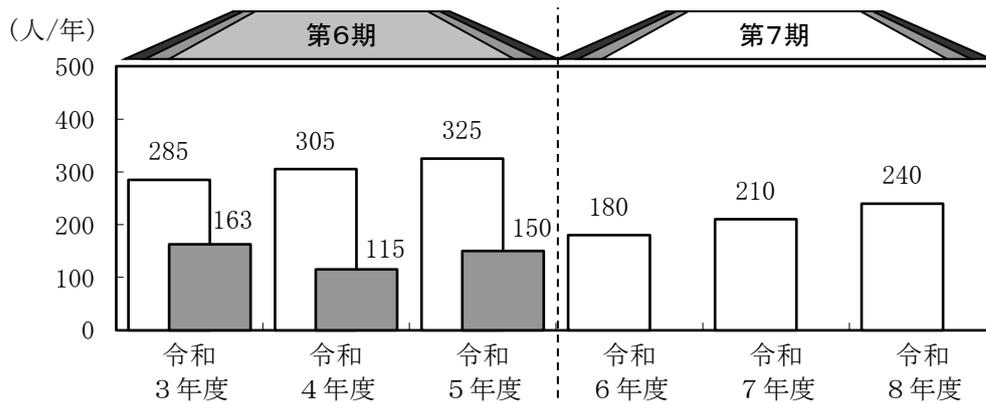
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	285	305	325	180	210	240
実績値	人/年	163	115	150	—	—	—
計画と実績の差		△122	△190	△175			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

5 **【実施箇所数】**



18 **【実利用人数】**



1 (2) 任意事業

2 ② 任意事業

3 7) 重度障害者等訪問入浴サービス事業

4 自力又は家族の介助のみでは入浴できない在宅の重度身体障がい者(児)に対し、訪問での入浴サ
5 ビスを提供します。第6期は実績で1人から3人の利用となっています。

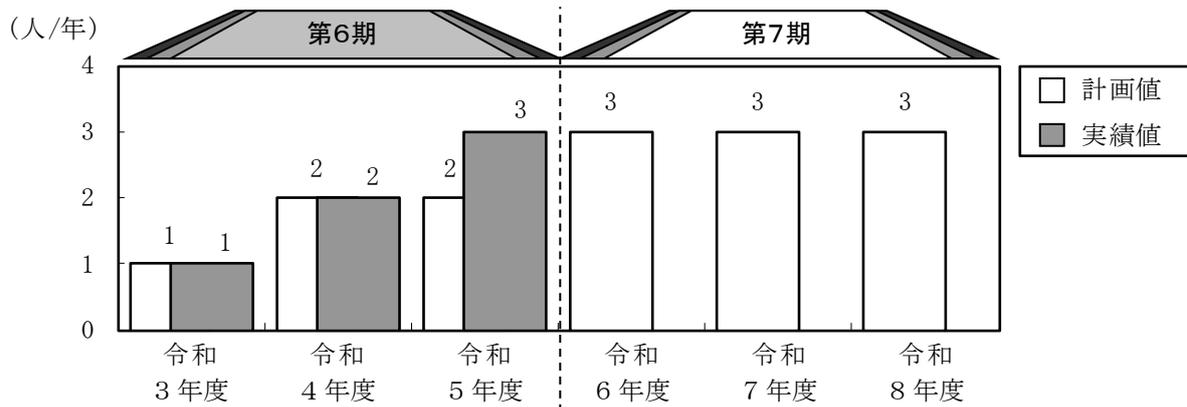
6 【実施に関する考え方】

7 障害福祉サービスにおいて入浴サービスの提供は可能であるが、居住環境の課題によって必要と
8 されるサービスです。第7期では3人を見込む。
9

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1	2	2	3	3	3
実績値	人/年	1	2	3	—	—	—
計画と実績の差		0	0	1			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 【実利用人数】



1 **イ) 生活訓練等事業**

2 障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。第6期の利用実績は、計画値と
3 同程度で推移しています。

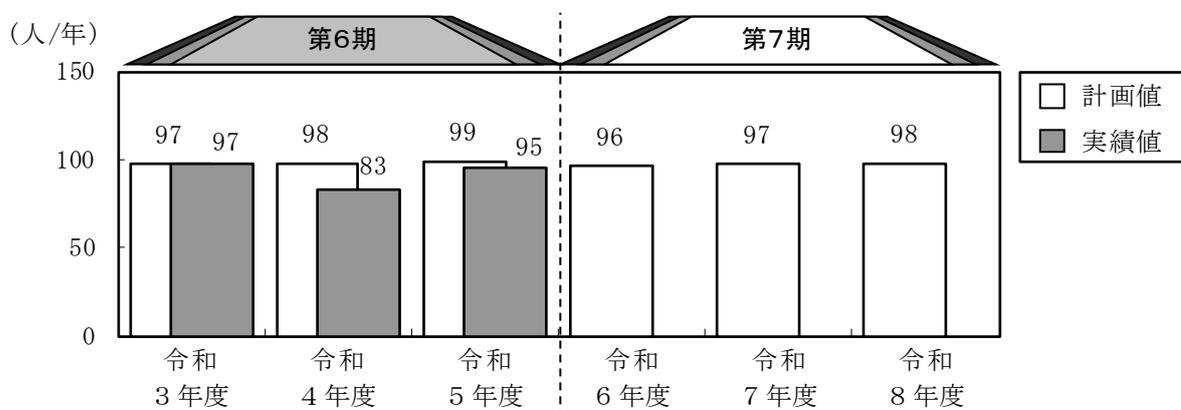
4 **【実施に関する考え方】**

5 障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
6

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	97	98	99	96	97	98
実績値	人/年	97	83	95	—	—	—
計画と実績の差		0	△15	△4			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

7 **【実利用人数】**



1 **ウ) 日中一時支援事業**

2 障がい者の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図りま
 3 す。本事業は、事業所への委託により実施しています。第6期の利用実績は計画値をやや下回って
 4 います。

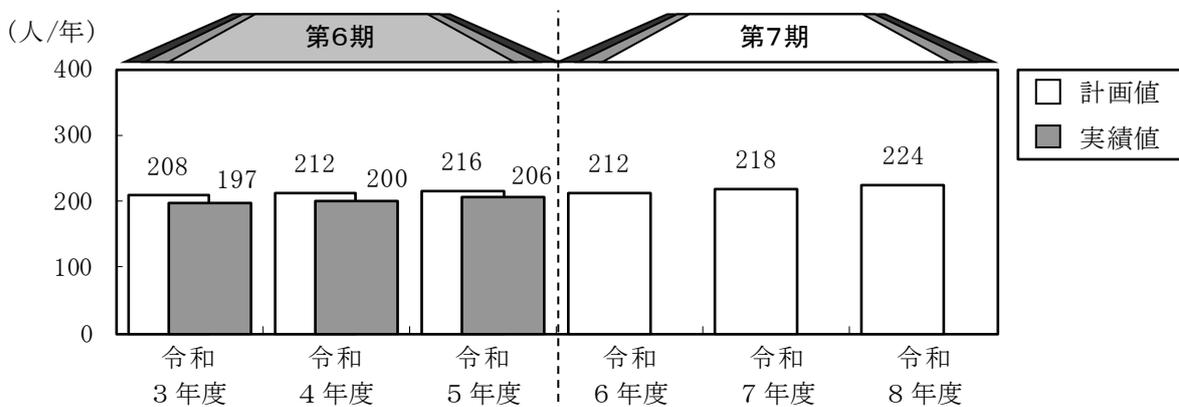
5 **【実施に関する考え方】**

6 日常の介護を行う家族の一時的な負担軽減として今後必要となるサービスで、第7期では令和
 7 5年度を基準に毎年度1.03倍の増加で見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	208	212	216	212	218	224
実績値	人/年	197	200	206	—	—	—
計画と実績の差		△11	△12	△10			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9 **【実利用人数】**



1 **エ) 地域移行のための安心生活支援（お試し住居）**

2 長期で医療機関に入院している精神障がい者が、地域で生活を営むために、一定期間居室を提供
 3 しスキルアップを行い、退院後地域での生活がスムーズに移行できるように支援します。第6期の
 4 利用実績は、計画値を下回っています。事業の対象が精神障がい者に限定されているため、身体障
 5 がい者や知的障がい者あるいは虐待の一時保護なども含めた拡充の検討が必要です。

6 **【実施に関する考え方】**

7 長期で医療機関に入院している精神障がい者が、地域で生活を営むための一定期間居室を提供し
 8 スキルアップを行い、退院後地域での生活がスムーズに移行できるように支援します。

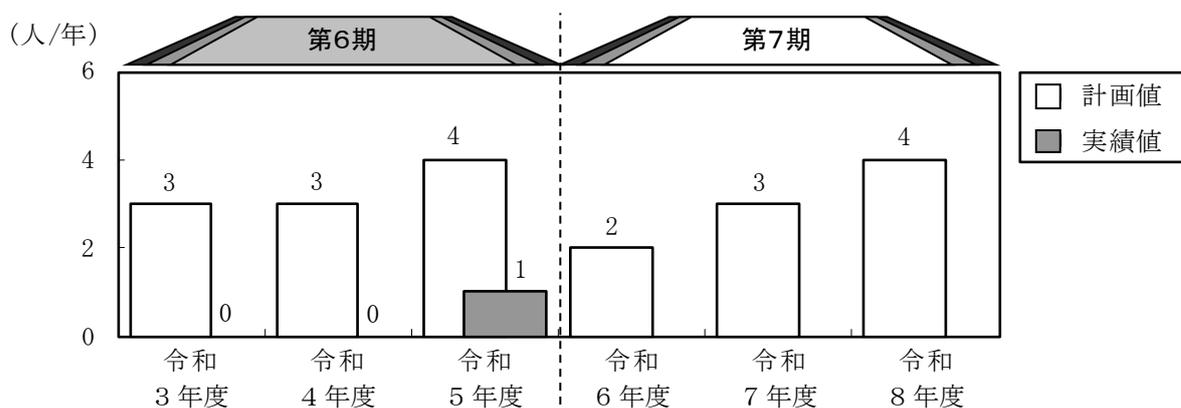
9

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3	3	4	2	3	4
実績値	人/年	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△3	△3	△3			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10

11 **【実利用人数】**



1 **わ) レクリエーション活動等支援事業**

2 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、
 3 また障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ
 4 大会を開催します。本事業は、市身体障がい者協会への委託で実施します。第6期は、コロナの影
 5 響で実績値が計画値を下回っています。

6 **【実施に関する考え方】**

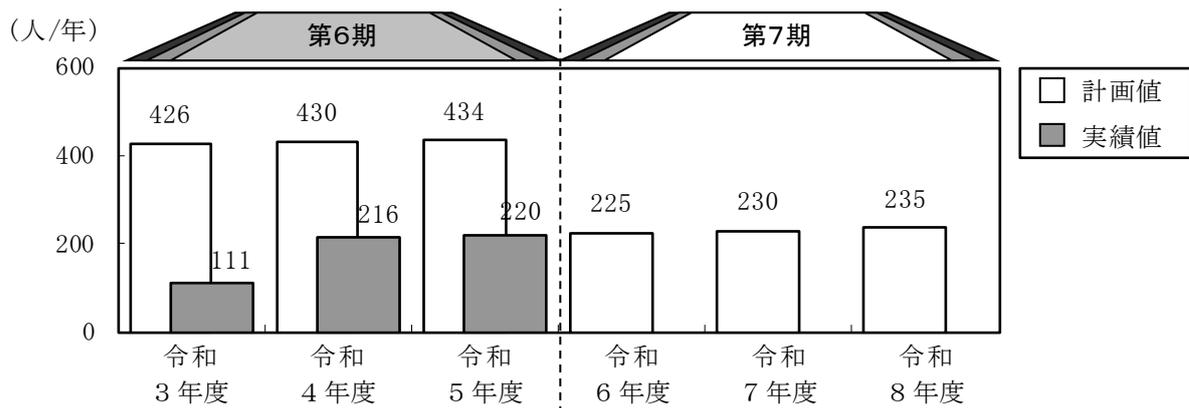
7 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、
 8 及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ
 9 大会を開催します

10

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	426	430	434	225	230	235
実績値	人/年	111	216	220	—	—	—
計画と実績の差		△315	△214	△214			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

11 **【延利用人数】**



1 **か) 芸術文化活動振興事業**

2 障がい者の芸術・文化活動振興のため、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、
 3 障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。第6期の利用実績では、
 4 計画値を大きく上回っています。

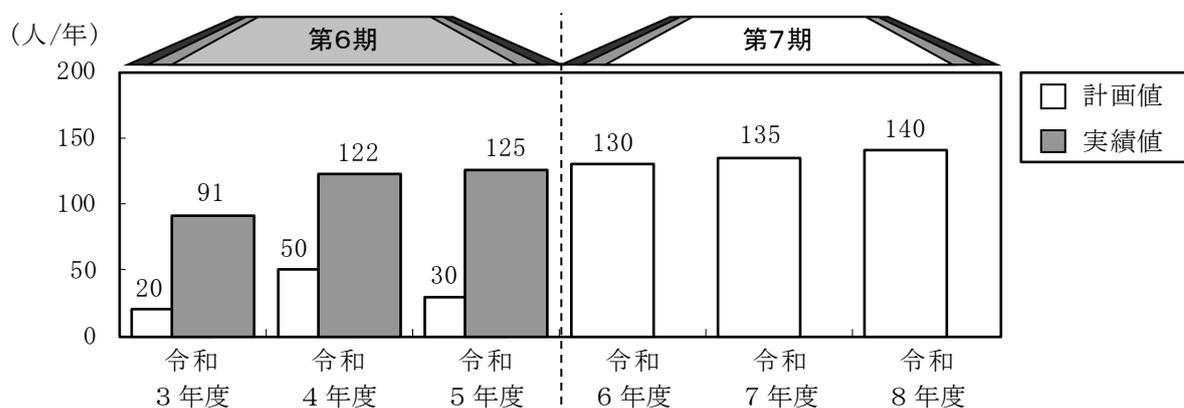
5 **【実施に関する考え方】**

6 障がい者の芸術・文化活動を振興するため、障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発
 7 表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行いま
 8 す。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	20	50	30	130	135	140
実績値	人/年	91	122	125	—	—	—
計画と実績の差		71	72	95			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

10 **【実利用人数】**



1 **キ) 点字・声の広報等発行事業**

2 文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳等の方法により、事業の紹介、生
 3 活情報などの情報提供を定期的に行います。第6期の利用実績は、計画値よりやや低いものの概ね
 4 計画通りの利用人数となっています。

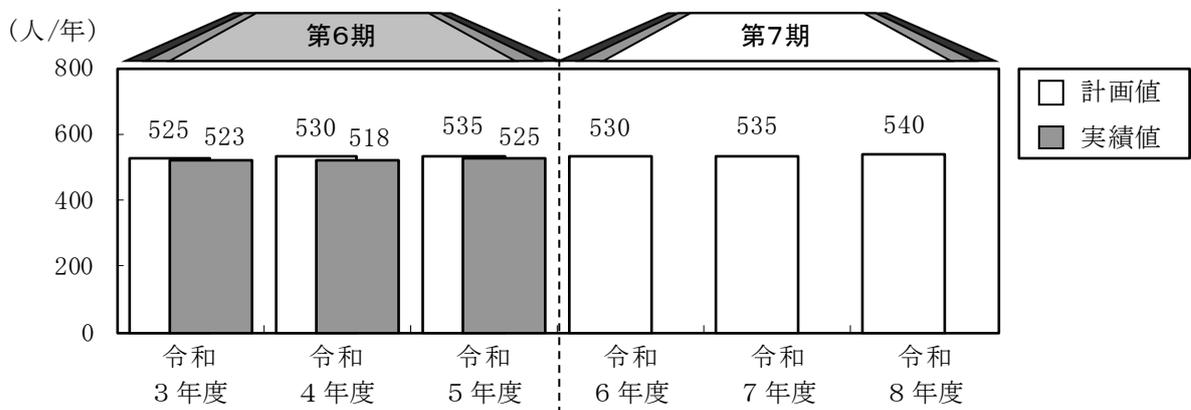
5 **【実施に関する考え方】**

6 点訳、音声訳その他の方法により、障がい者にわかりやすく、市の広報、視覚障がい者等障がい
 7 者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者が地域生活に関する情報などを定期的に提供します。
 8

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	525	530	535	530	535	540
実績値	人/年	523	518	525	—	—	—
計画と実績の差		△2	△12	△10			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9
10 **【実利用人数】**



(3) 地域生活支援促進事業

地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、より促進すべき事項として国が定めた事業です。平成 29 年度から実施しています。

ア) 障害者虐待防止対策支援事業

ア)-1 市町村障害者虐待防止センターの体制整備

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施している事業です。

基幹相談支援センター機能の充実により、障がい者虐待防止センターにおける相談対応の強化を図り、虐待に陥らないよう未然の対応を図っていきます。

また、障がい者虐待防止ネットワーク会議の支援体制の強化や関係機関との連携を進めます。

【実施に関する考え方】

夜間休日対応について一部委託し 24 時間対応体制の確保を行います。基幹相談支援センター機能の充実により、相談対応の強化を図り、虐待に陥らないように未然の対応を図っていきます。

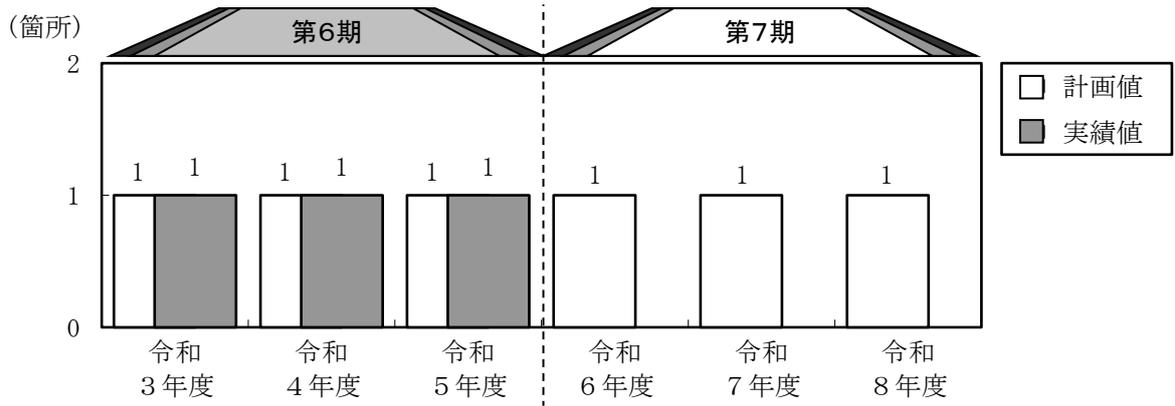
実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	32	34	36	11	12	13
実績値	人/年	14	10	10	—	—	—
計画と実績の差		△18	△24	△26			

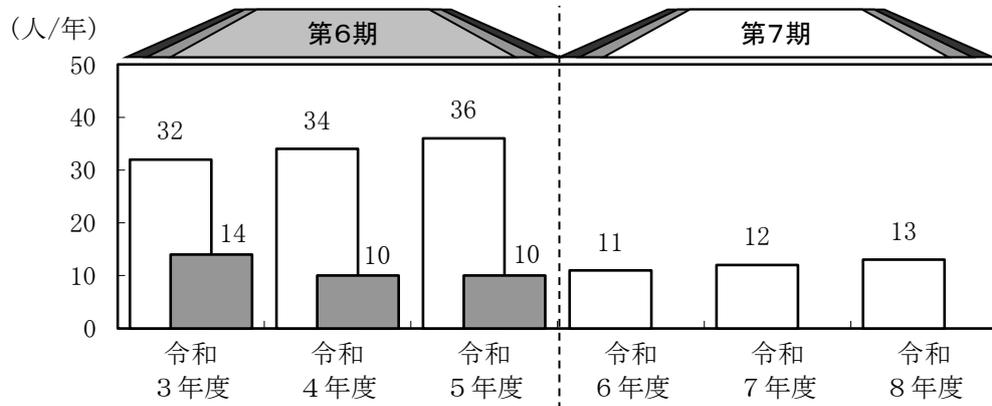
資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

【実施箇所数】



【実利用人数】



7)-2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備

【実施に関する考え方】

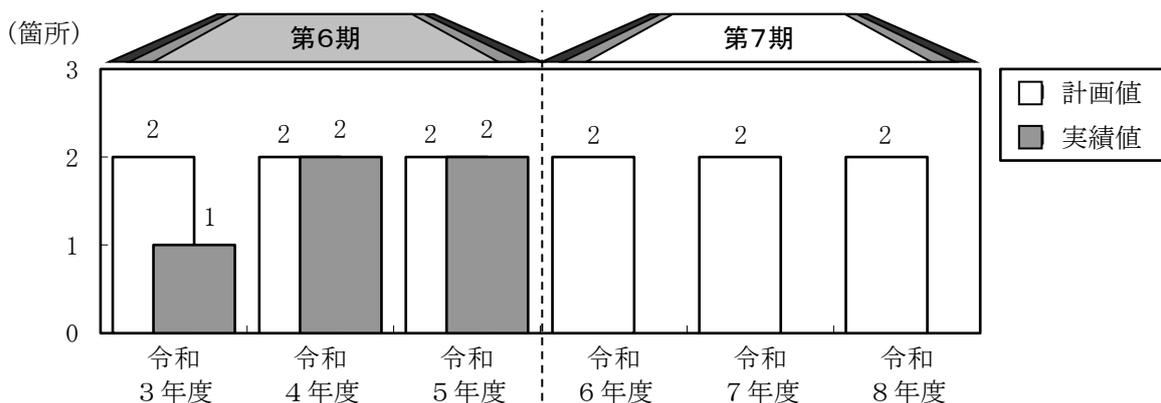
「高齢者・障がい者虐待ネットワーク会議」を開催し、支援体制の強化や関係機関との連携強化に努めます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	2	2	2	2	2	2
実績値	箇所	1	2	2	—	—	—
計画と実績の差		△1	0	0			

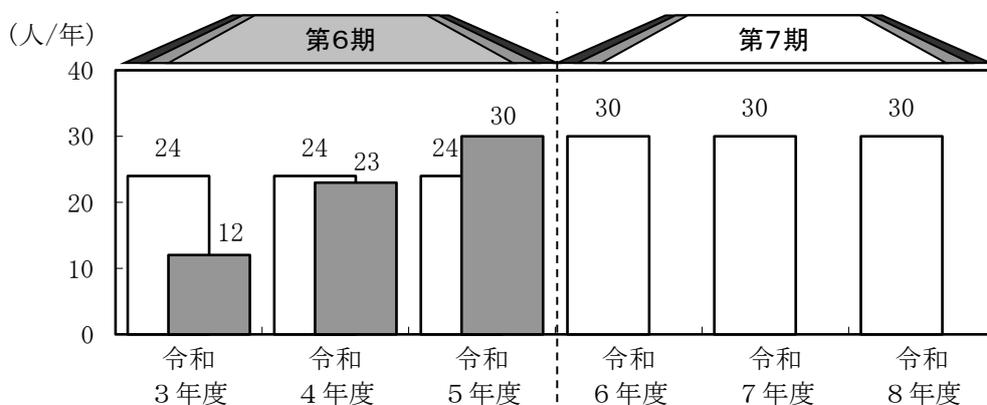
実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	24	24	24	30	30	30
実績値	人/年	12	23	30	—	—	—
計画と実績の差		△12	△1	6			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



【実利用人数】



1 7)-3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、
 2 保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修
 3

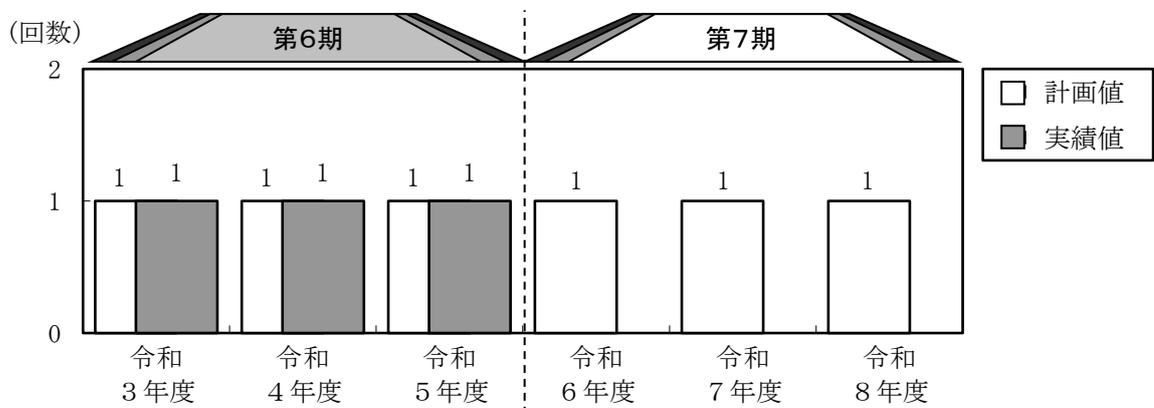
4 **【実施に関する考え方】**

5 施設従事者向けの研修会の実施は、現状を継続することとし研修内容については、受講すること
 6 にとまらずそこで得た知識を現場で活かせるような内容を企画していきます。
 7

研修開催数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回数	1	1	1	1	1	1
実績値	回数	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

8 **【研修開催数】**



7)-4 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業

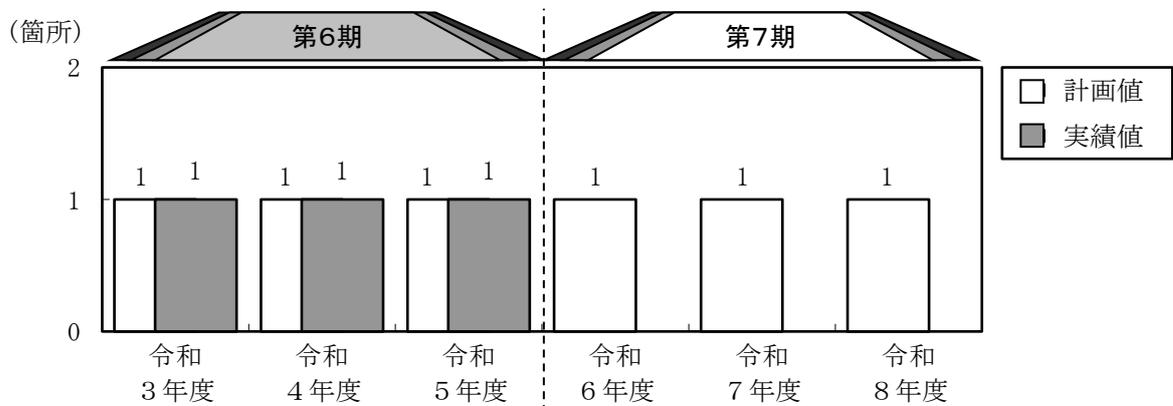
【実施に関する考え方】

現状を継続することとし、また、市民向けの研修会の実施を行い虐待に関する普及・啓発に努めます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【実施箇所数】



1 ｲ) 成年後見制度普及啓発事業

2
3 **【実施に関する考え方】**

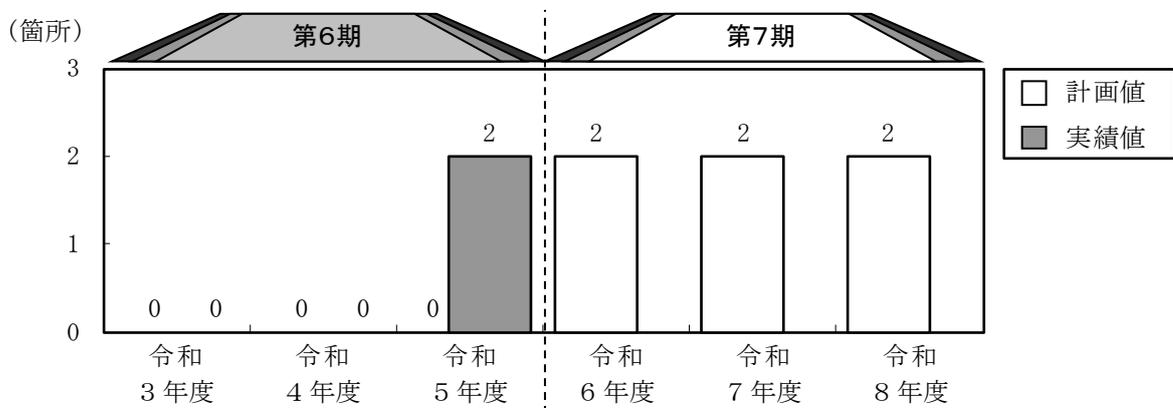
4 中核機関の広報機能を計上しています。(リーフレット作成、講演会開催)

5

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	2	2	2
実績値	箇所	0	0	2	—	—	—
計画と実績の差		0	0	2			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

6
7 **【実施箇所数】**



1 り) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

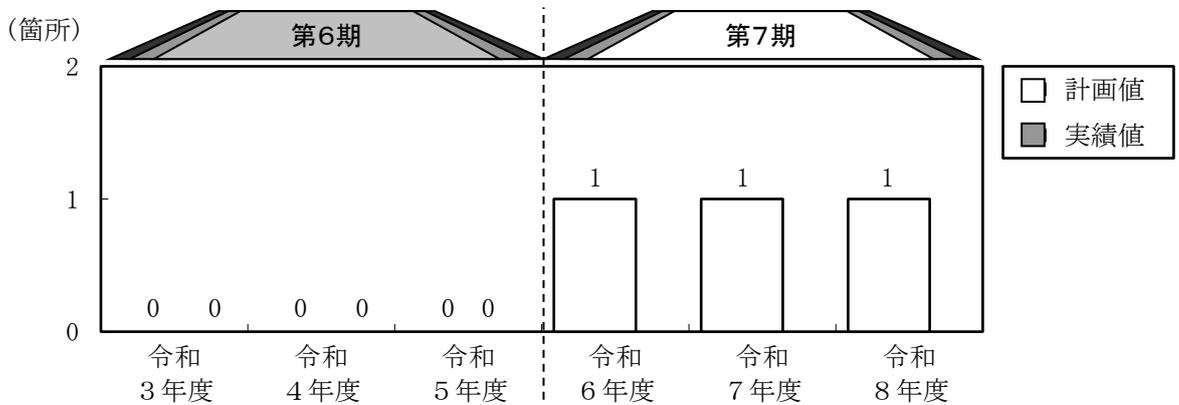
2
3 **【実施に関する考え方】**

4 第7期において、ニーズ調査、関連機関等への周知、支援体制の整備等(協力事業所の確保)を行
5 い、令和6年度より1名の利用者を見込みます。
6

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	—	—	—	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

7 **【実施箇所数】**



1 ●特別促進事業

2 7) 障害者福祉離島地域支援事業

3
4 【実施に関する考え方】

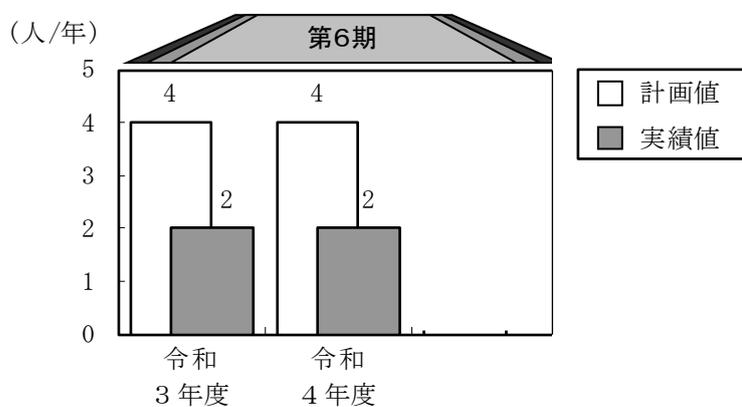
5 津堅島に居住する障がい者に居宅での支援等を行う事業所に対し、海路交通費等の助成金を交付
6 します。

7

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度
計画値	人/年	4	4
実績値	人/年	2	2
計画と実績の差		△2	△2

8 資料：障がい福祉課 令和5年度より単独事業で実施する。

9
10 【実利用人数】



1 **イ) 津堅キャロットピュアサロン事業**

2 津堅島の障がい者等を対象に、レクリエーション等のグループ活動をとおして、対人関係を改善
3 し、イベント等への参加並びに自主性や社会性を育て、自立と社会参加を促進する事業です。

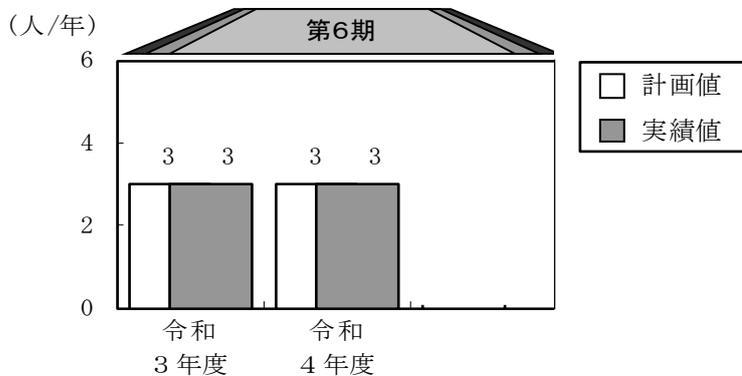
4 **【実施に関する考え方】**

5 事業内容の充実を図り、参加者の増加に努め、自立と社会参加を促進します。
6

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度
計画値	人/年	3	3
実績値	人/年	3	3
計画と実績の差		0	0

7 資料：障がい福祉課 令和5年度より単独事業で実施する。
8

9 **【実利用人数】**



(4) その他（単独事業）

① 生活サポート事業

【実施に関する考え方】

地域生活する障がい者に対し、日常生活に関する必要な支援を行うことにより、障がい者の自立生活と社会復帰を促進します。対象は介護給付支給の対象外と判断される者のうち支援が必要な障がい者、介護給付支給の対象であるが支給開始までの間緊急に支給を必要とする障がい者です。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	1	1	1
実績値	人/年	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		—	—	—			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

② 自動車運転免許取得・改造費助成事業

【実施に関する考え方】

障がい者の社会復帰を促進するため、自動車操作訓練・自動車の改造に要する経費を一部助成することにより身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	—	13	11	11
実績値	人/年	6	9	4	—	—	—
計画と実績の差		—	—	—			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

③ 障害者福祉離島地域支援事業

【実施に関する考え方】

津堅島に居住する障がい者に居宅での支援等を行う事業所に対し、海路交通費等の助成金を交付する事業ですが、第7期からは単独事業に移行して実施します。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	4	3	3	3
実績値	人/年	—	—	2	—	—	—
計画と実績の差		—	—	△2			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1 ④ 津堅キャロットピュアサロン事業

2 【実施に関する考え方】

3 津堅島の障がい者等を対象に、レクリエーション等のグループ活動をとおして、対人関係を改善
 4 し、イベント等への参加並びに自主性や社会性を育て、自立と社会参加を促進する事業ですが、第
 5 7期から単独事業に移行して実施します。

6

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	—	—	3	3	3	3
実績値	人/年	—	—	3	—	—	—
計画と実績の差		—	—	0			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

7

8

9

10

1

【地域生活支援事業(必須事業)の実績及び見込み一覧】

事業名	指標	単位	実績値			計画値			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
	実利用人数	人/年	64	1,532	1,550	1,565	1,580	1,595	
自発的活動支援事業	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4	
	実利用人数	人/年	160	183	310	325	340	355	
相談支援事業									
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	5	5	5	5	5	5	
	基幹相談支援センター	実施箇所数	人	1	1	1	1	1	1
		実利用人数	人/年	531	724	600	350	400	450
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
	実利用人数	人/年	739	833	900	350	400	450	
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施箇所数	箇所	—	—	—	—	—	—	
	実利用人数	人/年	—	—	—	—	—	—	
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	29	28	28	30	32	34	
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0	
	実利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0	
意思疎通支援事業									
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	件/年	554	496	556	570	580	590	
	手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	2,120	2,144	2,097	2,097	2,097	2,097	
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	20	14	14	14	14	14	
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	24	18	20	20	20	20	
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	17	37	28	28	28	28	
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	15	14	16	16	16	16	
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	2,041	2,059	2,016	2,016	2,016	2,016	
居室生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用人数	人/年	3	2	3	3	3	3	
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	5	0	6	0	6	0	
移動支援事業	実利用人数	人/年	136	140	170	178	186	194	
	延利用時間	時間/年	7,588	9,074	10,419	10,976	11,537	12,097	
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4	
	実利用人数	人/年	163	115	150	180	210	240	

※令和5年度は、見込みの数値。

2

3

4

1

【地域生活支援事業(任意事業)の実績及び見込み一覧】

事業名	指標	単位	実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等訪問入浴サービス事業	実利用人数	人/年	1	2	3	3	3	3
生活訓練等事業	実利用人数	人/年	97	83	95	96	97	98
日中一時支援事業	実利用人数	人/年	197	200	206	212	218	224
地域移行のための安心生活支援(お試し住居)	実利用人数	人/年	0	0	1	2	3	4
レクリエーション活動等支援事業	延利用人数	人/年	111	216	220	225	230	235
芸術文化活動振興事業	実利用人数	人/年	91	122	125	130	135	140
点字・声の広報等発行事業	実利用人数	人/年	523	518	525	530	535	540

2

※令和5年度は、見込みの数値。

3

4

【地域生活支援促進事業(市町村事業)の実績及び見込み一覧】

事業名	指標	単位	実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業								
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	14	10	10	11	12	13
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備	実施箇所数	箇所	1	2	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	12	23	30	30	30	30
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催数	箇所	1	1	1	1	1	1
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度普及啓発事業	実施箇所数	箇所	0	0	2	2	2	2
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1

5

※令和5年度は、見込みの数値。

6

7

【地域生活支援促進事業(その他社会参加促進事業)の実績及び見込み一覧】

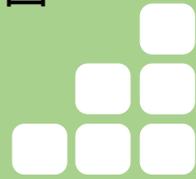
事業名	指標	単位	実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者福祉離島地域支援事業	実利用人数	人/年	2	2	—	—	—	—
津堅キャロットピュアサロン事業	実利用人数	人/年	3	3	—	—	—	—

8

※令和5年度より単独事業にて実施。



第7章 第3期障害児福祉計画
(令和6年度～8年度)



1. 障害児福祉計画の成果目標

(1) 障害児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

<障害児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備>

事 項	令和4年度末の 実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	98	105	108	112
認定こども園	111	169	174	180
放課後児童健全育成事業	113	115	120	125
幼稚園	1	0	0	0
地域型保育事業 (小規模、事業所内保育所等)	4	4	5	5

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和4年度	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

■ 具体的な方法

児童発達支援センターは、指定管理者制度を活用して運営しており、同じ建物内には児童館、親子通園が併設している。また、同一敷地内に複数の医療機関が入居する医療棟と認定こども園も隣接しており、「うるまこどもステーション」として福祉、医療、幼児教育が連携し活動している。なお、うるまこどもステーションの取り組みとしては以下のとおり。

- ①うるまこどもステーションの施設の活用（併設された児童館で、児童発達支援センターや親子通園等に通う児童やその保護者が親子で参加できるイベントの企画・開催）
- ②集団で過ごすための環境づくり（配慮を要する子へのソーシャルスキルトレーニングの実施や、本人を取り巻く環境などにも配慮しながら、集団の中で過ごせるような療育支援の実施）
- ③発達障害に関する市民への理解啓発（広報誌やイベント等による発達障害に関する情報発信）

- ④様々な課題を持った中高生の居場所(児童発達支援センターと併設された児童館の活用等による、中高生の居場所の確保を検討)
- ⑤うるまこどもステーションを中核とした地域におけるインクルーシブな取り組みの実施(うるまこどもステーションの所在地域での交流機会等を設けるとともに、市全域でのインクルーシブな社会づくりを図ります)

② 保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

	構築時期	備考
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	令和7年	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

保育所等や学校だけでなく、その他児童が集団生活を営む施設等と連携を図り、あらゆる場面での保育所等訪問支援の活用を推進します。

(参考：令和5年7月時点で市内保育所等訪問支援事業所数は9箇所)

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保(市内2事業所)		国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

①市内重心対応型事業所での受け入れ状況や、地域のニーズについて分析します。

②分析結果を踏まえ、障害児通所支援事業所の整備を推進するため、事業所指定を行う県に対する意見の申し出等を行っていきます。

(参考：令和5年7月時点で市内における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等は、2か所)

1
2
3
4
5
6
7
8
9

④ 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期*	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置		国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和8年度末までに確保することとされています

■設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	障がい者自立支援協議会作業部会として令和5年度「医療的ケア児(者)連絡会」を設置済

	設置人数	配置時期及び人数			備考
		令和6年	令和7年	令和8年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	7	9	11	13	

2. 障害児通所支援の見込量

(1) 障害児通所支援

ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。第2期の利用者数の実績値は計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

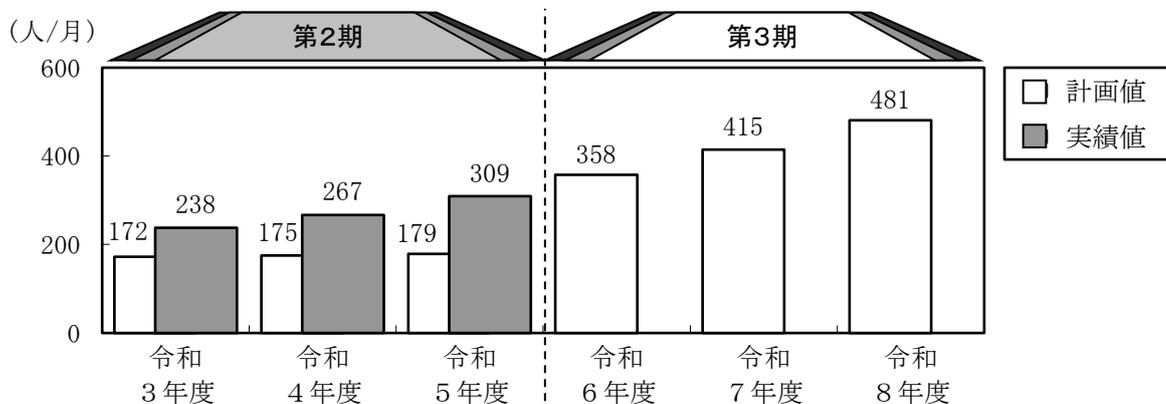
利用者数については、令和4年度実績値を基に、令和2～4年度の平均伸び率(116%)を乗じて算出。利用量は一月あたりの平均利用日数(15.8日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	172	175	179	358	415	481
実績値	人/月	238	267	309	—	—	—
計画と実績の差		66	92	130			

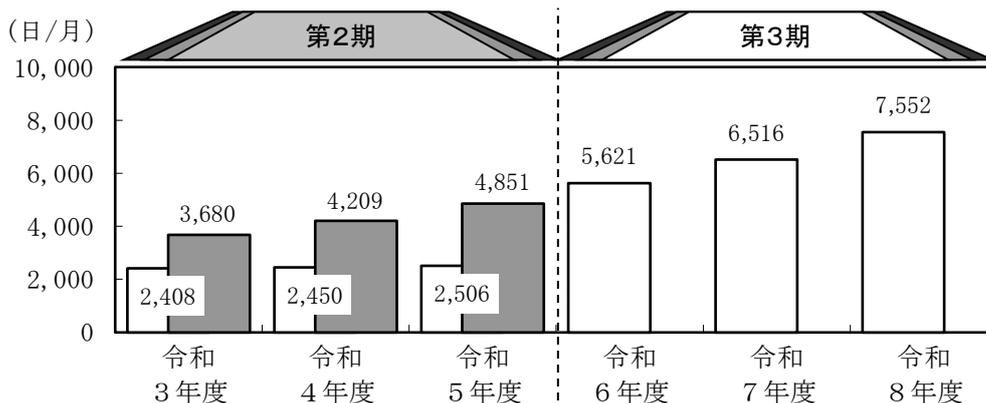
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,408	2,450	2,506	5,621	6,516	7,552
実績値	日/月	3,680	4,209	4,851	—	—	—
計画と実績の差		1,272	1,759	2,345			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



1 **イ) 医療型児童発達支援**

2 肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児
 3 童発達支援及び治療を行います。第2期の実績値は増減があり、計画値をやや下回っているのは、
 4 市内に事業者がなく、また中部管内でも1カ所であった事業所がなくなったために、令和5年度の
 5 利用が0人となっています。

6 **【見込み量の算出根拠】**

7 令和5年3月に中部圏域において医療型児童発達支援事業所がなくなり、現在は医療的ケア実施
 8 体制のある児童発達支援や放課後等デイサービス利用となっている。

9
10

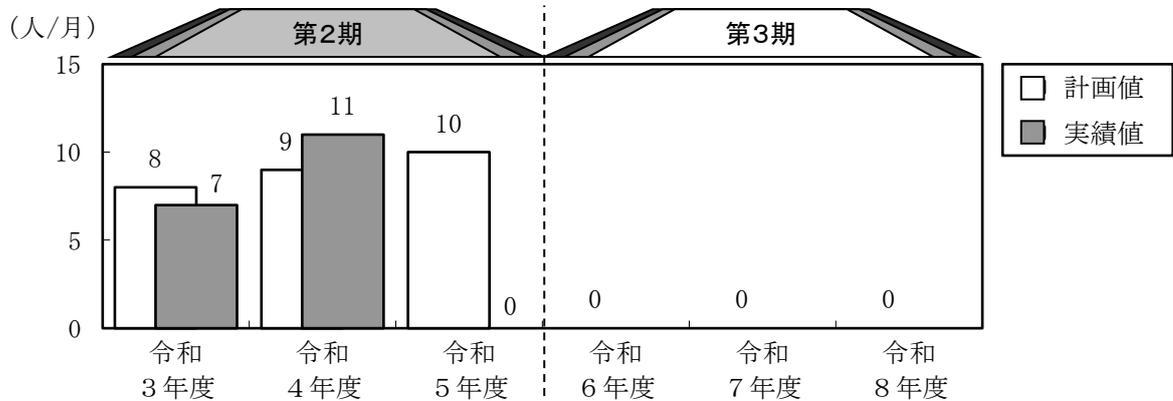
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	8	9	10	0	0	0
実績値	人/月	7	11	0	—	—	—
計画と実績の差		△1	2	△10			

11

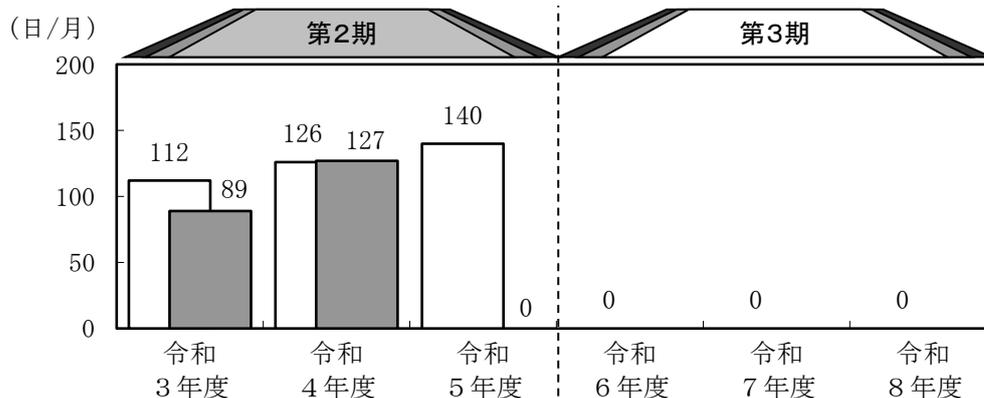
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	112	126	140	0	0	0
実績値	日/月	89	127	0	—	—	—
計画と実績の差		△23	1	△140			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

12 **【利用者数】**



25 **【利用量】**



1 **ウ) 放課後等デイサービス**

2 学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。
 3 第2期の実績値は、計画値を上回り、増加で推移しています。

4 **【見込み量の算出根拠】**

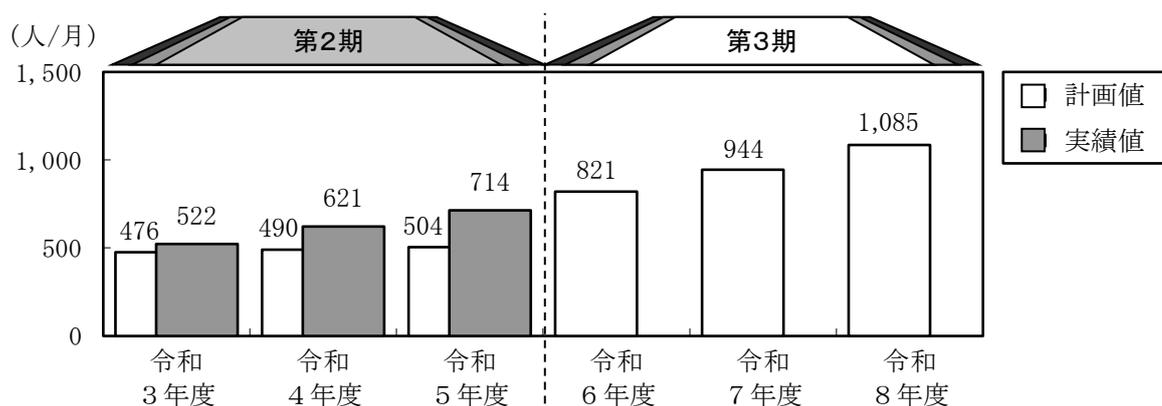
5 利用者数は令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(115%)を乗じて算出。また、利用量
 6 については一月あたりの平均利用日数(16.8日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。
 7

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	476	490	504	821	944	1,085
実績値	人/月	522	621	714	—	—	—
計画と実績の差		46	131	210			

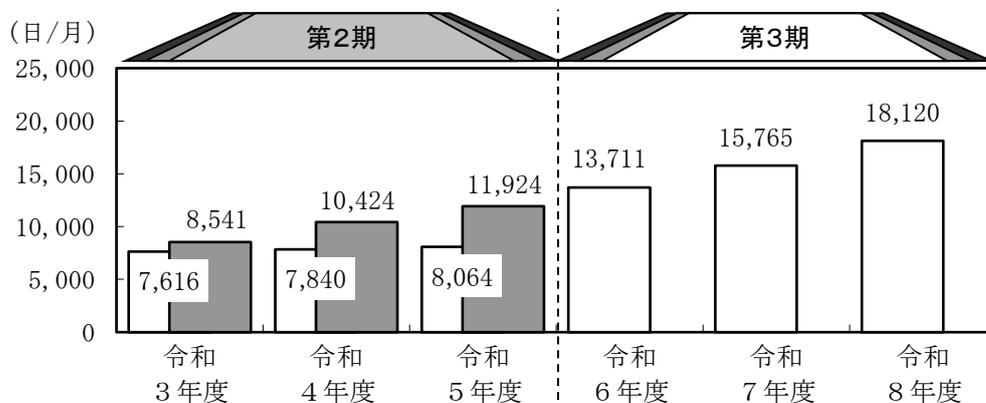
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	7,616	7,840	8,064	13,711	15,765	18,120
実績値	日/月	8,541	10,424	11,924	—	—	—
計画と実績の差		925	2,584	3,860			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9 **【利用者数】**



22 **【利用量】**



1 **エ) 保育所等訪問支援**

2 保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専
 3 門的な支援を行います。第2期の利用実績値は、計画値を大きく上回っています。今後、事業所の
 4 増加に努める必要があります。

5 **【見込み量の算出根拠】**

6 利用者数は児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の合計の1割を見込む。(R4参考：
 7 児発+法デイ 888人/保育所等訪問 73人=1.2割)。また、利用量については一月あたりの平均利
 8 用日数(16.8日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。

9

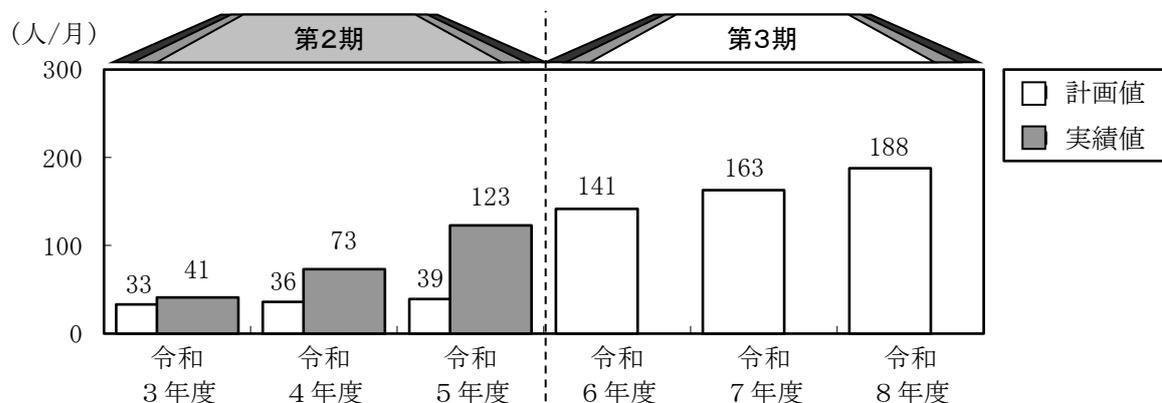
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	33	36	39	141	163	188
実績値	人/月	41	73	123	—	—	—
計画と実績の差		8	37	84			

10

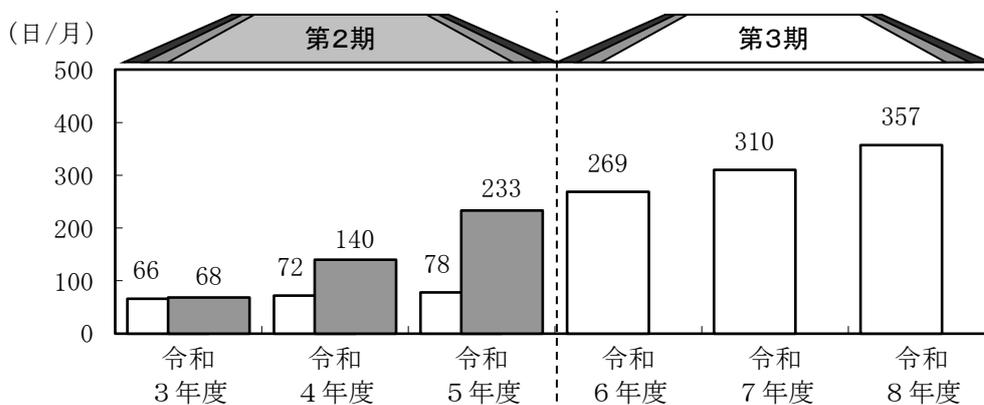
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	66	72	78	269	310	357
実績値	日/月	68	140	233	—	—	—
計画と実績の差		2	68	155			

11 資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

12 **【利用者数】**



14 **【利用量】**



1 **㊦) 居宅訪問型児童発達支援**

2 居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支
3 援を行うものです。

4 **【見込み量の算出根拠】**

5 利用者数については、令和5年4月時点での支給決定者を基準として各年度1名で算出。

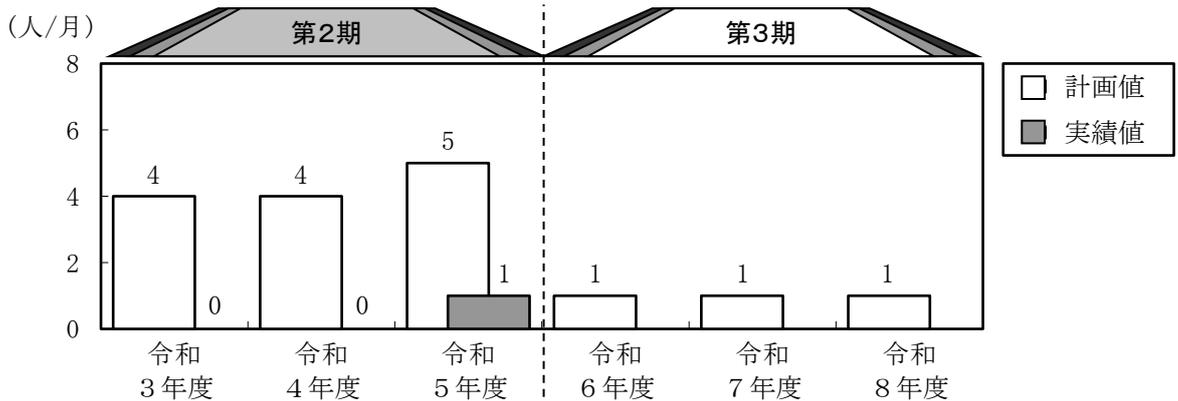
6 利用量については、居宅訪問型児童発達支援の標準支給量（4日）に利用者数を乗じて算出。
7

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	4	4	5	1	1	1
実績値	人/月	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△4	△4	△4			

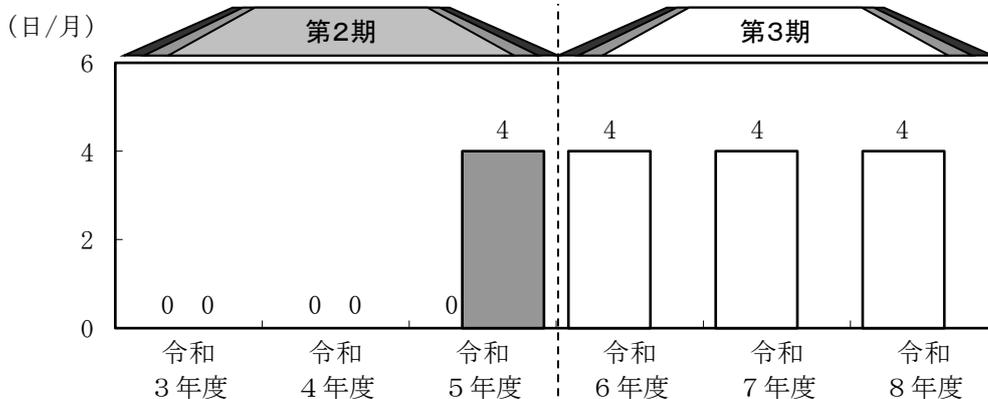
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	0	0	0	4	4	4
実績値	日/月	0	0	4	—	—	—
計画と実績の差		0	0	4			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

9 **【利用者数】**



11 **【利用量】**



1 **か) 障害児相談支援**

2 障害児が障害児通所支援を利用する際、障害児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変
 3 更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。第2期の利用実績は、計画値を大きく上回
 4 っています。

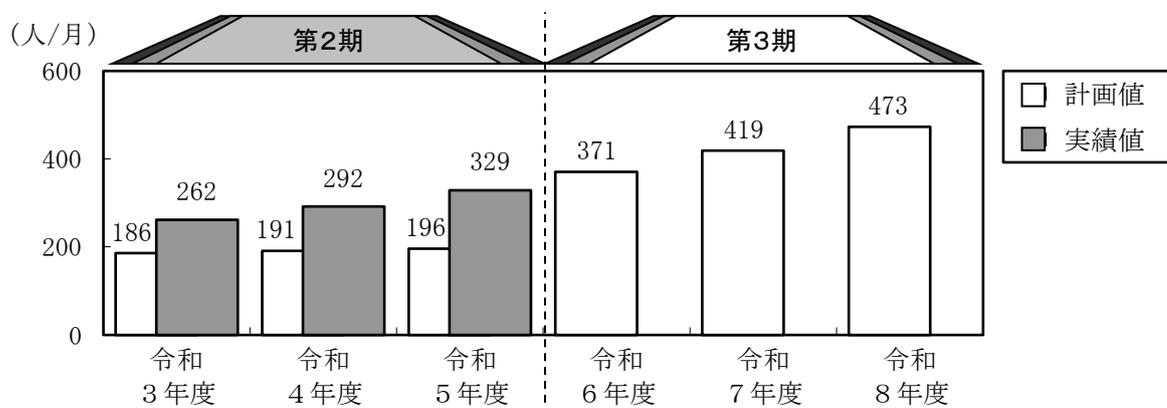
5 **【見込み量の算出根拠】**

6 令和4年度実績値を基に、令和2～4年度の平均伸び率(113%)を乗じて算出。
 7

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	186	191	196	371	419	473
実績値	人/月	262	292	329	—	—	—
計画と実績の差		76	101	133			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

8 **【利用者数】**



1

【障害児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

事業名	指標	単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者	人/月	238	267	309	358	415	481
	利用量	日/月	3,680	4,209	4,851	5,621	6,516	7,552
医療型児童発達支援	利用者	人/月	7	11	0	0	0	0
	利用量	日/月	89	127	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者	人/月	522	621	714	821	944	1,085
	利用量	日/月	8,541	10,424	11,924	13,711	15,765	18,120
保育所等訪問支援	利用者	人/月	41	73	123	141	163	188
	利用量	日/月	68	140	233	269	310	357
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	1	1	1	1
	利用量	日/月	0	0	4	4	4	4
障害児相談支援	利用者	人/月	262	292	329	371	419	473

2

※令和5年度は、見込みの数値。

3

4

5

(2) 障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策

6

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

7

8

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援や重度障がい児が利用できる事業所の確保を図るなど、障害児通所支援の利用しやすい環境づくりに努めます。

9

10

11

12

13

14



第8章 計画推進のために



1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制

本計画の推進にあたっては、事務局である障がい福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくりま

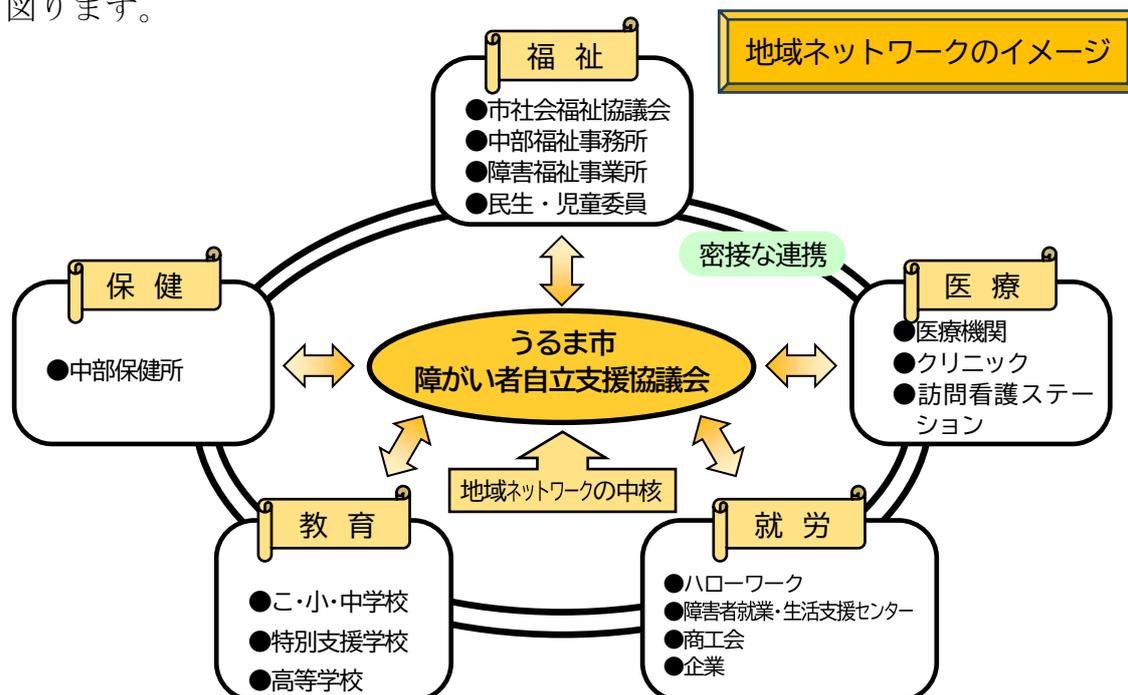
(2) 関係機関・障がい者団体等との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(3) 地域ネットワーク体制の構築

本計画を推進するためには、地域全体で障がい者を支える体制を確立する必要があります。特に、障がい者への相談支援体制の整備が必要であり、『うるま市障がい者自立支援協議会』を中心としたネットワークを構築し、障がい者の地域生活支援のための連携強化を図ります。障がい者自立支援協議会は、各関係機関の密接な連携の中心となり、相互につなぎ情報を集約するなど、総合的な調整を図ります。



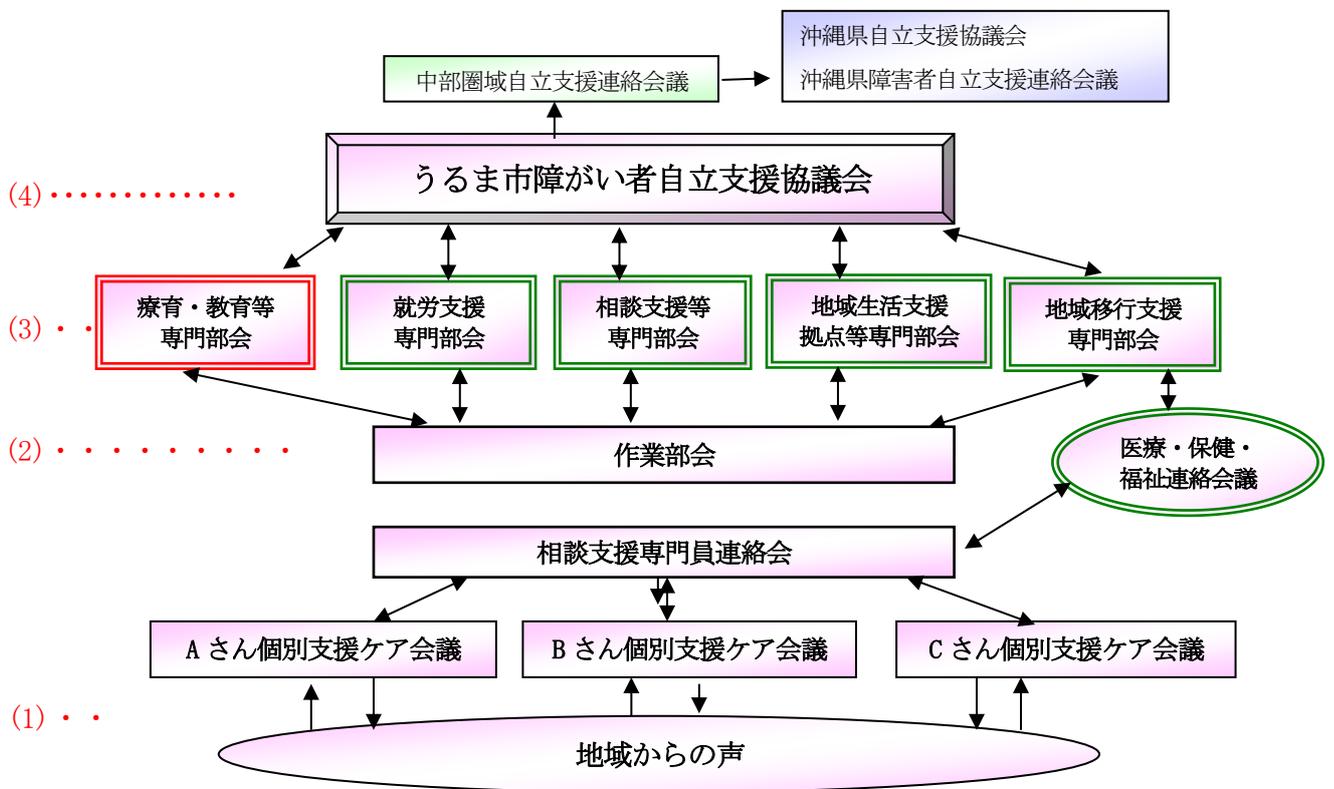
また、『うるま市障がい者自立支援協議会』は、障がい者や市民、障がい福祉団体、保健・医療機関、教育・雇用機関等の関係者が協議会委員となり、障がい者の福祉の推進に必要な事項について、様々な角度から協議する機関となります。

各専門部会については、個別支援から上げられた課題を解決するため、公的資源のみにとどまらず、新しい資源の開発も視野に入れて検討、討議されています。

(下記体制図参照)

必要に応じて今後新たな専門部会の発足をを行い、課題に対する解決策の協議を行い、適宜対応し、障がい者が自分らしく地域生活することを支援していきます。

うるま市障がい者相談支援体制



(1) 相談支援専門員は地域から処遇困難なケースがあがるとどのような支援が出来るのか個別支援ケア会議を行う

※**相談支援専門員**：指定特定相談支援事業所、市委託相談支援事業所の相談員。市民からの相談を受け、サービス調整や手続きの同行等の支援を行う。相談支援専門員は地域からの相談を第一線で受けて支援をするため、障がい者支援体制全体の要となっています。

※**個別支援ケア会議**：対象者が困っている事を解決するためや対象者に対する具体的な支援の方向性を確認するため開催する会議。本人、家族、市役所関係課、学校、事業所、民生委員等、直接関わりをもって支援していく関係者が参加します。

1 (2)個別支援ケア会議において解決できそうにない場合、作業部会において「あったらいいな支援」を
2 検討

3 ※作業部会：メンバーは市内の相談支援事業所の相談支援専門員と委託相談支援員及び市障がい福祉
4 課が担当。

5 うるま市では「相談支援専門員連絡会」を月1回開催しています。相談支援専門員が支援しているケー
6 スの経過報告と、個別支援ケア会議で解決が難しいケースについて支援の方法が他にないか話合う。

7 ※あったらいいな支援：現制度では解決出来ないケースについて「こんなあったらいいな」という支援
8 について話し合う。以後の流れの中で新事業の立ち上げ等に関わる重要な内容

9
10 (3)専門的なアドバイスが必要な場合、専門部会を開く。専門部会の人選は作業部会で行い、障がい者
11 自立支援協議会事務局が収集を行う。

12 ※専門部会：「あったらいいな支援」を実現化するために専門的立場の関係者を招集し話し合われる場。
13 公的サービスのみならず、インフォーマルサービスの開拓も視野に入れ、検討していく。

14 ※障がい者自立支援協議会事務局：市障がい福祉課が事務局となっています。

15
16 (4)専門部会を開き、「あったらいいな支援」がどのような形で支援できるのか専門的な立場から検討し、
17 市町村で解決出来ない場合は障がい者自立支援協議会にあげる

18 ※障がい者自立支援協議会：専門部会から上がってきた「あったらいいな支援」が市町村段階で出来る
19 かを検討し、市町村に既存する支援（事業）で対応出来るような場合は専門部会もどす。もし、市町村
20 でつくれば出来る支援（事業立ち上げ等）は市に提言します。市町村段階でも解決出来そうにない場
21 合、中部圏域自立支援連絡会議に提言し、県協議会にあげてもら

22 23 24 (4)計画の広報等

25 本計画について、計画書(概要版含む)のほか、市広報紙や市ホームページ、パ
26 ンフレット等を活用し、計画内容の周知を図ります。

27 また、自治会や民生委員・児童委員など地域で活動する方々に対し、地域住民
28 への計画の周知・広報について協力を依頼します。

2. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がい者が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保が重要となります。専門職養成のための支援策や、福祉の現場における魅力ある職場づくりについて、関係団体・施設等と連携を持ち、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、合理的配慮や障害者差別解消法、インクルーシブの考え方等について研修する機会を設け、行政職員の障がい者への理解と人権擁護意識の向上に努めます。

3. 計画の進行管理

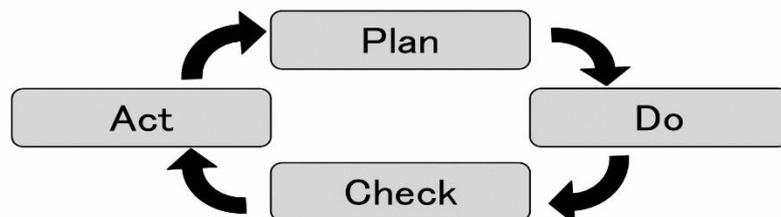
(1) 「うるま市障害者施策推進協議会による計画の点検

本計画の進行管理については、各課での自己評価により各事業・施策のチェックを行うほか、「うるま市障害者施策推進協議会」において計画の評価・点検といった進行管理を定期的を実施します。

(2) 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクルによる計画の評価を行い、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す